

法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方  
策等を検討するための調査研究  
(フィリピン共和国)

岡崎 友子

## 目次

はじめに	4
第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態	5
第1 はじめに	5
第2 フィリピンの司法制度	5
1. 最高裁判所	5
2. 控訴裁判所	6
3. 初級裁判所	6
4. 特別裁判所	7
5. 調停及び仲裁	8
6. 裁判所組織図	9
第3 法令の概要	10
1. 民法（契約法）	10
2. 知的財産法	12
3. 消費者法	19
4. 労働雇用省令 2011年 18-A（労働法第106条～109条に関する施行規則）	21
5. 会社等設立手続き	22
第4 法運用の実態	23
1. はじめに	23
2. 裁判の遅延	24
3. 超法規的殺人	25
4. 現上院議員（元司法長官）による汚職・不正疑惑	26
5. 情報取得の困難性	28
6. 大統領選挙による影響	30
7. 日系企業及び在留邦人からの視点	32
第5 小括	32
第2章 日系企業及び在留邦人が直面する法律問題の実態及びこれに対する対応の在り方	34
第1 はじめに	34
第2 日系企業が直面する法律問題	34
1. 一般企業法務	35
2. 会社設立	36
3. 外資規制	36
4. 労務問題	38

5. 契約関係.....	43
第3章 日系企業による法律問題解決の実情.....	43
1. 問題発生時の対応.....	43
2. 予防策としての対応.....	46
第4章 在留邦人が直面する法律問題.....	52
1. はじめに.....	52
2. 賃貸借.....	54
3. 交通事故.....	54
4. 使用人とのトラブル.....	55
5. ビザ関連.....	55
6. 日本人とのトラブル.....	56
7. 犯罪被害.....	57
第5章 在留邦人による法律問題解決の実態.....	57
1. 問題発生時の対応の実態.....	57
2. 事前の対策.....	58
第6章 法律問題への対応の在り方.....	60
1. 適切な者による対応.....	60
2. 適切な方法による対応.....	64
第7章 小括.....	69
第3章 法律問題への対応策の実践に当たり、日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的 支援の在り方及びニーズのボリューム.....	71
第1章 はじめに.....	71
第2章 当地の外弁規制.....	71
1. 外国法弁護士の活動整備のための制度概要.....	71
2. 議論の経過及び現状.....	72
3. 今後の見通し.....	72
4. 参考.....	73
第3章 日本の法曹資格者の活動環境.....	73
1. フィリピンで活動する日本の弁護士の人数.....	74
2. 日本の弁護士の活動形態.....	75
3. 日本法弁護士の活動状況.....	79
4. 他の外国法弁護士の活動状況との比較.....	80
5. 他国の日本法弁護士の活動状況との比較.....	82

6. 現地法曹有資格者の活動環境.....	87
第4 日本法弁護士による法的支援の在り方及びニーズのボリューム.....	90
1. 日本の弁護士による法的支援の在り方.....	90
2. 支援のニーズのボリューム.....	96
第5 支援策の試行.....	98
1. 日系企業支援策.....	98
2. 在留邦人支援策.....	108
第6 小括.....	125
おわりに.....	126

## はじめに

ビジネスのグローバル化に伴い、フィリピンをはじめとする東南アジア諸国への日系企業の投資・進出が進む中で、昨年度に続き、日本企業及び在留邦人に対して日本の法曹有資格者によるどのような支援が可能であるか、また、求められているかに関する調査を進めていく中で、基本的な問題意識や現状認識は不変であるものの、フィリピンにおいて政権交代があったことに対して、特別な注意を払う必要があると考えた。

昨年度の報告で述べた通り、フィリピンにおいては大統領の任期が6年かつ再選不可と規定されているため、6年に一度必ず起こる政権交代に伴う様々な不確定要素がある。さらに、2016年5月に行われた大統領選挙において、アキノ前大統領の後継指名を受けたマニユエル・ロハス候補（前内務自治長官）やアキノ政権の基本的施策の踏襲を謳ったグレース・ポー候補（上院議員）が落選し、さらには有力候補とされていたビナイ候補（前副大統領）が落選し、前政権との関係が比較的希薄なドゥテルテ候補（ダバオ市長）が当選することとなり、予見不可能性が一層高まったと言える。今年度の調査においては、新政権に対する期待や現時点での評価を聴取するとともに、日本でも大いに話題になったドゥテルテ新政権の特筆すべき動きについても記述することとした。

昨年度の調査においては、フィリピン共和国の概要や関係諸制度の概観、ヒアリングやアンケートによって聴取された事案やそれを基にした支援策のアイデア・試行について、一般論としてのフィリピンの社会的・文化的背景を基に記述した。今年度の調査は、それらの調査をさらに深めるべく昨年を引き続き日系企業・在留邦人にアンケート調査を実施した。また、昨年度のような国としての一般的な情報は最小限に留め、司法制度や主な法令、具体例を用いた法運用の実態に関する記述を充実することに努めた。

日系企業及び在留邦人が直面する法律問題については、アンケートやヒアリングにおいて明らかになった実態を、対応の在り方について実際に起きている具体的法律問題に即して詳述するとともに、どのようにそれらの問題の解決が図られているか、日本人弁護士が認知・活用されているかを記述した。

日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びニーズのボリュームについては、当地の外弁規制の最新動向を直接その作成に関わる者から聴取し、実態としてサービス供給側の日本人弁護士の滞在期間等を網羅的に調査するとともに、それらの現実に即した提言をまとめた。

本調査にあたっては、昨年度に引き続き、フィリピンに関する新聞記事、文献を参照したほか、フィリピンの諸機関、日系企業及び在留邦人の活動を支援する団体や、個々の日系企業、フィリピン人及び在留邦人に御協力を頂いた。

## 第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態

## 第1 はじめに

ビジネス関連法令の実態について記述するにあたり、基本的な前提として、フィリピンの司法制度の概観について述べることにした。法律問題に対して裁判等の司法機関を通じた解決を図ることは不可欠であり、その適切な運用が確保されることが前提となるものの、後述するように、その裁判が必ずしも円滑に運営されてないことが、法運用の問題の1つとして挙げられる。

法令の概要及び運用の実態については、徒に詳細に立ち入ることを避け、アンケートやヒアリング、当職の業務経験を通じて重要と思われる事項に絞って記述した。また、法運用の実態に関しては、確度の高い文献資料が乏しいため、大きく報道されている事案から、問題点を浮き彫りにするものを選んで記述した。

## 第2 フィリピンの司法制度

フィリピン憲法（1987年憲法）により、司法権は、最高裁判所及びに法に基づき立される下級裁判所に与えられる。最高裁判所の権限は憲法に規定されており、下級裁判所の権限はその他の法によって規定されている。下級裁判所には、控訴裁判所<sup>1</sup>、初級裁判所<sup>2</sup>、及びサンディガンバヤン<sup>3</sup>や税務控訴裁判所<sup>4</sup>を含む特別裁判所がある。

## 1. 最高裁判所

最高裁判所はフィリピンの司法階層の最高位に位置し、主席判事1人及び14人の判事により構成される。最高裁判所は判事全員の合議による大法廷又は裁量により3人、5人若しくは7人の小法廷によって審理する。現在、大法廷の他、5人の構成員を持つ3つの小法廷が設けられている。

最高裁判所は、大使、公使及び領事に影響する訴訟並びに裁判記録移送命令<sup>5</sup>、禁止令<sup>6</sup>、職務執行令状<sup>7</sup>、権限開示令状<sup>8</sup>及び人身保護令状<sup>9</sup>に関する請願を審理する権限を有するとともに、以下(a)から(e)に掲げる内容に関する下級裁判所による最終決定及び命令を留保、修正又は追認する権限を有する。

(a)条約、国際又は行政協定、法律、大統領による大統領令、宣言、命令、指示、規則又は規制に関する合憲性又は有効性に疑義が問題となっている全ての訴訟

---

<sup>1</sup> Court of Appeal

<sup>2</sup> Trial Court

<sup>3</sup> Sandiganbayan

<sup>4</sup> Court of Tax Appeals

<sup>5</sup> Certiorari

<sup>6</sup> Prohibition

<sup>7</sup> mandamus

<sup>8</sup> quo warranto

<sup>9</sup> habeas corpus

- (b) 税、関税、査察、徴収又は罰の合法性に関する全ての訴訟
- (c) 下級裁判所の権限が論点となっている全ての訴訟
- (d) 刑事裁判のうち、量刑が無期懲役<sup>10</sup>以上のもの
- (e) 法律の誤りや疑問のみが争われている全ての訴訟

最高裁判所裁判官の資格要件としては、①生まれながらのフィリピン人であり、②40歳以上であり、③15年以上の下級審の裁判官又はフィリピン国内における法律実務経験を有すること求められる。

## 2. 控訴裁判所

控訴裁判所は控訴を受け下級審の判断を再審査する裁判所である。1人の主席判事及び68人の判事が在籍し、それぞれ3名で構成される23の部署から成る。最高裁判所の控訴審としての権限に該当するものを除き、控訴裁判所の本来の権限は、裁判記録移送命令、禁止令、職務執行令状、権限開示令状及び人身保護令状の令状発出及び令状の発出又は執行の補助である。加えて、排他的な権限として、地方初級裁判所の全ての判決の無効化、地方初級裁判所や準司法機関による全ての最終判決、命令及び栄典に関する控訴裁判所としての機能がある。

控訴裁判所裁判官の資格要件としては、①生まれながらのフィリピン人であり、②40歳以上であり、③15年以上の下級審の裁判官又はフィリピン国内における法律実務経験を有することが必要である。

## 3. 初級裁判所

フィリピン国内の13の司法区のそれぞれに地方初級裁判所が設置されている。地方初級裁判所には1又は複数の支所が管区内に設けられることがある。地方初級裁判所は、民事訴訟のうちマニラ首都圏では40万ペソ、その他の地域では30万ペソを超えるもの、他の裁判所等の機関の所掌（サンディガンバヤン等に属するものを除く）ではない刑事手続を担当する。

地方自治体初級裁判所は市町村等の地方自治体により設立される。地方自治体初級裁判所は民事訴訟のうちマニラ首都圏では40万ペソ以下、その他の地域では30万ペソ以下の案件、及び罰金等適用可能なその他の刑罰等にかかわらず最高で禁固6年を超えない違反に関する案件を担当する。

初級裁判所裁判官の資格要件は裁判所の種類により異なる。地方初級裁判所は①生まれながらのフィリピン人であり、②35歳以上であり、③10年以上法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職についていたことが求められる。首都圏初級裁判所、ミュニシパル都市初級裁判所、ミュニシパル巡回裁判所の裁判官は、①生まれながらのフィリピン人であり、②30歳以上であ

<sup>10</sup> reclusion perpetua

り、③5年以上法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職についていたことを資格要件とする。



(上) 裁判所に入るマカティ市役所本庁舎ビル



(上) マカティ地方初級裁判所廊下



(上) マカティ地方初級裁判所法廷外観

#### 4. 特別裁判所

##### (1) 公務員特別裁判所（サンディガンバヤン）

サンディガンバヤン<sup>11</sup>は、一定の公職<sup>12</sup>にある者（一部の違反については給与等級にかかわらず全ての公職にある者）の汚職等に関する民事及び刑事事件について管轄を有する。

サンディガンバヤンの裁判官の資格要件としては、①生まれながらのフィリピン人であり、②40歳以上であり、③10年以上法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職についていたことが求められる。

##### (2) 税務控訴裁判所

税務控訴裁判所は租税に関する訴訟を担当する特別裁判所であり、主席判事1人及び5人の判事が在籍する。大法廷又は2つの法廷に分かれて裁判が行われる。控訴裁判所と同じく第2審の位置づけであり、裁判官の資格要件も控訴裁判所裁判官と同様である。

<sup>11</sup> Sandiganbayan

<sup>12</sup> 給与等級 27 以上



## (3) シャリア裁判所

イスラム教徒の紛争解決を目的とした特別裁判所として、シャリア裁判所及びシャリア巡回裁判所が設けられている。ミンダナオ地方の5つの特別司法地区に設置され、イスラム法に基づいた紛争解決が行われる。

シャリア裁判所では、裁判官にイスラム法の知識が要求される点が特徴的である。すなわち、資格要件として、①生まれながらのフィリピン人であり、②25歳以上であることに加え、③シャリア裁判所で実務を行うためのイスラム法の試験に合格することが必要となる。

## 5. 調停及び仲裁

フィリピンの調停として、裁判所併設調停<sup>13</sup>制度がある。裁判所併設調停は、通常裁判所に併設され、民事訴訟提起後に裁判官が調停による解決が妥当であると判断した場合に、フィリピン調停センター<sup>14</sup>において行われる。調停員は最高裁判所が認定する。

また、地方自治体レベルとしては、バランガイ調停制度が設けられている。バランガイ調停は、地域の最小行政単位であるバランガイごと設けられ、紛争当事者が同じ地域に居住する場合にバランガイ調停の申し立てを受理することにより開始される。調停はバランガイの役員により行われる。

民間機関としては、フィリピン紛争解決センター<sup>15</sup>という紛争解決機関が存する。フィリピン紛争解決センターは商事仲裁及び調停を扱い、国際案件にも対応する。

また、分野によっては調停又は仲裁制度が設けられ、例えば、知的財産分野においては知的財産庁における調停及び仲裁、建設分野においては設産業仲裁委員<sup>16</sup>会における調停及び仲裁、労務分野においては全国労働関係委員会<sup>17</sup>の労働仲裁人による仲裁、労働雇用省の全国和解調停委員会<sup>18</sup>、消費者法案件での貿易産業省による調停及び仲裁による解決が可能である。

---

<sup>13</sup> Court-Annexed Mediation

<sup>14</sup> Philippines Mediation Center

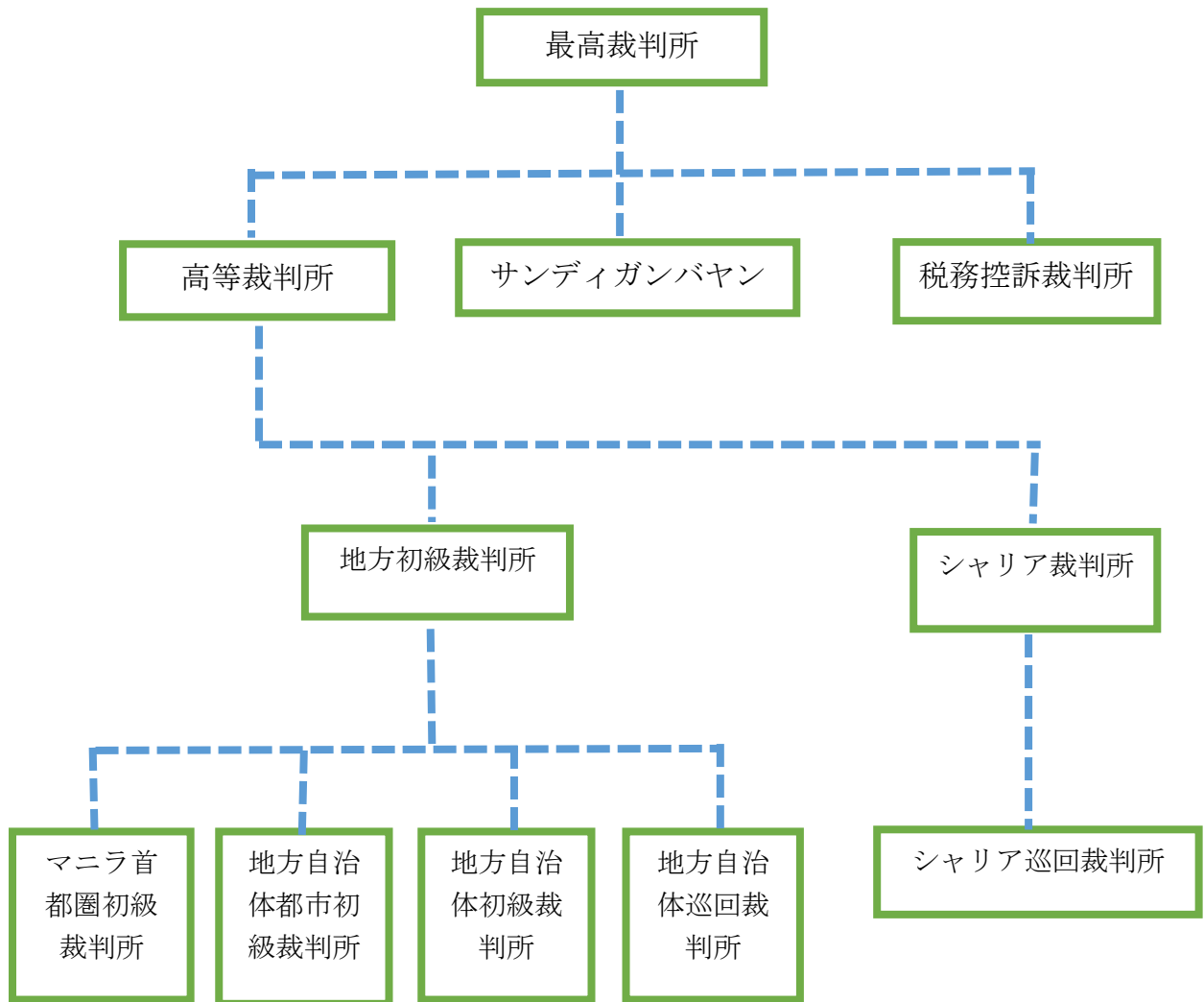
<sup>15</sup> Philippine Dispute Resolution Center Inc. (PDRCI)

<sup>16</sup> Construction Industry Arbitration Committee (Ciac)

<sup>17</sup> National Labor Relations Commission (NLRC)

<sup>18</sup> National Conciliation and Mediation Board

6. 裁判所組織図<sup>19</sup>



<sup>19</sup>官報ウェブサイトを参考に作成。 <http://www.gov.ph/images/uploads/Judiciary-chart-July-021.jpg>

## 第3 法令の概要

1. 民法（契約法）<sup>20</sup>

## (1) 法令の概要

フィリピンが過去にスペイン及びアメリカに統治されたという歴史的背景の下、フィリピン民法はスペイン民法及びアメリカ民法の影響を強く受ける。

フィリピン民法は2770条からなり、「人」<sup>21</sup>、「所有権及びその変更」<sup>22</sup>、「異なる所有権取得の方法」<sup>23</sup>及び「債務及び契約」<sup>24</sup>の4つの部分から構成される。

契約法に該当する、「債務及び契約」は、第1156条から始まり、契約の基本的なルールを定める。具体的には、「債務」、「契約」、「自然債務」、「禁反言」、「信託」、「売買」、「交換」、「賃貸借」、「組合」、「代理」、「貸付」、「預託」、「射幸契約」、「和解及び仲裁」、「保証」、「質権、抵当権及びアンチクレシス」、「特別な契約債務」、「損害」及び「優先債権及び一般債権」の19項目が定められる。

## ○契約の成立

契約は、当事者の一方が他方に対し物又はサービスを提供することに関する意思の合致であり、契約当事者を拘束する。契約当事者は、法、道徳、適切な慣習又は公の秩序に反しない限り、便宜に合わせて契約条件を定めることができる。

原則として契約は単なる合意により完了する。しかし、預託、質入及び使用貸借等の要物契約は、引き渡し債務履行がない限り完了しない。

契約の成立のためには、以下を満たす必要がある。

- ①契約当事者の合意
- ②契約の主題に関する特定の目的
- ③債務発生の原因

## ○契約の形式

不動産に関する物権の設定、移転、変更又は消滅を目的とする契約などの一定の契約は公的文書<sup>25</sup>に現されなければならない。また、500ペソを超える契約は、私文書であっても、書面に記載されなければならない。

<sup>20</sup> Civil Code of the Philippines, R.A. No. 386

<sup>21</sup> Book 1

<sup>22</sup> Book 2

<sup>23</sup> Book 3

<sup>24</sup> Book 4

<sup>25</sup> 公証した書類は公的文書（Public Document）とされる。

○契約の解釈

契約の条件が明確かつ契約当事者の意思に疑義が存しない場合、契約条項の字義に従う。文言が当事者の明確な意思に反する場合、当事者の明確な意図が文言に優先する。当事者の意思の判断に当たっては、主に契約時及びその後の行動を考慮する。

民法の規定により疑義を解消できない場合、疑義が無償契約の付随的な部分に係る時には、権利及び利益の移転の最小化が優先する。有償契約の場合、疑義は利益を相互に最大化する形で解決される。疑義が契約の主要目的に関し当事者の意図を知りかねる場合、契約は無効である。

○債務の消滅原因

債務の消滅原因は以下の通りである。

- ①支払い又は履行
- ②対象の消滅
- ③債務免除
- ④債権者及び債務者の権利の合同
- ⑤補償
- ⑥更改

(2) 所管官庁

司法省<sup>26</sup>

(3) 運用の実情（予見可能性及び透明性の実情）

民法は契約の基本となる法律である。弁護士を通じて契約を締結する場合、民法に従った対応がとられており、訴訟になった場合であっても民法の運用自体に疑問を感じることはなく、透明な運用が行われている。フィリピン法弁護士へのヒアリングによると、民法は基本的に条文が容易かつ明確なため、予見可能性は高く、訴訟などで問題になるのは民法の運用それ自体より証拠の評価や事実認定にかかる部分であるとのことである。

(4) 最高裁判決

○契約内容の自由に関する判例（1996年3月20日最高裁判決）<sup>27</sup>

賃借人が退去期日までに目的物を明け渡さない場合に、賃貸人が有するその他の救済手段を害することなく、賃借人が損害として1日1,000ペソの責任を負う旨の合意の有効性が争われた事案において、最高裁判所は「契約当事者には法令、道徳、善良な慣習、社会秩序又は公共政策に反しない限り、契約内容を定める自由があり、強制又は詐欺によるこ

<sup>26</sup> Department of Justice

<sup>27</sup> G.R. No. 116665

となく締結された本質貸借契約（第10項）には何らの不道徳性又は違法性がない。当該契約の締結後、司法機関による救済を求め、上告人が、当該罰則は常識では考えられず不公正であると弁解して自己の言葉に背を向けることはできないのであり、上告人は更なる損害賠償責任を逃れることはできない」とした。

この判例に述べられているように、フィリピンにおいても契約自由の原則があり、その制約についても我が国と類似していると言えるので、その点については留意すべき特別な差異は無いと考えられる。

#### ○売買に関する判例（2003年3月26日最高裁判決）<sup>28</sup>

二重譲渡の事例において、「不動産の二重譲渡の際の適切さ及び実質性を判断するのは、第二譲渡の買主が誠実であったか否かではなく、第二譲渡の登録が誠実に行われたか否か、すなわち販売対象となる資産の所有権の欠陥を認識しなかったことである。単なる登録では不十分であり、登録時に誠実であることが必要である。資産の所有権を取得するためには、第二譲受人は先んじて登録すればよいだけでなく、売主が別の譲渡を行っていることを知らずに誠実に行動しなければならない。」と判断した。

売主が第二譲受人に対して譲渡の話を持ち掛けた際に当該不動産に担保が付されており第二譲受人が購入を希望する場合買主がローンの支払いをしなければならないことを説明し第二譲受人は当該条件を承諾したこと、後日第二譲受人の父親がバランガイ・オフィサーを伴い第一譲受人を訪問し、売主に支払った5,000ペソの返還を申し出、その際に土地の返還を提案しなかったことから、第二譲受人は誠実な買主ではないとした。また、第一譲受が申し出を拒絶し銀行に行くことさえも禁じたこと、既に土地を占有しているものの登録をしていない第一譲受人を害して第二譲受人最初の登録者になりたかったことは不誠実さを示す別の要素であるとした。

日系企業及び在留邦人は、不動産譲渡の対抗要件に登記のみならず誠実性が求められること及び誠実性の判断に当たっては具体的な事情が考慮されることを留意すべきである。

## 2. 知的財産法

### (1) 法令及び政省令の概要

フィリピンの知的財産に関連する法令としては、知的財産法、発明に関する規則、特許、実用新案及び意匠に関する施行規則、商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則、自発的ライセンスに関する規則及び技術移転法、知的所有権に係る法律の違反に対する行政不

<sup>28</sup> G.R. No. 142403

服申立に関する規則、技術移転についての支払及び作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に関するライセンスの条件に係わる紛争の解決についての改訂規則がある。知的財産権制度の概要は以下の通りである。

○特許

対象：発明を対象とする。「発明」とは、製品、方法、いずれかの改良、又はそれらに関連する技術的解決をいう。

要件：①新規性、②進歩性、③産業上の利用可能性。新規性とは、先行技術について「発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆が利用することができるようにされている全てのもの」をいう。

先願主義が採用されている。

実質審査は行われ、保護期間は出願から 20 年間である。

○著作権

著作物は、その様式、表現形式、内容、質及び目的の如何を問わず、その創作の事実のみにより保護され、二次著作物も著作権により保護される。著作権は経済的権利及び人格的権利からなる。

保護期間は著作物の種類により異なり、現著作物及び二次的著作物は著作者の生存中及びその死後 50 年間、共同著作による著作物は最後に死亡した著作者の生存の間及びその死後 50 年間、応用美術の著作物は作成日から 25 年間、匿名・変名による著作物、写真の著作物及び視聴覚著作物は公表日又は未公表の場合には作成日から 50 年間である。

○実用新案<sup>29</sup>

対象：発明を対象とする。「発明」とは、製品、方法、いずれかの改良、又はそれらに関連する技術的解決をいう。方法の発明も含まれる。

要件：①新規性及び②産業上の利用可能性。新規性とは、先行技術について「発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆が利用することができるようにされている全てのもの」をいう。

実質審査：実質審査は原則として行われない。公告後に第三者から異議が提出された場合には実質審査が行われる。また、権利行使等の前に、出願人から知的財産権庁に対し登録性に関する報告を求めることも可能であり当該報告には新規性等の登録要件の検討が含まれる。

保護期間は出願日から 7 年間である。

<sup>29</sup> 特許に関する規定が実用新案に準用される。

○意匠

対象：工業上の物品又は手工芸品に特別の外観を与え、模様として機能する、線又は色からなる構図又は三次元の形状を対象とする。

要件：新規性及び装飾性。新規性については、世界公知公用主義が採用されている<sup>30</sup>。

保護期間は出願日から5年間。ただし、5年単位で2回の更新が可能である。

○商標

対象：企業の商品（商標）又はサービス（サービス・マーク）を識別することができる可視標識が対象となる。刻印又は押印した商品の容器も対象に含まれる。

実質審査が行われ、保護期間は出願日から10年間である。回数の制限なく更新することができる。商標登録を維持するには定期的に使用宣誓書を提出しなければならない。

○技術移転契約

フィリピンでは、技術移転契約の対象は他国よりも広く解される。技術移転契約をフィリピンにおいて執行可能とするためには、技術移転契約を特許庁に登録する必要がある。一定の条件のもと技術移転契約の特許庁登録は不要であるが、当該条件成就の有無の判断をもって技術移転契約のフィリピンでの執行の可否を不安定にさせないため、実務上は当該条件に該当すると思われる場合であっても登録が行われている。

(2) 所管官庁

フィリピン知的財産庁<sup>31</sup>

国家捜査局知的財産権部<sup>32</sup>

貿易産業省法務部<sup>33</sup>

税関 知的財産室<sup>34</sup>

国家警察<sup>35</sup>

司法省<sup>36</sup>

(3) 運用の実情

<sup>30</sup> 印刷物又は現実の形状により開示されることが条件とされる。

<sup>31</sup> Intellectual Property Office Philippines (IPOPIL)

<sup>32</sup> National Bureau of Investigation, Intellectual Property Rights Division

<sup>33</sup> Office of Legal Affairs, Department of Trade and Industry

<sup>34</sup> Bureau of Customs, Intellectual Property Unit

<sup>35</sup> National Police (NP)

<sup>36</sup> Department of Justice (DOJ)

フィリピンの街中には違法コピーが溢れているという実情がある。靴や鞄など明らかに違法コピーのハイブランド品を取り扱う店が多数集まるショッピングモールなども存在する。また、ある日系企業からは、自社の二輪車の模倣品に悩まされているという話も出た。

その一方で、知的財産分野を専門に取扱うフィリピン法弁護士のヒアリングによると、知的財産法は適切に運用されており、透明性についても特段問題を感じないとのことであった。また、米国の知的財産権に対する対外制裁であるスペシャル 301 条に基づく監視国リストからフィリピンが除外されことや、欧州委員会が作成した「欧州委員会職員作業文書 第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書」の優先監視国リストにおいてかつてフィリピンは優先度 2 とされていたところ、近年優先度 3 に優先度が下げられていることから、状況が改善しているように見られる。



(上) 模倣品が集まるショッピングモール。店員は道行く人々に高級ブランドのコピー商品がある旨を呼びかけてバッグや財布などの購入を促す。



(上) 高級ブランド時計の模倣品



(上) 高級ブランド財布の模倣品





(左) 違法コピーとみられる人気キャラクターの玩具。簡易なビニール袋に入れて販売され、販売価格は正規品の約半額であった。

#### (4) 最高裁判決<sup>37</sup>

##### ○商標の類似性に関する判例（1990年1月25日最高裁判決）<sup>38</sup>

デルモンテ社の登録商標とサンシャイン社のケチャップ商品のロゴの類似性が争われた事案である。最高裁は、問題は二つの品物を並べたときにラベルにより識別することができるかどうかではなく、疑いを持たず油断した気軽な消費者の目で見ると当該商品により生じる一般的な混同により、消費者に混乱を生じるか否かであること、商標侵害の有無は分解して判断するのではなく商標を全体として考慮すべきであること、高等裁判所が通常の購入者の年齢、訓練及び教育、商品の性質及び価格、当該商品が即時の消費のために購入されるか否か並びに当該商品購入の際の通常条件といった事項について判断していないことを述べたうえで、大要以下のように判示した。

本件は、ラベルと併せて分析したとしても、サンシャイン社のラベルがデルモンテ社の商標の模造品であると判断することは難しいものではない。デルモンテ社のラベルで際立って使用される色は緑色及び赤みがかかったオレンジ色であり、サンシャイン社と同じである。双方の瓶には「ケチャップ」という文字が白色で印刷されており、その印刷／文字は同じ様式である。サンシャイン社のロゴはトマトではないものの、それにもかかわらずそれはほぼトマトの形を成している。通常、商標を侵害する者は、商標をそのままコピーするのではなく、一般大衆を混乱させるに足りる類似点のみならず、裁判所を混乱させるに足りる相違点も盛り込む。製造業者が製品包装を準備する際、業者は他社製品と区別するために十分な無限の用語、語句、色及び記号についての選択肢を有することは否定できない。広い選択肢にもかかわらずサンシャイン社が合理的説明なくデルモンテ社と同じ色及び文字を使用することを選択した

<sup>37</sup> なお、知的財産庁の裁定内容は、知的財産庁ウェブサイトの IP Case Library で確認することができる。<http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipcaselibrary/main.html>

<sup>38</sup> G.R. No. 78325

本件では、誤認を生じさせるために故意に行ったものであるとの結論は免れられない。

○商標の類似性に関する判例（2001年4月4日最高裁判決）<sup>39</sup>

CFC社が登録申請した「FLAVOR MASTER」という商標と、ネスレ社の登録商標である「MASTER ROAST」及び「MASTER BLEND」の類似性が争われた事案である。

最高裁は、模造品か否かの判断に当たっては要部観察及び全体的観察の2つの手法があること、裁判所は個別の状況に応じて先例を適用すべきであるとして本件では要部的観察テストを採用し、大要以下のように判示した。

最高裁は特許庁の以下の判断に同意する。

「MASTER」が製品中央に太字かつ「ROAST」の約2倍の大きさを印刷されネスレ社製品のマークの支配的な特徴である。さらに当該商品の宣伝のテレビやラジオCMその他広告において「MASTER」という用語は常に強調されていた。当該商品の宣伝に起用されていた人々は「Master of the Game」、「Master of the Talk Show」等と称されていた。これらの宣伝計画により一般大衆の心理は「MASTER」という用語とネスレ社製品を結び付けるようになっていた。

また、「MASTER」という用語は一般的でもコーヒーを記述するものでもない。当該用語は商標として避けることのできないものではなく、したがって法的に保護されることができる。

「MASTER」の用語はネスレ社の宣伝によりもたらされた同社を連想させる用語である。コーヒー製品に「MASTER」の用語が使用されると、ネスレ社のコーヒー製品との印象をもたらす。「MASTER」はネスレ社コーヒー製品の「MASTER ROAST」及び「MASTER BLEND」を意味するものとして認知されている。したがって、CFC社がそのコーヒー製品「FLAVOR MASTER」に「MASTER」の用語を使用した場合、一般購入者に混同や誤認を生じさせ、または騙すおそれすらある。

上記2つの判決を踏まえ、日系企業が留意すべき点は、商標の類似性の判断基準は画一的に定められるものではなく、裁判所が関係する商標に関する個別具体的な事情を踏まえて判断方法を決することである。表面的・外面的な異同のみならず、具体的事情を考慮した上での先例の判断を検討することが必要になる。

○特許権侵害及び差止請求に関する判例（2014年7月2日最高裁判決）<sup>40</sup>

<sup>39</sup> G.R. No. 112012

<sup>40</sup> G.R. No. 194872

アトロバスタチン・カルシウムを含む医薬物質 3 つについてフィリピンで特許権を有する被上告人 A がその関連会社とともに当該特許の対象となる製品を「Lipitor」の名で販売し、フィリピンでは被上告人 B を独占的ライセンスとして当該特許の対象となる商品を輸入、販売促進、流通及び販売を行わせていたところ、上告人が、食品薬品局から同じ結晶構造のアトルバスタチンカルシウムを含む「Atopitar」という名の商品の製品登録証を取得し、Atopitar をフィリピン国内で販売及び流通し、その広告に Atopitar は被上告人 A 又は B ではなくパキスタンの Geafman Pharmaceuticals により製造されたものである旨表示していたため、被上告人 A 及び B が、特許権侵害に基づき損害賠償請求及び差止命令を求めて提訴したという事案において、地裁では、特許権侵害及び損害賠償請求に対する判断に対する影響を考慮し差止請求が認められなかったところ、高等裁判所は、差止命令が予断を生じさせるものではないとして、地裁判決を破棄し差止命令を発行した。これに不服を有する上告人が上訴したところ、最高裁は、当該製品名の学術性を理由に上告を棄却した。

(5) 政府関連機関ホームページ

知的財産法 (JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>

発明規則 (JETRO)

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/hatsumei\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/hatsumei_kisoku.pdf)

実用新案及び意匠に関する規則 (JETRO)

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/jitsuyou\\_isyoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/jitsuyou_isyoku.pdf)

商標規則 (JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/syohyou.pdf>

自発的ライセンス許諾に関する規則 (JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/license.pdf>

知的所有権に係わる法律の違反に対する行政不服申立に関する規則 (JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/gyouseifufuku.pdf>

技術移転についての支払、及び作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に関するライセンスの条件に係わる紛争の解決についての改訂規則 (JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/funsoukaiketsu.pdf>

産業財産権に関する制度概要 (特許庁)

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyou\\_zaisanken\\_gaiyou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyou_zaisanken_gaiyou.htm)

### 3. 消費者法<sup>41</sup>

#### (1) 法令及び政省令の概要

消費者法は、消費者の利益を保護し、公衆福祉を促進し、事業及び産業遂行の基準確立のために制定され、以下の目標を掲げる。

- ①健康及び安全に対する侵害からの消費者の保護
- ②不公平かつ非良心的な売買契約からの消費者の保護
- ③消費者による健全な選択及び適切な権利行使を促進するための情報及び教育の提供
- ④適切な救済措置の権利及び手段の提供
- ⑤社会経済政策作成に当たっての消費者代表者の関与

消費者法は、欺瞞的な販売行為及び慣行の禁止や、虚偽、欺瞞的又は不実広告の禁止が規定されるとともに、商品の品質及び安全性、サービス保証、ラベリング及び公正な包装、広告及び販売促進等について規定している。

消費者法に基づき、各所轄官庁は、品質安全基準を制定、公表している。

また、国家消費者問題評議会<sup>42</sup>が設立されている。国家消費者問題評議会の機能には、消費者保護のためのシステム統合、関連する法律の調査、施行及び監視監督、消費者紛争の仲裁等がある。

消費者法は、申立人が自然人であり、対象が消費者製品又は消費者サービスであり、上記に関する一切の事項を対象とする性質の申し立ての場合に適用される。

消費者法違反に対しては、交換又は修理、返金、契約取消、申立費用の請求、損害賠償請求等があるところ、消費者からの申し立ては以下の流れによって解決される。

- 調停
- 準備手続き
- 仲裁委員による審問及び仲裁判断
- 仲裁判断に不服のある場合、所轄官庁の長に対し 15 日以内の不服申し立て
- 所轄官庁の長による判断に不服がある場合、裁判所に対し 15 日以内の不服申し立て

#### (2) 所管官庁

<sup>41</sup> The Consumer Act of the Philippines (R.A. No.7394)

<sup>42</sup> National Consumer Affairs Council (NCAC)

保健省<sup>43</sup>：食品、薬品、化粧品、機器類、物質

農業省<sup>44</sup>：農業関連品

貿易産業省<sup>45</sup>：上記以外の消費財

### (3) 運用の実情

フィリピン法弁護士を対象としたヒアリングでは、消費者法に関連した法的問題において運用の透明性に問題を感じたことがあるとの回答はなかった。また、日系企業及び在留邦人を対象としたヒアリングにおいても、消費者法が問題となるトラブルの言及はなく、運用の実情についても意見を聴取することができなかった。

### (4) 最高裁判決

#### ○管轄に関する判例（2014年9月29日最高裁判決）<sup>46</sup>

車の買主が、消費者法に基づき、不完全な商品であることをもって買主に対して返金等を求めた事案において、消費者仲裁事務所が返金等を認める判断をしたことに対し、売主による消費者仲裁事務所に対する不服申し立て及びその却下、売主の貿易産業省長官に対する再考申し立て及びその却下、売主による大統領府に対する不服申し立て及びこれを受けての大統領府による原判断を覆す判断、買主による大統領府に対する不服申し立て及びその却下を経て、当該状況に不服の買主が大統領府に管轄がないことを主張し高等裁判所に対する裁判記録移送命令の申し立てを行ったところ、高等裁判所は不服申し立て方法が異なることを理由に申し立てを却下した。そこで買主が上訴したのが本件である。

最高裁判所は、貿易産業省は消費者からの訴えについて権限を有し、その判断は貿易産業長官に不服申し立てをすることができること、大統領府に対する不服申し立ては行政命令 1987 年第 14 号により定められるところ特別法により異なる不服申し立て方法が定められる場合には大統領府に対する不服申し立ての必要がないこと、特別法である消費者法が明確に貿易産業長官の判断に対する不服申し立ては適切な裁判所に対する裁判記録移送命令の申し立てにより行うことを定めていることから、本件は直接高等裁判所に対する裁判記録移送命令の申し立てを行うべきであったとした。そこで、上訴を認め、高等裁判所の決定を破棄し、大統領府の判断を無効とし、貿易産業長官の判断を維持するとした。

#### ○時効期間に関する判例（2006年11月29日最高裁判決）<sup>47</sup>

<sup>43</sup> Department of Health

<sup>44</sup> Department of Agriculture

<sup>45</sup> Department of Trade and Industry

<sup>46</sup> G.R. No. 192957

<sup>47</sup> G.R. No. 141480

買主が、1997年11月27日に購入し、その2日後に引き渡しを受けた新車につき、1998年10月に大雨の中での運転によりエンジンに亀裂が入ったことから、黙示の保障を根拠として新品エンジンへの交換を売主に対して求めたところ、売主が当該エンジンの損傷は保証対象外であることにより交換に応じなかったため、1999年4月20日に損害賠償を求め訴訟した事案である。原審では、補償カードや補償契約が添付されていないことから黙示の保証の対象となり、売主は隠れた瑕疵や買主が認識している欠陥等に対する責任を負わないこととなり、時効期間は6か月間であるとした。また、消費者法に基づき保障に関する民法の条項が全ての契約に適用されること黙示の保証の期間は60日以上1年以内であり、時効期間を2年とする消費者法第68条は特別な状況での条項であるため当該民法の規定に優先されないとした。買主による上告について最高裁は手続き的な理由で却下したが、仮に主張が消費者法に該当するとしても黙示の保証の時効期間である1年間を経過していることから依然却下されると判示した。

#### 4. 労働雇用省令 2011年 18-A（労働法第 106 条～109 条に関する施行規則）

現在フィリピンに進出する日系企業の関心が最も高い労務問題の一つが、労働雇用省令 2011年 18-A（以下「18-A」という。）である。18-Aは、労働力のみの請負の禁止規定をはじめとする請負について定める労働法第 106 条から第 109 条に関する施行規則である。フィリピンでは労働力のみの請負は禁止され、日本のような派遣労働制度は認められていない。18-A において特に日系企業に関心が高いのは、適法な請負の形態として規定される「正当な請負」及び違法な形態である「労働力のみの請負」である。

##### （1）正当な請負

以下の全てを満たす場合が、正当な請負として適法なものとなる。

- ・ 請負業者の労働雇用省への登録
- ・ 請負業者の独立した事業
- ・ 請負業者が自らの手段及び方法で、自らの責任の下サービスを提供すること
- ・ 結果以外の業務の履行に関し発注者から指示監督を受けないこと
- ・ 請負業者に実質的な資本金又は投資があること
- ・ 業務委託契約上、労働法上の権利及び便益が確保されていること

##### （2）労働力のみの請負

フィリピンでは労働力のみの請負は禁止されており、以下の①又は②に該当する場合、労働力のみの請負に該当する。

① 請負会社が、実質的な資本金又は道具、設備、機械、作業場等の形態での投資を有せず、発注者の施設内か否かを問わず、発注者の事業運営に通常必要若しくは望ましい又は発注者の主たる事業に直接関連する作業に、あらかじめ定められ限定された期間、請負会社の従業員に従事させる場合

又は

② 請負会社が、従業員の業務の遂行に対する管理権限を行使しない場合

また、請負業者が労働雇用省に登録していない場合も、労働力のみの請負に該当するとの推定が働く。

### (3) 罰則

労働力のみの請負を行うことに対しての罰則は存しない。しかし、労働力のみの請負を行った場合、請負業者従業員が発注者の直接の従業員となるという効果がある。また、正当な請負であっても、請負業者の請負業者従業員に対する賃金の支払いが行われない場合、請負業者従業員が直接発注者に対して請求をすることができる点にも注意が必要である。

## 5. 会社等設立手続き

### (1) 株式会社

株式会社設立にあたっては、証券取引所に、名称確認書、基本定款及び付属定款、財務役の宣誓書等<sup>48</sup>を提出する必要がある。

設立発起人は5人以上15人以下の自然人であり、過半数はフィリピン居住者である必要がある。

取締役もその過半数をフィリピン居住者とし、原則として国籍制限は存しない。しかし、外資規制業種においては法令上認められる外資保有割合に応じて外国籍者の取締役就任が制限される。

役員も原則として居住者性及び国籍に関する制限は存しない。しかし、例外として、会社秘書役はフィリピン居住のフィリピン国民、財務役はフィリピン居住者とされる。また、外資規制業種においても役員の国籍制限が課される。

会社法上、最低資本金の要件は設けられておらず、その一方で、払込済資本金は最低5,000ペソとされる。しかし、業種や外国資本比率によっては別途規制が課せられる<sup>49</sup>。

<sup>48</sup> 業種によっては他の政府機関からの許認可等が必要となる。

## (2) 支店及び駐在員事務所

支店及び駐在員事務所の設立手続きも株式会社設立手続きに類似し、証券取引委員会に対する申請によって行われる。必要書類は、名称確認書、申請書、取締役会議事録、定款、財務諸表、送金証明書等<sup>50</sup>である。

支店及び駐在員事務所のいずれも、居住代理人を置く必要がある。居住代理人はフィリピン居住者であることが必要であるが国籍要件は存しない。

最低払込済資本金は、支店が国内市場向企業に該当する場合原則として200,000米ドルであり、輸出企業の場合は5,000ペソである。

駐在員事務所の場合、設立にあたって30,000米ドルの送金が必要となる。

## (3) 設立後手続き

いずれの企業形態であっても、証券取引所への登録をしたのみでは足りず、以下の設立後手続きが必要である。

- 証券取引委員会：（株式会社の場合）株主名簿の購入及び証券取引委員会への名簿登録
- 内国歳入庁：株式発行に関する印紙税の支払い（株式会社の場合のみ）、企業の納税者識別番号登録、会計帳簿登録、領収書の印刷申請等
- 地方自治体：住民税納付証明書、バランガイ・クリアランス<sup>51</sup>、立地証明書、事業許可<sup>52</sup>の取得。具体的な地方自治体の手続き及び必要書類は各自治体により異なる。
- 社会保障制度：社会保障制度（SSS<sup>53</sup>）、持家促進相互基金<sup>54</sup>、フィリピン健康保険制度<sup>55</sup>
- 中央銀行：外国投資の中央銀行登録<sup>56</sup>

## 第4 法運用の実態

## 1. はじめに

<sup>49</sup> 例えば、外資比率が40%を超える国内市場向企業の場合、最低払込済資本金は200,000米ドルであり、例外として先端技術に従事する場合又は従業員を50人以上直接雇用する場合には最低払込済資本金は100,000米ドルとなる。また、小売業の場合、最低払込済資本金は2,500,000米ドルである。

<sup>50</sup> 業種によっては他の政府機関からの認可等が必要となる。

<sup>51</sup> バランガイとは、最小行政区画のことをいう。

<sup>52</sup> Mayor's Permit。企業は、事業許可なく営業を開始することはできない。事業許可は毎年更新しなければならない。

<sup>53</sup> Social Security System

<sup>54</sup> Pag-IBIG Fund

<sup>55</sup> Phil Health

<sup>56</sup> 登録自体は義務ではないものの、中央銀行登録を欠くと認定代理銀行を通じて外貨を調達できないため、登録することが一般的である。



上記では、個々の法律の観点からの法運用について報告したが、企業活動や社会事象は個々の法律ごとに分割して行われるものではなく、企業活動を通じて様々な法規制や法運用、社会的事情に複合的に直面するのが、企業や在留邦人の視点から捉えた現実である。フィリピン社会全体の実態として、法運用の透明性がなく、予測可能性が低いという声はフィリピン人からも日本人からも多く聞かれる。そこで、以下では法運用の実態について、別の視点から報告する。

## 2. 裁判の遅延

フィリピンの裁判は終結まで長期間を要することに加え、審級ごとに大きく異なる判断がなされることがしばしばある。そのため、係属中の訴訟に関する権利及び義務は長期間不安定な状況にさらされる。

フィリピン憲法は、迅速な裁判を受ける権利を保障しており、最高裁判所は提訴から24か月以内に、下級裁判所は合議体では12か月、その他では3か月以内に判決又は決定を下さなければならないとされている<sup>57</sup>。しかし、当該規定は必ずしも守られていない。ある日系企業は労務問題で元従業員から提訴され、労働仲裁から最高裁判所判決まで約10年を要した。刑事裁判で解決まで14年間かかったという在留邦人の例も報告されている。

遅延の原因としては、裁判官や当事者の欠席が多いことが挙げられる。欠席により期日延期の場合、次回期日は、直後ではなくさらに数か月後に設定されることもある。欠席の理由は様々であり、体調不良を理由とすることもあれば、訴訟戦術として利用されることもある。ヒアリングを行った訴訟を専門とするフィリピン法弁護士は、各訴訟の中で、裁判官又は相手方弁護士の欠席が1回はあると言っても過言ではないと語る。手続きも煩雑で、例えば判決又は決定が出た後に再考申し立てが行われることもある。また、裁判官1名当たりの取扱件数が多いことも原因と言われている。

フィリピンにおける裁判の遅延はフィリピン政府も問題視しており、数年前から、司法制度改革の一環として、裁判迅速化のための施策が一部の地域において試験的に運用されている。

その施策の中には、透明性及び情報アクセスの改善も含まれる。例えば、最高裁判所は、パブリック・インフォメーション・オフィスにおいて、電子技術を活用して、法曹関係者、メディア、一般公衆による情報アクセスをしやすいものとしようとしている。例えば、一般人であっても、裁判所のウェブサイトを通じて判例、命令及び通達等を取得することができることである。また、パブリック・インフォメーション・オフィスは定期的にプレス・ブリーフィングによる情報提供を行っている。予測可能性、論理性及び

<sup>57</sup> 憲法第3章第16条、第8章第15条

迅速性の確保のための手段としては、EJOW<sup>58</sup>プログラム<sup>59</sup>、少額裁判<sup>60</sup>試験運用及びその後の本格実施、その他訴訟の効率化及び迅速化のためのプロジェクト<sup>61</sup>の試験運用等が行われている。

訴訟を専門とするフィリピン法弁護士によると、これらはまだ新しい制度であるため現時点では大きな結果が感じられるものではないとのことであるが、今後訴訟の迅速化による法運用の安定性及び予測可能性の向上に期待したい。

### 3. 超法規的殺人

フィリピンの法運用の実態を顕著に示す例の一つに、2016年6月に就任したドゥテルテ大統領の下で横行する超法規的殺人<sup>62</sup>の問題がある。これは麻薬密売人や麻薬中毒者を標的とする私的殺人を奨励するかのとき大統領発言に象徴されるように、犯罪者と疑われる者を、捜査や裁判等の適正手続きを経ることなく、場合によっては私的に制裁する行為であり、適切な法運用が確保されない実態を如実に物語っていると言える。

ドゥテルテ大統領は、フィリピン第三の都市であるダバオ市長を長年務めた。ドゥテルテ大統領は、ダバオ市長時代に、超法規的殺人を容認するような姿勢で徹底した犯罪対策に臨んだことにより、ダバオの治安の大幅な向上を実現し、高い人気を誇っていた。2016年の大統領選挙に立候補したドゥテルテ市長は、選挙期間中から、ダバオで実施した治安対策をフィリピン全体で実行し、徹底した治安対策を行う旨を主張していた。当選後、“麻薬戦争”と名付けた麻薬密売人や麻薬中毒者に対する徹底した取締の実施として、警察に対して「摘発時に抵抗したものは射殺せよ」と命じるとともに、一般国民に対しても麻薬密売人や麻薬中毒者を殺害することを奨励するかのよう演説を行った。

ドゥテルテ政権により遂行されている「麻薬戦争」に伴う超法規的殺人は、フィリピン国家警察の公式発表によると、新政権が発足した7月1日から10月7日までの間に1523人の容疑者が現場で警官に射殺されたとされている（その他、一連の捜査で26,000人以上が逮捕）。加えて、警察ではない「自警団」による殺人と併せると、約4000人が「麻薬戦争」により殺害されているとされている。「自警団」による殺人は、麻薬密売人とされる人物を急襲して殺害し“Drug Lord Ako”（タガログ語で「俺は麻薬王」の意）等と書

<sup>58</sup> Enhanced Justice on Wheels

<sup>59</sup> バス9台が9地域で活動する移動裁判所、仲裁機能、受刑者に対する無料医療、歯科、法律扶助のサービスである。

<sup>60</sup> 少額訴訟は、訴額が100,000ペソを超えない案件を対象とし、紛争の早期解決を目指す制度である。少額訴訟手続規則は2008年から試験運用され、その後規則改正を経て2010年3月から全地域で施行された。

<sup>61</sup> Hustisyeah!プロジェクトと呼ばれる。

<sup>62</sup> Extrajudicial Killing (EJK)

かれたボード等を置いておくというような形をとる。その影響で、殺害を恐れる麻薬密売人や麻薬中毒者らが大量して自首し、その数が73万人にも上っている。

これらの殺人に対しては、国連人権高等弁務官事務所やアムネスティ・インターナショナル等の国際組織や欧米諸国から強く非難されている。それらの批判に対してドゥテルテ大統領は“**I don't care about human rights.**（人権なぞ気にしない）”と公言し、あくまで麻薬戦争を完遂する旨を言明した。懸念を表明した国連の藩事務総長や米国のオバマ大統領に対して、罵倒ともとれる口調で非難し、予定されていた比米首脳会談が取り止めになる等、外交問題にも発展している。フィリピン政府は違法な殺人については法に基づき捜査するとしている。

フィリピン法弁護士も、ヒアリングにおいて、適正手続きを経ない「麻薬戦争」に対する評価は厳しく法律家として容認できないという意見が集中した。

一方、フィリピン国内においては、「麻薬戦争」をはじめとする諸政策は強く支持されており、就任後100日経過時点の調査によると、ドゥテルテ大統領の支持率は86%に上っている。フィリピン人に対して麻薬戦争に対する感想を問うてみたところ前向きな意見も多かった。ある中流家庭のフィリピン人によると、これまでは仕事を終えて夜帰途に就くと、道端で堂々と麻薬を使用する人が何人もおり怖い思いをして歩いて帰っていたが、現在は夜に外でうろつく人がいないため安心して歩けるようになったとのことである。麻薬中毒者が多数フィリピンに存在する現状を憂うフィリピン人は多く、有力者が麻薬ビジネスを行うがために取り締まりが適切に行われなともいわれている。

なお、この問題が根深いことの証左として、ドゥテルテ政権以前から、フィリピンは国連や人権団体により、超法規的殺人が行われているという批判を受けていた。例えば、米国国務省の2008年版国別人権報告書において「各種のセキュリティサービスによる恣意的かつ不法な超法規的殺人や、様々な主体によるジャーナリストの殺害を含む政治的な殺人は、主要な問題であり続けている。」とのレポートが出されている。例えば、アキノ全大統領政権時にも30名以上のジャーナリストが殺され、いずれも犯人が逮捕されおらず、国際NGOであるジャーナリスト保護委員会（本部：米国ニューヨーク市）から「フィリピンはジャーナリストにとって最も危険な国の1つである」と糾弾された。

#### 4. 現上院議員（元司法長官）による汚職・不正疑惑

元司法長官であり現職の上院議員であるデ・リマ氏は、その立場上、不正や不適切な法の運用には縁遠そうに思えるが、汚職や不正の疑惑を向けられている。

アキノ前大統領政権において司法長官<sup>63</sup>を務めていたデ・リマ上院議員が、司法長官在任中（2010年7月～2015年10月）に、ニュー・ビリビド刑務所<sup>64</sup>における麻薬ビジネス（製造・売買等）に関する活動を見逃す見返りに多額の金銭を受け取っていたとして追及されている。

また、デ・リマ上院議員が自身の運転手と不貞行為を働いていたとして非難され、その性行為の映像とされるものが動画投稿サイトに流出し、議会で上映して確認するか否かという騒動も起きている。当該運転手は、デ・リマ長官の使者として、ニュー・ビリビド刑務所における麻薬ビジネスに関連する“上納金”の回収を担っていたと指摘されている。

デ・リマ上院議員はドゥテルテ大統領による超法規的殺人を強硬に非難しており、その批判に対する報復であると主張している。

ニュー・ビリビド刑務所における麻薬ビジネスについては、アキノ前大統領政権下で、2014年から集中的に行われた国立刑務所への大規模捜索により広く知られることとなった。これら一連の調査において、携帯電話やテレビに加え、エアコンや音楽設備を整えた特別な部屋や高級時計等の奢侈品が発見された。その結果、贅沢な設備の破壊や麻薬王とされる受刑者の他施設への移送等が実施されたが、その間においても最上級警備の刑務所において麻薬ビジネスが継続して行われていたとされており、その旨は当時のデ・リマ司法長官も認めている。

2016年5月の大統領選挙において本件は争点の一つとなり、ドゥテルテ候補は現政権が国立刑務所における麻薬ビジネスを放置しているとして非難した。同時に実施される上院議員選挙に立候補していたデ・リマ前司法長官は、その非難は全く事実ではないと反論した。

ドゥテルテ候補が大統領に当選すると、「麻薬戦争」と呼ばれる集中的な麻薬の取締を開始し、新たに任命されたアギーレ司法長官は、フィリピンで取引される麻薬の75%はニュー・ビリビド刑務所において製造・売買されており、その撲滅に司法省として最優先に取り組むことを表明した。

その後、危険薬物委員会の元委員長であり、ドゥテルテ政権において訟務長官に就任したカリダ長官により、ニュー・ビリビド刑務所に収監されているセバスティアン受刑者がデ・リマ司法長官（当時）と親しげに写っている写真を公開されたのに続き、ドゥテルテ大統領が、ニュー・ビリビド刑務所における麻薬ビジネスに前政権のデ・リマ司法長官を含む司法省高官や州知事を含む地方政府高官が深く関わっていた疑いがあるとして、実名を挙げて告発した。

<sup>63</sup> Secretary of Justice

<sup>64</sup> New Bilibid Prison

麻薬王の一人とされるコランゴ受刑者<sup>65</sup>が議会下院司法委員会において、ニュー・ビリビド刑務所内における特別待遇を受ける見返りとして、2013年10月から毎月300万ペソ（コンサートを開催した際はその都度追加で100万ペソ）を当時のデ・リマ司法長官に支払っていたと証言し、デ・リマ司法長官と直接電話で会話した際に用いた電話番号を示した（後に、デ・リマ上院議員名義の番号である旨が確認された）。さらには、セバスティアン受刑者からデ・リマ候補の上院議員選挙費用の工面を手伝うよう依頼され、同意したにもかかわらず、その後、ニュー・ビリビド刑務所から別の国立刑務所に移送されてしまい、その間にニュー・ビリビド刑務所の麻薬ビジネスはセバスティアン受刑者によって仕切られるようになったと証言した。

その他、重要人物の反応として、ロブレド副大統領（アキノ大統領に後継指名を受けたロハス候補のランニングメイトとして副大統領に立候補し、当選）がデ・リマ上院議員への個人攻撃を非難する声明を発表、フィリピンで大きな力を持つカトリック司教会も同様の声明を発表し、ドゥテルテ政権による「公開の辱め」に対する世間の反応に懸念を表明した。一方、アロヨ元大統領（アキノ前大統領の政敵であり、アキノ政権下で逮捕・拘束された）は、「自分が逮捕・拘束された時と異なり、適正手続に則って進められることを確信している」として、議会による調査への支持を表明した。

レイラ＝デ・リマ上院議員を巡る疑惑や動向は、追及されている内容が事実であるか否かにかかわらず、フィリピンの法制度及びその運用の問題点を浮き彫りにしている。即ち、仮に疑惑が事実であったならば、法執行を担う司法省のトップが自ら大規模な犯罪行為から利益を得ていたことになり、逆に疑惑が事実でなかったとすれば、本来とられるべき適正手続を踏まえた調査・検証を行わずに議会や司法省が批判勢力を攻撃するために大規模な疑惑をでっち上げるという点で問題が残る。

## 5. 情報取得の困難性

### (1) 法令又は判決の情報取得方法

情報取得が困難な原因の一つは、法令又は判決に関する公的な情報ソースが充実していないことである。

最高裁判所はE-ライブラリという情報ソースを有するものの、現在は裁判官、職員等のみを対象としており、一般には開放されていない。

官報ウェブサイトには法令や通達の項目が存在するところ、限定された情報のみ取得可能であるためか、「民法」等基本的な用語を入力して検索したにもかかわらず、民法本文は検索結果に現れなかった。証券取引委員会ウェブサイト等、所官法令を掲載する政府機関も存するが、フォーマットに統一性がなく、意見や通達は過去のものまで掲載されているとは限ら

<sup>65</sup> Herbert Colanggo

ない。また、日本とは異なり六法全書のように最新の法令や裁判例を網羅した書籍が毎年出版されるわけではない。

そのため、法令及び判決を検索するにあたっては、民間のサービスを利用する弁護士が多い。フィリピン法弁護士ヒアリングでは、ロースクールや法律事務所が独自に作成している法令・判例の情報を掲載した無料ウェブサイトを活用する弁護士も複数存在した。しかし、これら無料サイトは情報の正確性、法改正の反映が不確かである。判例や法令情報を提供する有料ソースも存するが、費用面の問題からか大手事務所に所属する弁護士であっても必ずしも有料ソースを使いこなしていない状況にある。

## (2) 判決情報

フィリピンの司法制度は成文法と判例法の混在型と言われ、最高裁判例に法規範性がある。そのため、最高裁判決が特に重要視される。

日本では、裁判所のウェブサイトアクセスすれば、様々な条件を設定の上判決情報を検索することができるが、フィリピンでは公的機関の情報ソースを利用して裁判所判決の情報を取得することは容易ではない。最高裁判所ウェブサイトでは、最高裁判決が公開され、情報検索ツールも設けられている。そのため、判例情報を取得すること自体は可能であるが、ウェブサイト全体のフリーワード情報検索であるため細かい条件設定はできず、分野や時期を絞った検索も不可能である<sup>66</sup>。

高等裁判所ウェブサイトにも検索機能はあるが、事件番号又は当事者名を入力することが求められる。高等裁判所に出向いたとしても、一般的な検索や情報提供申請は事実上行えず、高等裁判所の裁判例情報を取得することは困難である。地方裁判所レベルでは、ウェブサイトでの公開もなく、基本的には情報を取得することはできない。

## (3) 日系企業及び在留邦人の傾向

上記の法令情報は英語で公表される。そのため、フィリピン法に関する情報を取得することを困難に感じる日系企業も存する。顧問弁護士を有する日系企業であっても一から十まで弁護士に問い合わせるものではない。日系企業の情報取得方法は以下の通りである。一般論として、日系企業や在留邦人は弁護士への相談コストを削減しようとし無料で取得可能な情報を収集するとともに弁護士以外の者からも法律に関する情報取得をする傾向にある。

〈法律情報の主な収集源〉

・ 弁護士

<sup>66</sup> ただし、1996年以降の判決は月別で検索することができる。

- ・会計事務所
- ・コンサルティング会社
- ・インターネット
- ・セミナー
- ・他の日系企業
- ・JETRO
- ・商工会議所

## 6. 大統領選挙による影響

### (1) 選挙前後の停滞

フィリピンでは6年毎に大統領選挙が実施され、大統領は任期を6年とし再選は禁止される。その上、猟官制であるため、政府高官は選挙後に新大統領により入れ替えられる。そのため、選挙前後の一定期間は、政治、経済、行政の機能が事実上停滞する。

### (2) 旧政権下の実績の否定

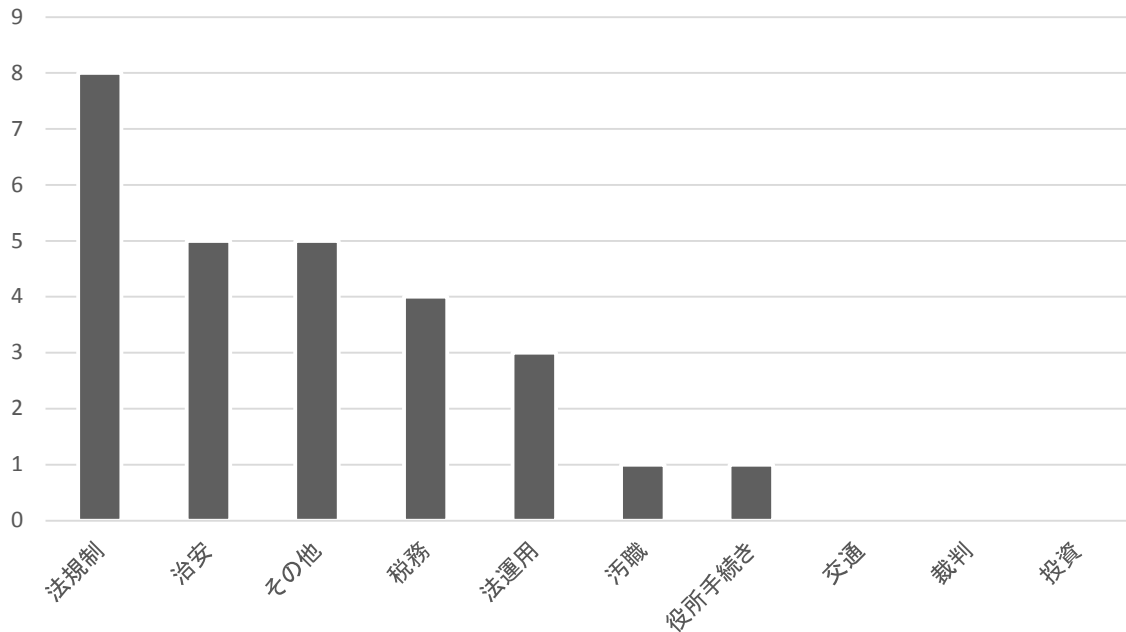
通常、新政権誕生後、旧政権の政策及び制度の見直しが行われる。上記の政府高官の入れ替えに伴い、国の政策にかかる方針が根本的な方向性にかかる判断においてまでが選挙の影響を受ける。直近の例としては、2016年7月に就任したドゥテルテ大統領が、アキノ前大統領が任期中に締結した比米新軍事協定を反故にするような言動がとられたことや、政権交代の前1か月間に内国歳入庁から発出した通達を見直しのため一時停止することにより税務対応に関してフィリピン企業間に混乱が生じたこと等があげられる。

#### ① 日系企業の反応

2016年7月の政権交代直後から2016年10月までにかけて、日系企業政権交代による影響の有無及びその内容を調査した。政権交代による影響についての回答の最多数を占めるのは法規制である。特に、日系企業にとって大きな影響があったとされるのは、第2章に記載する人材派遣規制及びENDOに対する取り締まりの強化である。これらは大統領選挙の時点からドゥテルテ大統領が政策として述べていたものであり、急に規制内容が変わった、運用が変わったという印象を有する日系企業が大勢である。確かに、労働雇用省が立ち入り調査においてこれまで実務上行ってきた、規制違反に目をつぶるかのような対応には変更が生じることになり、これが製造業を中心とする日系企業に混乱を生じさせているのは事実である。しかし、従業員が規制違反をもって労働雇用省又は裁判所に提訴した場合には、従前から規制通りの対応が行われていたものであり、規制それ自体や裁判所の運用が変わったというものではないことを念のため付言する。

なお、新政権は2016年7月に誕生したに過ぎず、上記以外のビジネスに対する影響についての報告は手続きの遅延のみであった<sup>67</sup>。

### Q. 政権交代の影響を感じた事項<sup>68</sup>



#### ②在留邦人の反応

日系企業と同様、政権交代による影響はまだわからないとの回答が多い中、影響があると答えた在留邦人の回答は治安問題、役所手続きに多数集まった。治安問題は、前述の麻薬戦争に関連するものである。麻薬戦争により麻薬犯罪者が減少しフィリピンの犯罪事情、安全事情が改善したと捉える者が存する一方、超法規的殺人に巻き込まれる恐れからかえって治安への不安を感じる者も存する。

また、役所手続についても、迅速になったとの回答もあれば時間がかかるようになったとの回答もある。政権交代後は政府方針が変わり得るとともに政府高官のみならず公務員の配置転換が行われることから、政権交代の前後は政府機関の機能が鈍くなるという実態がある。しかし、その一方、ドゥテルテ大統領は役所手続きの迅速化を呼びかけており、今後は手続きの遅滞の減少が期待される。役所手続きに関して在留邦人の回答が割れたのは上記事情を反映したものと推察される。フィリピンにおける大統領の任期は6年間であり再選が禁止される。そのため、今後も大統領選のたびに手続が遅滞することは予想される。

<sup>67</sup> 政権交代によるビジネスに対する影響についての具体的な声は、別紙1「意識調査結果集」サービスオフィスセミナー後アンケートQ.7、工業団地セミナー①後アンケートQ.10を参照のこと。

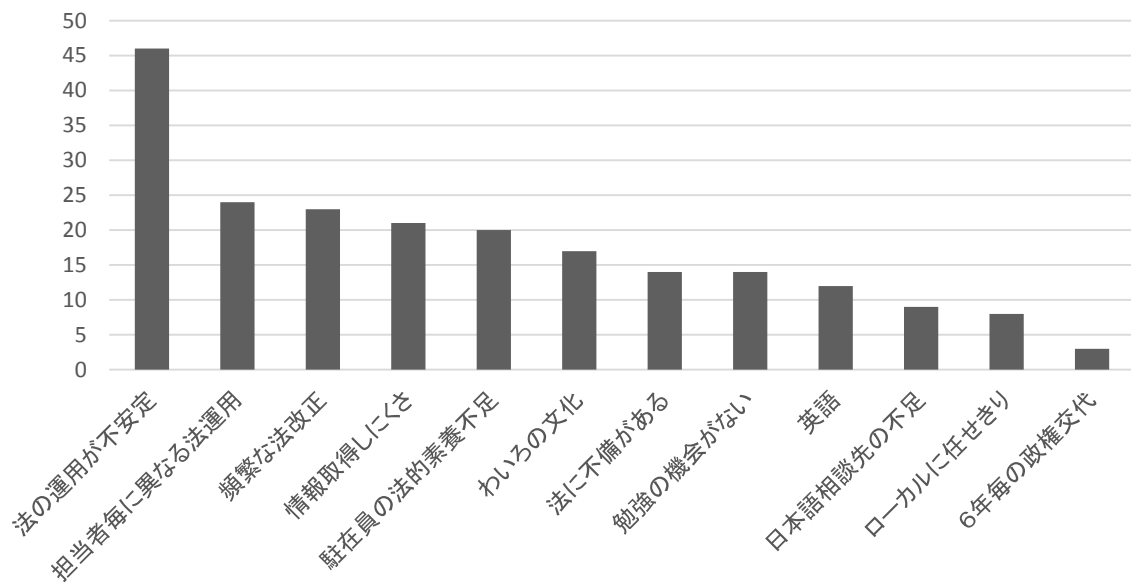
<sup>68</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業アンケートQ.24



## 7. 日系企業及び在留邦人からの視点

フィリピン法の運用の実態につき日系企業及び在留邦人にアンケートを実施したところ、法の運用の安定性、透明性に関し、消極的な意見が上がった<sup>69</sup>。特に在留邦人アンケートからは日本の常識や慣行とは大きく異なるフィリピンの実態が浮かび上がった。

フィリピンの法律は分かりにくいとの声が多数上がるのところ、その理由を法律の運用の不安定さと考えたとの回答が最多数であった。

Q. フィリピンの法律が分かりにくい理由<sup>70</sup>

その不安定さの中身として、担当者によって回答が異なることや、そもそも周知徹底がされていない等の執行段階における不十分さを挙げる回答が多数あった。<sup>71</sup>また、フィリピンの司法制度についても、フィリピンの実態に即したルールの整備を望む意見や、そもそもきちんと機能しているのか疑問といった意見もあった。<sup>72</sup>

フィリピン社会の腐敗を感じた経験については官公庁、警察、空港等の公共機関にまつわる実体験や、申請のために責任者の親族企業への支払いを要したケース等様々な声が寄せられた。<sup>73</sup>また、公共機関のみならず、タクシーのぼったくり等についても意見が寄せられており、政府高官から一般人まで汚職に手を染めている実態がみられる。

## 第5 小括

<sup>69</sup> 詳細は別紙1「意識調査結果集」会計士対象アンケート Q.20 を参照のこと

<sup>70</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.3

<sup>71</sup> 詳細は別紙1「意識調査結果集」工業団地セミナー②後アンケート Q.20 を参照のこと

<sup>72</sup> 別紙1「意識調査結果集」会計士対象アンケート Q.21

<sup>73</sup> 別紙1「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.31

上述の通り、民法等基本的な法令については、既定の不備や法令そのものの不適切な運用（規定を無視した判決等）は問題として認識されていないようである。一方で、裁判の遅延や、法や適正手続きそのものを無視又は軽視するかのごとき言動が現に存在し、法やその適用の問題というより、より広い意味での法執行の問題が存在するというのが、調査を通じた結論である。

また、最新の法令や判決について、適切に整理・開示されていないことが、日本企業や在留邦人のみならず、フィリピン人弁護士をはじめとする関係者皆の懸念事項であり、適切な法運用を妨げる要因であると強く推察される。

## 第2章 日系企業及び在留邦人が直面する法律問題の実態及びこれに対する対応の在り方

### 第1 はじめに

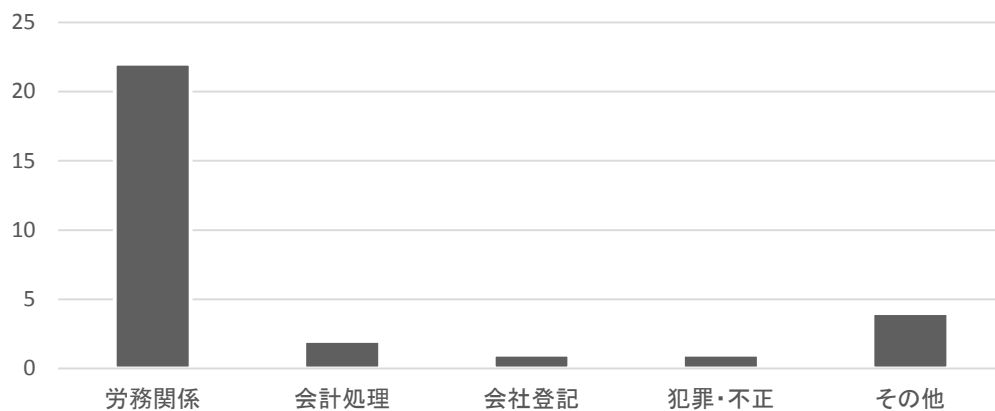
前章では日系企業のビジネスや在留邦人に関連する法令やその運用について整理をしたが、本章においては調査の過程で明らかになった日系企業や在留邦人が直面する問題を整理した上で、その解決に向けた対応の実態について記述する。なお、フィリピンは大きくルソン、ビサヤ、ミンダナオの3つの地域に分かれ、経済活動はルソン島内のマニラ首都圏及びその近郊に集中する。しかし、法令及び法律問題の実態並びにその対応について、マニラ首都圏及びその他の地域において、地域的な差異は特段存しない。

### 第2 日系企業が直面する法律問題

日系企業ヒアリング内容を中心とした調査結果をもとに、頻繁に生じる法律問題又は弁護士への相談事項を以下に紹介する。

日系企業を対象としたアンケートでは、顧問弁護士によく相談する事項は、以下の通り労務問題が圧倒的に多い。

#### Q 顧問弁護士によく相談する事項<sup>74</sup>



確かに、フィリピンは、簡単に労務訴訟を提起する傾向にあること、訴訟遅延及び労働者有利の傾向から、労務問題に関心を有する日系企業が多く、上記アンケート結果もその傾向を表している。しかし、企業活動においては、労務訴訟のように大きなものでなくとも様々な法律問題が日々発生している。以下ではヒアリング及びアンケートにおいて聴取した日系企業が直面する典型的な問題を紹介する。日系企業が直面しやすい法律問題に対する具体的な対応策については別紙1「意識調査結果集 第2部 直面しやすい法律問題及びその対応策（一問一答）」を参照いただきたい。

<sup>74</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.2-2、工業団地セミナー①後アンケート Q.4 及び工業団地セミナー②後アンケート Q.2 を合算した結果

## 1. 一般企業法務

### (1) 会社秘書役の証明書の作成

フィリピンでは、頻繁に秘書役の証明書が求められる。例えば、銀行口座の開設、携帯電話の購入等である。ここでいう秘書役の証明書は、ある事項について取締役会で決議を行ったことを証する証明書であり、会社秘書役が発行する者をいう。

フィリピン法に基づき設立した株式会社は、会社秘書役を設置しなければならない。国籍要件があるため、日本人が会社秘書役を務めることはできないこと、会社秘書役は株券の発行や株主名簿の管理といった重要な任務を負うことから、弁護士を会社秘書役に任命する日系企業も多数存在する。

秘書役の証明書は、取締役会の決議内容を証明するのみであるが、秘書役の証明書の提出を求める企業側、上記の例でいう銀行や携帯電話会社には、通常、証明書のテンプレートが予め用意されている。そこで、秘書役の証明書を求められた際には、テンプレートの有無を確認の上、存在する場合にはその提供を求める必要がある。

日系企業において頻繁に生ずる問題は、日本に「会社秘書役」という役職が存在しないことにある。なじみのない概念であることから理解に苦しむ企業が存在する。また、日本企業のフィリピン支店、フィリピン駐在員事務所の場合には、日本本社における秘書役の証明書を発行することができない。そこで、取締役の証明書等代替書面を作成する会社や、適当な者に秘書役として署名させ秘書役の証明書を作成する会社の存在が確認された。

### (2) 取締役又は役員の変更

取締役又は役員の変更に際しては、株主総会及び／又は取締役会の開催により新たな取締役又は役員の選任を決議することとなる。そのため、顧問弁護士を有する企業では、上記作業を依頼するのが一般的である。また、この場合、当該変更について、**GIS**（ジェネラル・インフォメーション・シート）と呼ばれる会社の基本情報を記載した書類を、証券取引所に提出しなければならない。これらの作業を顧問弁護士が行うのか、ローカルスタッフが行うのかは企業により異なる。

### (3) 定款変更

日本では株主総会決議で比較的簡単に行える定款変更も、フィリピンで行うには一苦勞である。フィリピンでは、株主総会決議のみでは定款変更の効力は発生せず、証券取引委員会の承認が必要となり、これに時間を要する。証券取引委員会の承認に要する期間は定款変更の内容により様々で

ある。事前に提示される所要期間予定といったものはなく、定款変更内容、証券取引委員会のその時々状況により異なるため、定款変更を予定する企業はスケジュール感を立てにくい状況にある。例えば、主たる事業所の住所変更等、簡単な定款変更の場合、短くて2週間程度で承認が下りることもあるが、授権資本株式の変更等の場合は承認のために半年程度要することもある。

## 2. 会社設立

### (1) 事業許可の取得

フィリピンでは、株式会社、支店又は駐在員事務所を設立した後、当該企業の所在する地方自治体から事業許可<sup>75</sup>を取得しなければ、営業活動を開始することができない。ヒアリングでは、証券取引所の会社登録が終わりすぐに営業を開始しようとしたら、事業許可が出るまでは認められないと言われたとの戸惑いの声が聴かれたが、フィリピンでは、会社設立のみでは足りず、事業許可をはじめとする地方自治体の各手続、内国歳入庁手続、社会保険手続等様々な手続が求められる。事業許可取得に当たり必要な書類は各地方自治体によって異なる。事業許可取得なしに営業開始することは違法であるので事前の手続き確認が重要となる。

また、事業許可は、オフィスの移転、増設の際には別途取得が必要であり、かつ、毎年更新しなければならない。

### (2) 中央銀行登録

フィリピンでは、外国からフィリピンに対して行った投資を中央銀行に登録することが望ましい。決して数は多くはないが、会社設立時に日本からフィリピンに送金した資本金を、中央銀行に登録しなかったがために、撤退時や配当時に問題を抱える日系企業も存する。中央銀行登録は義務的登録ではないため、設立サポート業者又は事務所が十分なアドバイスを行わないことや会社側が十分に理解しないまま期限が経過する例がある。登録しないことにより、撤退時や配当時に、銀行制度を通じて外貨を調達することができなくなる。そのため、進出企業は、送金時から1年以内に中央銀行登録を行うべきである。銀行以外から外貨を調達することは可能であるが、最近マネーロンダリングの観点から運用が厳しくなり外貨調達手段が以前よりも限定されているとの声も聞かれる。

## 3. 外資規制

### (1) 外資規制違反

---

<sup>75</sup> Mayor's Permit (メイヤーズ・パーミット)

外国投資法上、外国資本の投資は原則として自由とされ、外国投資ネガティブリストに記載の規制業種に対する投資が例外的に規制されるどころ、日本企業が投資を検討する業種の多くに何らかの形で外国資本規制が課せられている。例えば、フィリピン進出日系企業 1448 社中 662 社が製造業に従事しているが<sup>76</sup>、工場保有のための土地を所有するには外国資本を 40%以内に抑えなければいけない。しかし、40%を超えて日本資本であるにも関わらず形式上フィリピン人に株式を保有させる企業も多数存すると言われている。最近では、企業のコンプライアンス意識が高まる中工場用地を所有から賃借に切り替えたり、資本ストラクチャの変更を検討する等の動きがある。

## (2) 語学学校

最近のトレンドとして、英会話スクール等の語学学校の設立を検討する日系企業は多くみられる。教育機関には外資規制が課され、外資は 40%までしか出資できない。そのため、外資規制のかかる「教育機関」に該当しない形での語学学校を検討する企業や、フィリピン人から形式上の株主として名義を借りて、外資規制を潜脱しようとする企業が見られる。実際に、進出検討中の企業のヒアリングでは、アンチ・ダミー法を意識せずに、あたかも適法なことを行っているかのように、「外資規制があるのでフィリピン人の名義を借ります」と語る進出検討中の企業もあった。

## (3) 人材派遣、人材紹介

フィリピン人を介護分野や家事労働者等を日本に派遣することについての議論に伴い、ここ数年、人材派遣業を検討する日系企業も複数みられる。日系企業のフィリピン進出支援機関のヒアリングによると人材派遣を検討する企業はここ数年増加しているとのことである。また、フィリピン国内での人材紹介業を検討する企業もあれば、フィリピン進出済日系企業が日本国内のグループ企業で就労させるためのフィリピン人の募集、紹介を行おうと検討する企業もある。

しかし、外資規制が存在すること、フィリピン人が海外就労するためにはフィリピン海外雇用庁のライセンスが必要であること等から、計画段階で断念する企業が多い状況にある。

## (4) 専門職

---

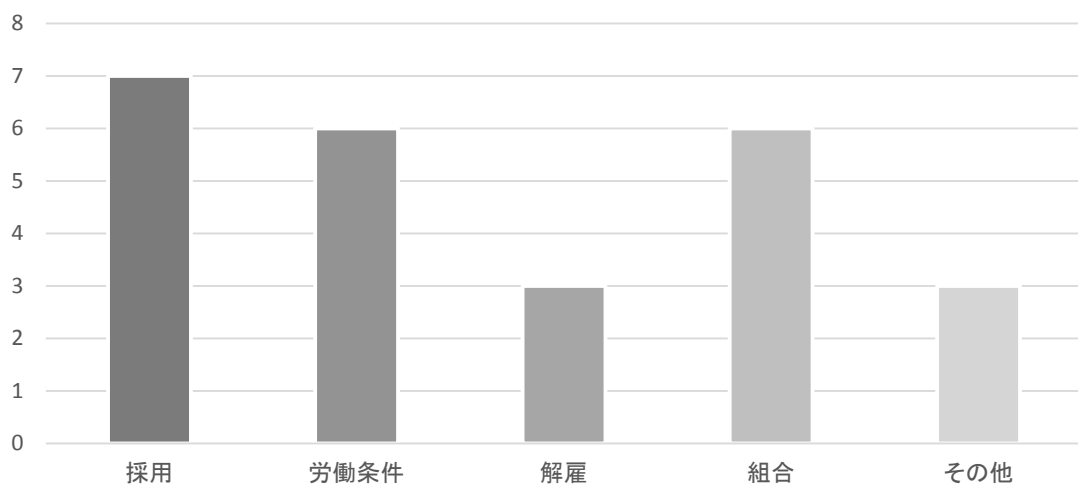
<sup>76</sup> 海外在留邦人数調査統計平成 28 年度要約版（外務省領事局政策課）

フィリピンでは一定の専門職は専門家規制委員会の下で規制され、原則としてフィリピン人のみ認められる。医者や建築士といった伝統的な専門職だけでなく、不動産仲介業者やデザイナー等も専門職として指定され、原則としてフィリピン人のみが行うことができる。専門職企業は資本比率にも制限が課されることがあり、日系企業の参入が難しい分野である。中には、専門職それ自体はフィリピン人専門家に外注し、日系企業は顧客とフィリピン人専門家をつなぐコーディネーターとしての業務を行う例も確認された<sup>77</sup>。

#### 4. 労務問題

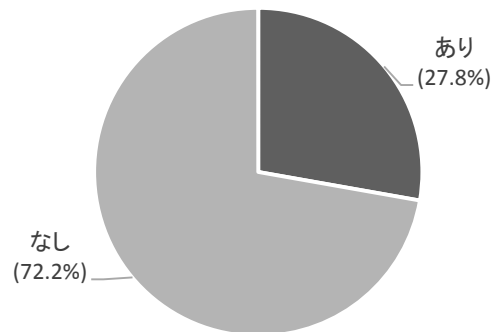
上記の通り、労務問題に関心を有する日系企業は多数に上る。日系企業を対象に、抱える労務問題を問うたところ、その分野は労務問題の各分野に及ぶことが分かった。また、実際に労務訴訟を経験した企業は回答企業中27.8%であった。

Q 抱える労務問題<sup>78</sup>



<sup>77</sup> ある日系企業担当者は、会社収益拡大の観点からは、外注せずに自社内で調達できることが重要であるが、明確に外資規制が設けられているためやむを得ず事業規模を拡大せずにいると語る。この企業は、専門業種の有資格者を自社内で雇用することでコストダウン及び収益拡大を検討していたが、弁護士に相談し、かつ専門家規制委員会からの意見書を取得の上、外資規制に反すると判断し、このような結論に至った。

<sup>78</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.14

Q. DOLE、労務訴訟に発展した経験の有無<sup>79</sup>

## (1) 雇用契約書

通常、従業員雇用に当たっては雇用契約書が締結される。費用面の問題から、雇用契約書の作成、レビューを弁護士に依頼しない日系企業もある。弁護士に依頼しない場合、他社から入手したひな形をもとに作成したり、他国グループ会社の契約書をベースに作成する等して対応している。

## (2) 就業規則

多くの日系企業が就業規則を有する。雇用契約書同様、コスト削減の観点から就業規則の作成又はレビューを弁護士に依頼せずに他社から入手したひな形をもとに自社で作成する例や、自社海外オフィスの就業規則をもとに作成する例等がある。フィリピンでは、一般的な就業規則とは別に、法律上制定が義務付けられている社内規則がある。

- i. 反セクハラ規則
- ii. 職場の薬物乱用防止規則
- iii. エイズ防止規則
- iv. B型肝炎防止規則
- v. 結核防止規則
- vi. 母乳育児規則
- vii. 労働安全衛生基準

フィリピン法弁護士を活用しない結果これらの規則の必要性を認識しない日系企業も存する。

## (3) 解雇

フィリピンの法律問題を抱える日系企業の多くが直面するのが、解雇にまつわる問題である。フィリピンでは、法定の解雇事由が定められており、解雇の際に法定の解雇手続きを取らなければならない。典型的な例は、上記認識を持たずに、従業員に解雇を言い渡し、当該従業員から労働雇用省

<sup>79</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q. 15



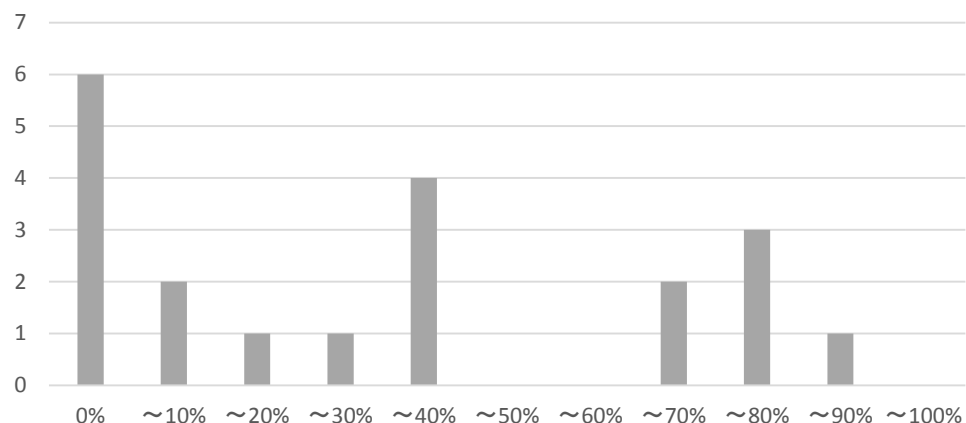
に不当解雇で訴えられるケースである。また、気を付けなければならないのは、解雇事由があり解雇手続きを踏んだ場合や、従業員の自発的な退職の場合であっても、元従業員が労働雇用省に対して不当解雇として訴えられる例もあるということである。労働雇用省の手続きは費用をかけずに容易に行うことができるため、実際に不当解雇であったか否かを問わず、企業が元従業員から訴えられることがある。フィリピンでは解釈に疑義がある場合労働者の有利に解するという原則があるため、労働者よりの判断がなされやすい。第1章に記載の通り、フィリピンの訴訟は非常に長期間を要し、ある日系企業は、不当解雇訴訟で約10年を要した。不当解雇と判断されると、復職<sup>80</sup>及び過去に遡った賃金及び未払い賃金に対する利息の支払いが必要となる。解雇に際しては労務問題を得意とする弁護士のサポートの元、証拠集め、記録の保存を行うことが非常に重要である。

日系企業の具体的な解雇事例としては、従業員が会社の備品を盗んだことを理由に解雇する例、従業員が不正を働いたために解雇する例等がある。

#### (4) 人材派遣（請負規制）

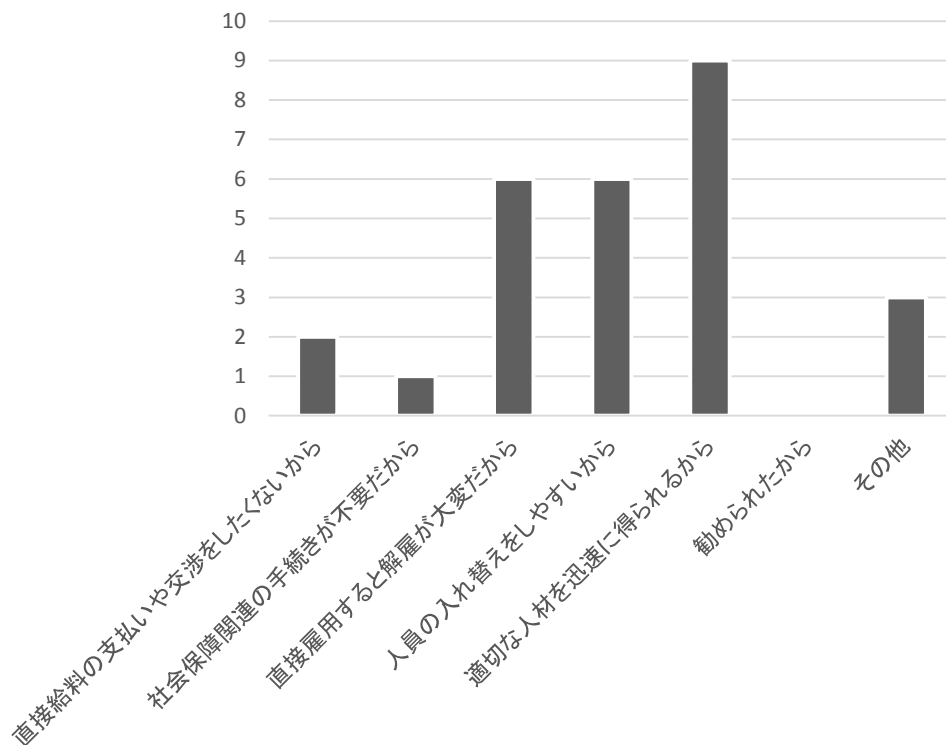
2016年7月のドゥテルテ政権発足により、人材派遣に類似した「労働力のみ」の請負を禁止し、請負契約の形について規定した労働雇用省の省令の厳格適用の方針がとられることとなった。製造業を中心に、多くの日系企業で労働力のみ」の請負の疑いのある実務運用が行われていたことにより、これらの日系企業は対応を迫られることとなった。

#### Q. 派遣会社職員の占める割合<sup>81</sup>



<sup>80</sup> 復職させない代わりに金銭で解決する例もある。

<sup>81</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.10。なお、正確には「派遣会社」ではないが、理解の容易さのため、フィリピンの日本企業において一般的に使用される「派遣会社」という用語を使用している。

Q. 派遣会社を利用する理由<sup>82</sup>

ドゥテルテ大統領は、違法な請負及び後述の **Endo**（エンド）を行う企業は、これを終了しなければ当該企業を閉鎖させる旨宣言している。その一方で、労働雇用省からこれらに対する新たな指針又は規則が発行されるという噂もあり、その内容が不透明な中、多くの企業が対応に苦慮している。

日系企業は、労働雇用省主催の説明会、日本人弁護士によるセミナー、法律事務所への問い合わせ等を行いながら情報を取得し、対応策を検討している<sup>83</sup>。

(5) **Endo**（エンド）

5 か月間等の短期雇用を繰り返し、憲法及び労働法上の労働者の権利である身分保障を潜脱する雇用形態である。**Endo** とは、**Endo of Contract**（契約の終了）を意味する。フィリピンでは法定の解雇事由なしに正規雇用の従業員を解雇することができない一方、6 か月間まで試用期間を設けることができる。そこで、5 か月－5 か月－5 か月といった短期間の雇

<sup>82</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.11。なお、正確には「派遣会社」ではないが、理解の容易さのため、フィリピンの日本企業において一般的に使用される「派遣会社」という用語を使用している。

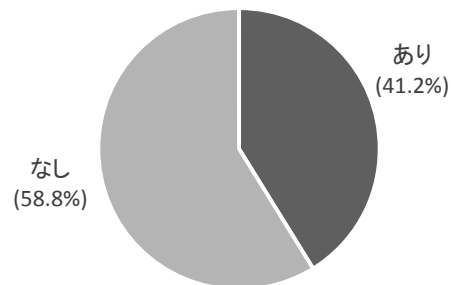
<sup>83</sup> 2016年11月1日現在

用を繰り返す企業が大手小売業<sup>84</sup>を中心として見受けられ、ドゥテルテ大統領より名指しで違法な Endo との指摘を受けていた。2016年10月には、人材会社が Endo を理由とした業務停止命令を受けており、短期雇用契約を行っている企業には、契約内容の確認及び見直しが急がれる。

#### (6) 組合

フィリピンでは組合はさほど活発ではないと言われているが、アンケート上、組合を有すると回答した企業は41%に上った。中には、社内に複数の組合を有する企業もある。

#### Q. 組合の有無<sup>85</sup>



日系企業全体に対しての数は多くないが、過激な活動を行う組合が組織され、過去にもそれが原因で工場閉鎖になった企業があると言われている。最近では、労働争議により工場閉鎖も視野に入れた一時操業停止となっている。報道<sup>86</sup>によると、当該企業は、人材会社を通じて派遣していた従業員が、当該企業と人材会社との契約終了に伴い契約終了となり当該企業に派遣されなくなったことに対して抗議から左派系労働団体 **KMU** が介入した組合活動が行われ、元派遣従業員らが工場を封鎖し工場が稼働できなくなるに至った。

工場封鎖、操業停止に至る例は件数として決して多くはないが、過去にも組合活動が過激化したことにより閉鎖した会社が存するため、組合を有する日系企業は組合対応に非常にセンシティブになっている。

<sup>84</sup> 当該大手小売業は、Endo ではなく季節雇用との主張をしていたが、報道によると、正規雇用へ切り替えたとのことである。

<sup>85</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.6

<sup>86</sup> 2016年6月15日 NNA

## 5. 契約関係

### (1) 合弁契約

フィリピンでは、外国資本による投資は原則として自由とされている。しかし、例外として定められた外資規制業種は多数に上る。また、業種にかかわらず、国内市場向企業は資本金額によっては、外国資本は40%までと定められている。そのため、合弁企業は多数存在し、通常は合弁契約書が締結される。

日系企業の中でも、合弁契約書に関する問題を抱える企業が存在する。たとえば、10年以上前のフィリピン進出時にフィリピン企業との間で合弁契約書を締結したが不十分な内容であり当時の担当者がフィリピンにおらずそのような契約書に至った経緯が不明であるというケース、フィリピン進出時にフィリピンの法律事務所に合弁契約書の作成及びレビューを依頼したが合弁先との意見が対立した際の解決策や合弁解消の方法についての詳細の規定がなく拮抗状態に陥ってしまったケース、フィリピンの法律事務所を活用せずに会社設立を検討した結果合弁契約書締結前に会社設立資本金を合弁先に送金してしまったケース等がある。

### (2) その他契約書

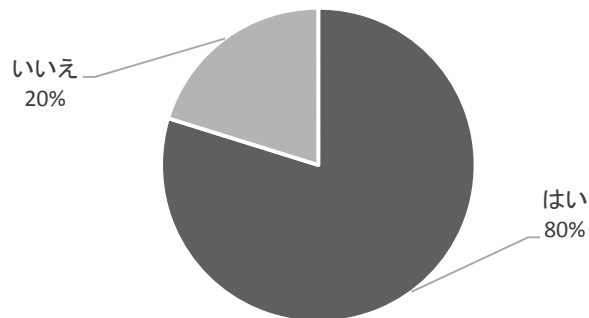
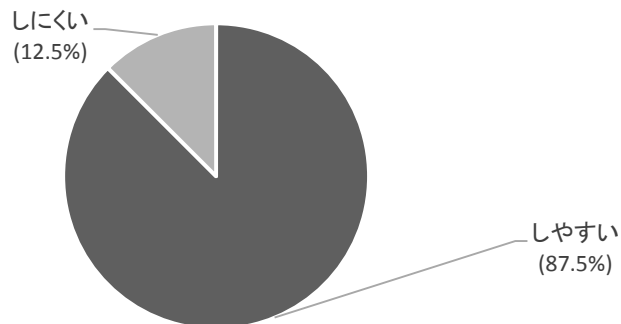
日系企業の企業活動においては、その他契約書の作成及び締結は日常的に生じ、内容は多岐にわたる。例えば、賃貸借契約書、業務委託契約書、売買契約書、代理店契約、秘密保持契約書等がある。

## 第3 日系企業による法律問題解決の実情

### 1. 問題発生時の対応

フィリピンでは、顧問弁護士を有し、弁護士に対するアクセスがしやすいと回答する企業が多数を占める。そのため、法律問題が生じた際に弁護士に相談することができる環境は整っていると言える<sup>87</sup>。

<sup>87</sup> フィリピンでは、株式会社の取締役及び役員の一部並びに支店及び駐在員事務所の居住代理人に居住者性が求められる。また設置が義務付けられる役員である会社秘書役には国籍要件も課される。そのため、フィリピンでは取締役や会社秘書役の業務を弁護士に依頼する慣習がある。弁護士と顧問契約を締結する日系企業が大多数を占めるのもそのためであると推察する。

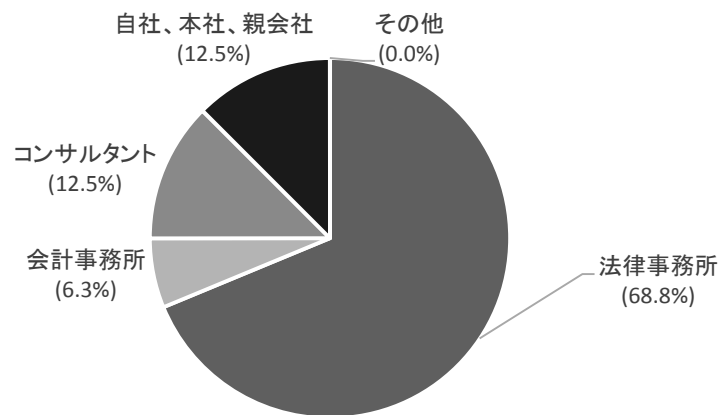
Q. 顧問弁護士はいますか<sup>88</sup>Q. 弁護士へのアクセスのしやすさ<sup>89</sup>

しかし、相談先は弁護士のみではない。弁護士に相談するか否かは、その問題の内容によっても異なる。日系企業がよく相談する先は会計事務所、コンサルティング会社、商工会議所、JETRO、他の日系企業等広く及び、法律問題に関してもこれらが一時的な相談先となることもある<sup>90</sup>。分野によっては法律事務所以外が対応先となることもある。

<sup>88</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケートQ.2、工業団地セミナー①後アンケートQ.3及び工業団地セミナー②後アンケートQ.2の合算結果

<sup>89</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケートQ.23

<sup>90</sup> アンケート上では労務問題又はその他法律問題の相談先として商工会議所、JETRO、他の日系企業の回答は存しない。しかし、ヒアリングではこれらに相談するという話は複数聞かれた。また、当職や他の日本人弁護士の勤務する法律事務所にも頻繁にJETRO等から紹介されたとの問い合わせがある。

Q. 労務以外の法律問題の相談先<sup>91</sup>

例えば、会計事務所やコンサルティング会社は本来業務のみにとどまらず、会社設立業務、契約書業務等も行い、法律事務所と業務内容が重複するという実態が存する。大手会計事務所は税務部門に多数の弁護士を抱えており、簡単な契約書レビューであれば会計事務所の弁護士が対応することもある。背景としては、日本人コンサルタントや日本人会計士に比べ、日本法弁護士のフィリピン進出は大きく出遅れ、日本語での相談を好む日系企業のサポート役として、会計事務所やコンサルティング会社が幅広く日系企業の相談先とならざるを得なかったという面もあると言われる<sup>92</sup>。なお、会計事務所が顧客から受ける法律相談の中心は労務問題や外資規制<sup>93</sup>であるが、会計事務所やコンサルティング会社も、複雑な法律問題の対応は行わず、その際には法律事務所を紹介する等して対応している。

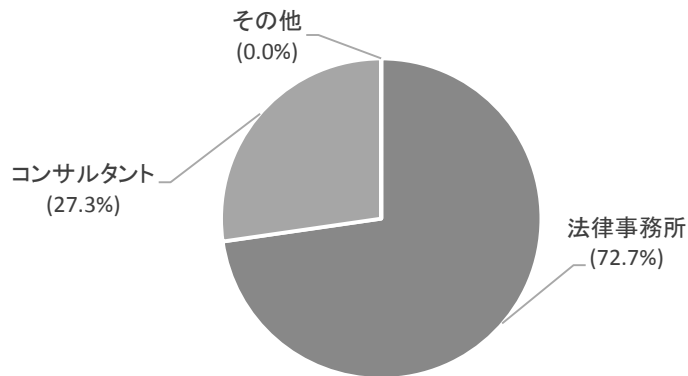
また、フィリピンの日系企業にとって労務問題は難しい問題であるとの共通認識があるところ、労務問題を専門に扱う日本人コンサルタントの活躍も確認される。当該コンサルタントはフィリピンでの人事労務の経験を活かし実務的な対応方法についてのアドバイスを行う。当該労務コンサルタントは法的助言は弁護士に相談するようにとアドバイスをしているが、アドバイスの提供において、実務的な対応と法律上の規定や判例の説明を厳密に切り離すことは事実上困難であり、当該コンサルタントは一次的な相談先の役割を担っているのが実情である。アンケートでは33%の企業が労務問題において従業員から訴えられて初めて弁護士に相談すると回答した。

<sup>91</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.20

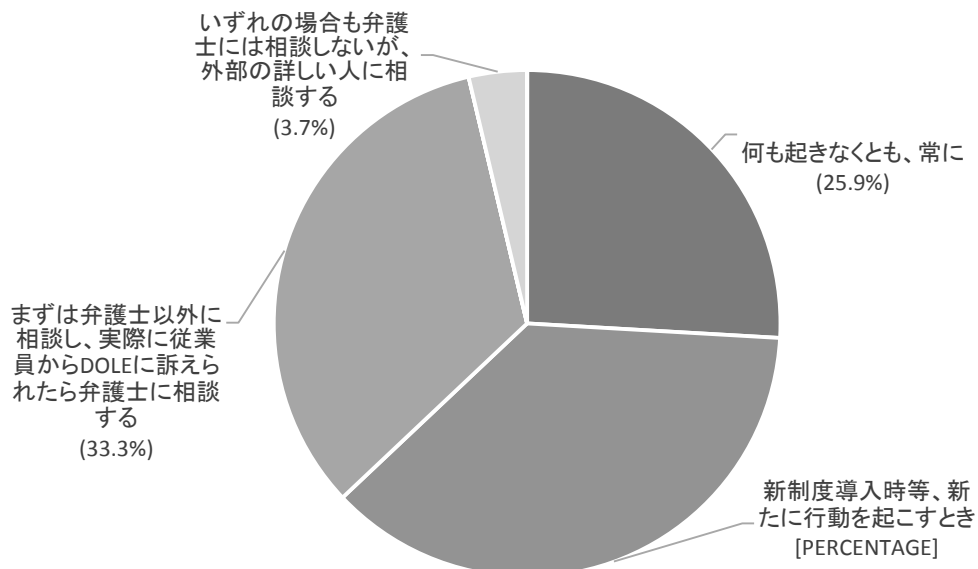
<sup>92</sup> その一方、日系コンサルティング会社や会計事務所ジャパンデスクのフィリピン進出前まで日系企業の相談先であったローカル法律事務所の弁護士は、これにより顧客を奪われる形となった。そのため、会計事務所やコンサルティング会社が法律業務を行っているかのように映る現在の状況には疑問を呈している。

<sup>93</sup> 別紙1「意識調査結果集」会計事務所アンケート Q.14

Q. 労務問題相談先<sup>94</sup>



Q. どの段階で弁護士に相談しますか<sup>95</sup>

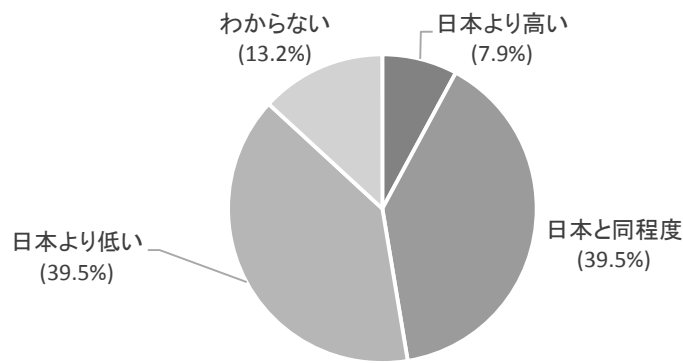


2. 予防策としての対応

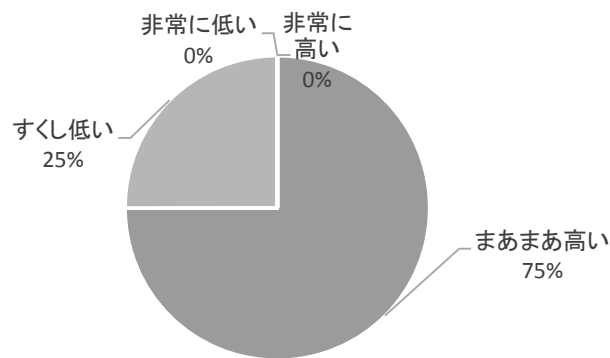
これに対し、大きな問題発生前の日系企業の対応は異なる。訴訟を提起される等現実的な問題として目の前に発生すればコストを払って対応する企業は多数であるが、具体的問題となる前の段階で、予防策としての対応をとる企業は必ずしも多くなく、法令順守意識も高いものではない。日系企業に対しフィリピンでビジネスをするにあたっての法令遵守意識の高さを問うたところ、回答企業の39.5%が「日本より低い」と回答している。

<sup>94</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.16

<sup>95</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.17

Q. 法令遵守の意識状況<sup>96</sup>

日系企業の事情に詳しい会計事務所及び会計系コンサルに対しても日系企業のコンプライアンス意識の印象についてアンケートを取った。

Q. フィリピンの日系企業のコンプライアンス意識の高さについての印象を教えてください<sup>97</sup>

コンプライアンス意識については、コンプライアンスを遵守する意識は高いものの、詳細が明確となっていないルールもあり、会社の状況を見て、リスクとの兼ね合いで各意思決定を行っているという意見や、ルールありきではなく他社動向のみで判断しようとしているとの回答が寄せられた<sup>98</sup>。

具体的な例では、フィリピンでは人材派遣が禁じられているにも関わらず、多数の日系企業がいわゆる偽装請負のような形でマンパワーエージェンシーから人材を調達している。アンケート回答結果上は、人材会社利用に際し弁護士に相談したとの回答が64.7%を占めるが、人材会社のコンプライアンス状況を確認した企業は38.9%にとどまること<sup>99</sup>、人材会社利用の理由に正規

<sup>96</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.4

<sup>97</sup> 別紙1「意識調査結果集」会計事務所アンケート Q.13

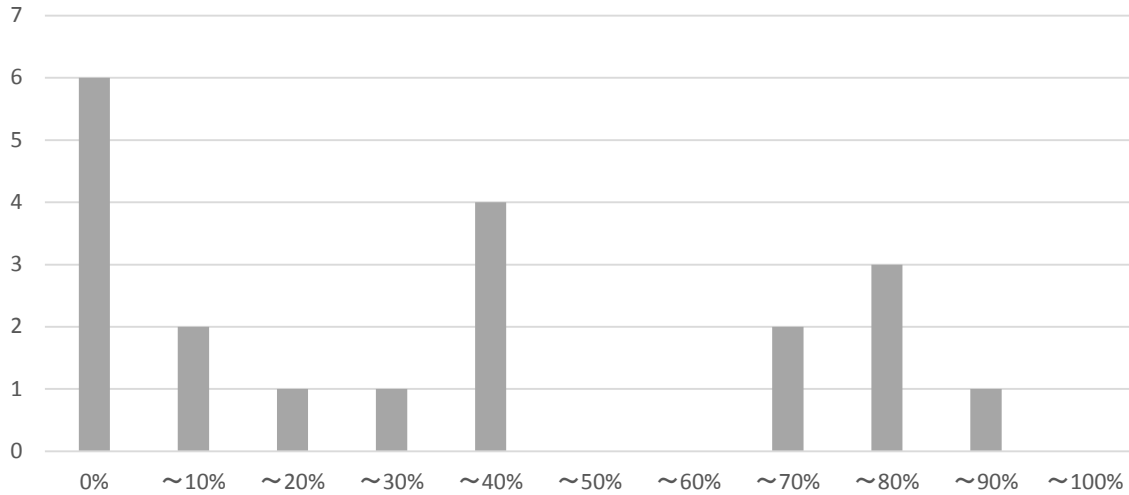
<sup>98</sup> 別紙1「意識調査結果集」会計事務所アンケート Q.13-2

<sup>99</sup> 人材会社が登録されていない場合違法な労働力のみでの請負との推定が働き、また人材会社が従業員の労働者としての権利を保障しない場合発注会社が労働者に対して責任を負う。そのため、通常は弁

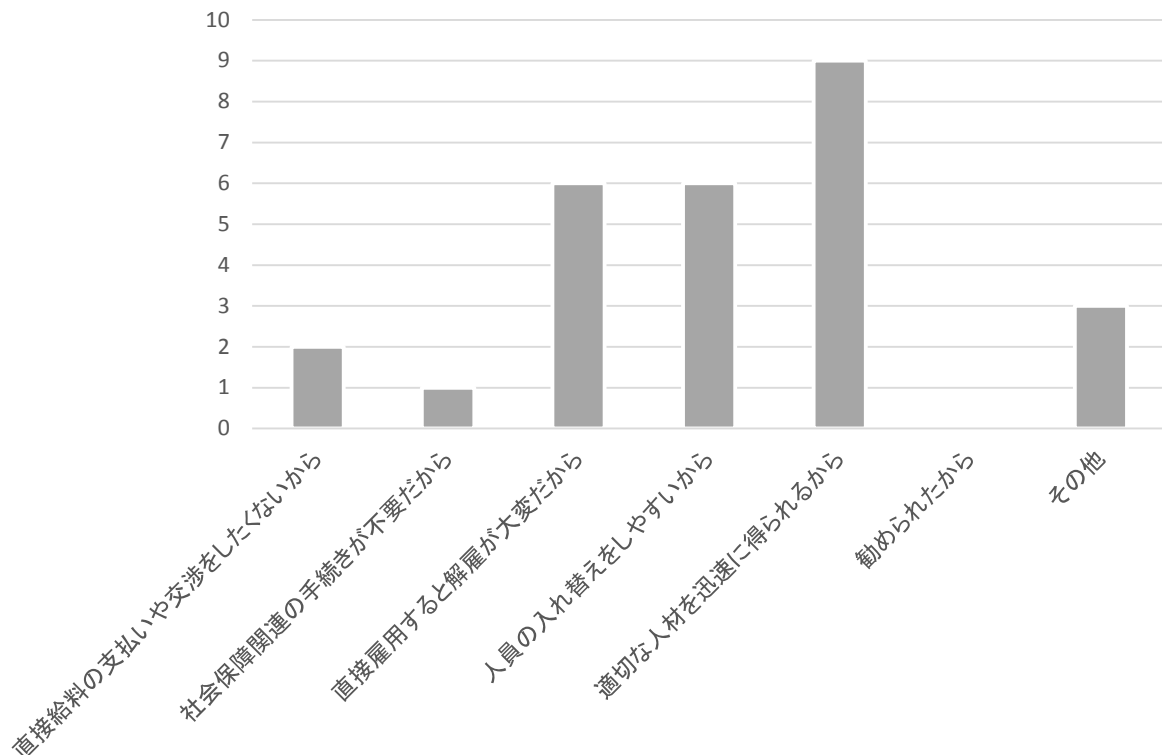


雇用従業員の解雇が容易でないことに関連する理由に回答が集まることから<sup>100</sup>、弁護士への相談の内容及び実態や相談を受けた弁護士による対応の質には疑問が残る。

**Q. 派遣会社職員の占める割合<sup>101</sup>**



**Q. 人材会社を利用する理由<sup>102</sup>**



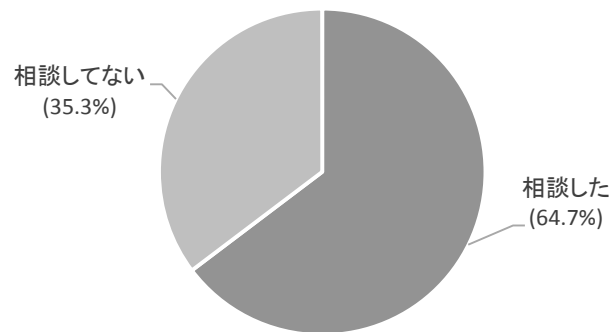
護士は人材会社を利用しようとする会社に対しては人材会社のコンプライアンス状況を確認するようにアドバイスを行う。

<sup>100</sup> 労働者には身分保障が認められており解雇規制の潜脱の目的で人材会社の従業員を活用することは違法とされている。

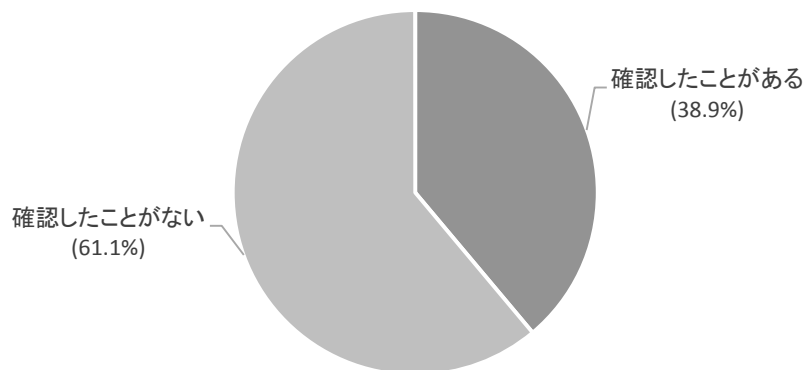
<sup>101</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.10

<sup>102</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.11

Q. 人材会社利用時に弁護士に相談したか<sup>103</sup>



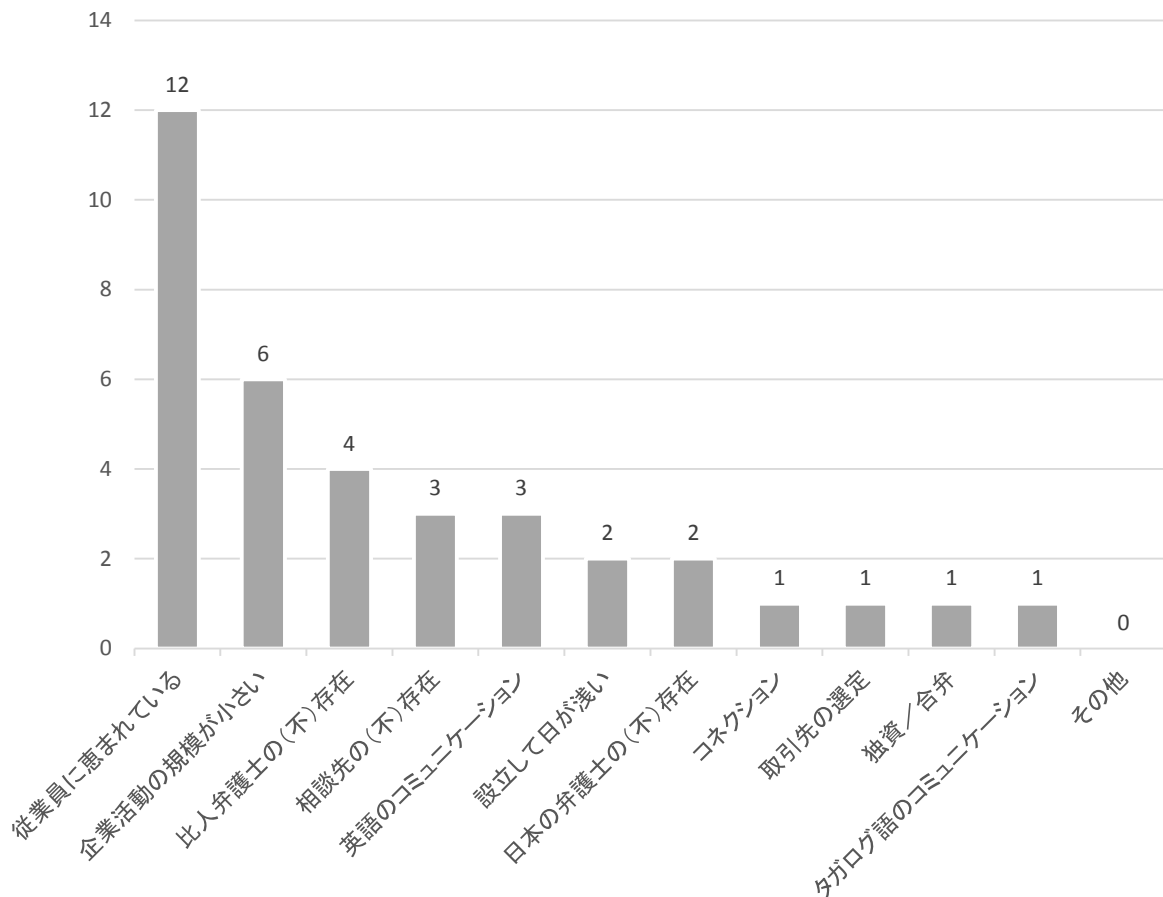
Q. 人材会社の法令遵守状況を確認したか<sup>104</sup>



アンケートにおける大きな法的問題を抱えない理由についての回答の上位が「従業員に恵まれていること」であることも、積極的に弁護士を活用して法的問題の発生及び拡大の予防に努めている状況にないことに合致する。

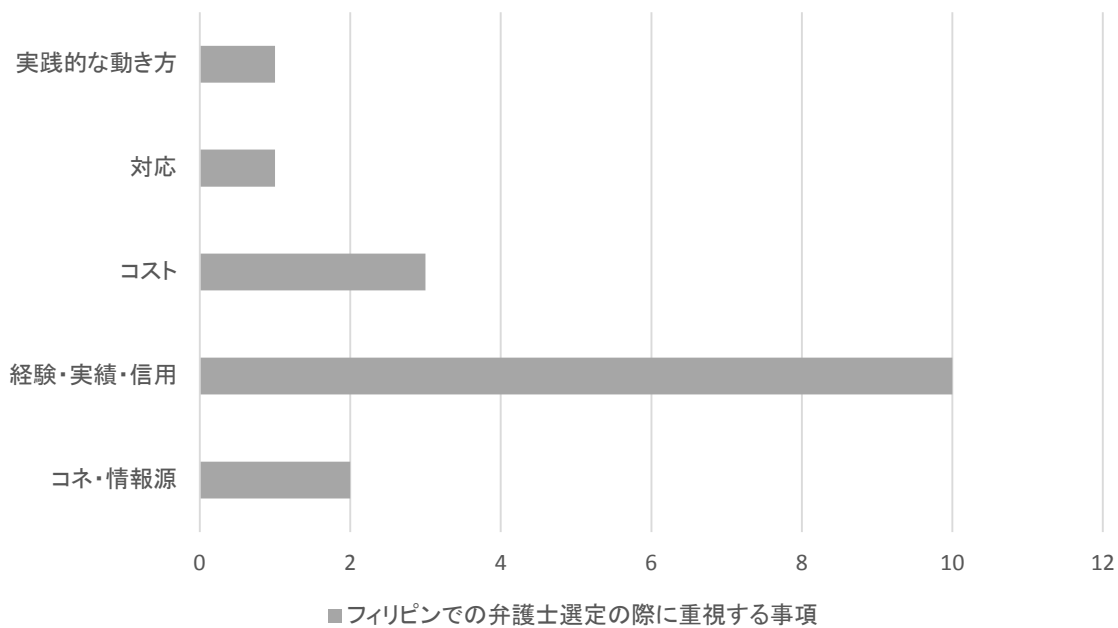
<sup>103</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所会員企業対象アンケート Q.13

<sup>104</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所会員企業対象アンケート Q.12

Q. 大きな問題を抱えてないと回答した企業について、その理由<sup>105</sup>

日系企業は弁護士の選定において独自の情報源を有せず、他の日系企業の評判や紹介に頼る傾向がある。日系企業案件を多く扱うローカル法律事務所は複数存在する。ヒアリングにおいてこれらの事務所を活用する日系企業に対して当該事務所を知るに至った理由問うたところ、全て他の日系企業の紹介との回答であった。以下アンケートでもその傾向が確認される。また、専門分野の経験を有する弁護士を選定するのみならず、日系企業対応実績を重視する日系企業も多くみられた。

<sup>105</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所会員企業対象アンケート Q.21

Q. フィリピンでの弁護士選定時に重視する事項<sup>106</sup>

そもそも法律問題であることを認識しないがために弁護士に相談する機会を有せず、問題が深刻化して初めて気が付くというケースも存する。人材派遣規制はその一例でもあり、ヒアリングにおいては、新大統領が就任するまで上記人材派遣規制の存在を知らず違法なことを行っている意識もなかったという日系企業も多く確認できた<sup>107</sup>。

基本的な法的知識に欠けるが故に法的な問題が隠れていることを認識せずに行動する傾向は新規進出企業に多く見られる。例えば、フィリピン政府機関に提出する書類がフィリピン国外で署名された場合は公証及び大使館認証が必要となることや、オフィスの賃貸借契約等を締結したら印紙税の納付が必要であるところ、納付期限は翌月5日であること等、フィリピンの弁護士であれば即答で回答しうるような簡単な事項であるが、こういった情報は日本側では入手しにくい。また、潜在的問題であることを認識せず書面に残さず契約書を作成する企業もあり、新規進出企業において特に雇用契約書を作成せずに従業員の雇用を開始する例が複数みられた<sup>108</sup>。

<sup>106</sup> 別紙1「意識調査結果集」工業団地セミナー①後アンケートQ.6、工業団地セミナー②後アンケートQ.5 合算結果

<sup>107</sup> ある日系企業は、周りの日系企業が人材会社から労働者を調達していたが、これまで労働雇用省から問題視されておらず、今になって急に運用が厳しくなったとか現在の状況が違法だと言われても対応できないし困るとのことであった。

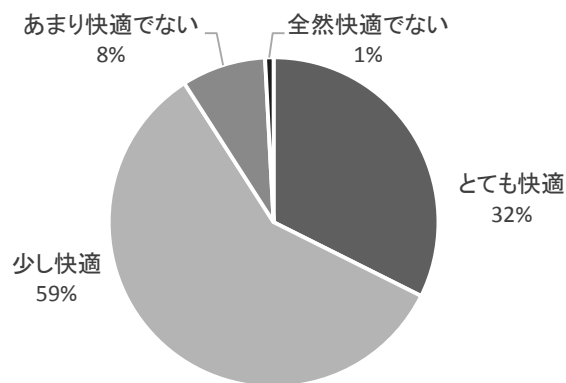
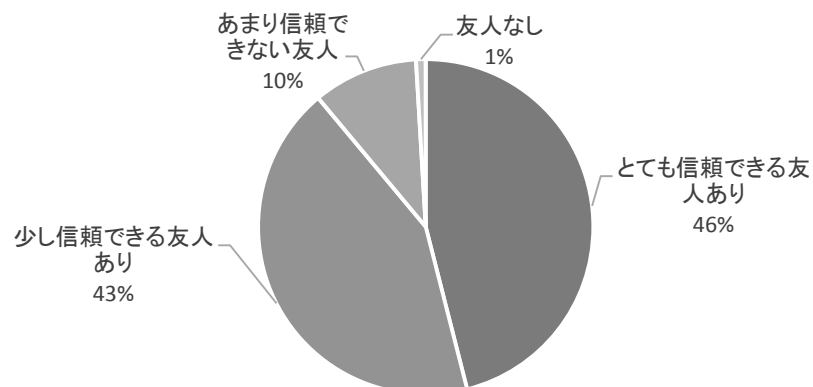
<sup>108</sup> ある日系企業は、法律事務所等の会社設立サポートを受けずに会社設立を行い、少しずつ経験を重ねながら各種手続きを進めてきた。この企業は、会社設立直後に従業員を雇用したが、雇用契約を締結していない。雇用契約書の重要性、労働法上試用期間を設けることができることや、雇用開始後に試用期間を設定することができないことなどを認識していなかった。また、すでに就労を開始しているが、就労ビザはこれから申請する状況であり、この点についても特に違法性の認識を有していない。

## 第4 在留邦人が直面する法律問題

## 1. はじめに

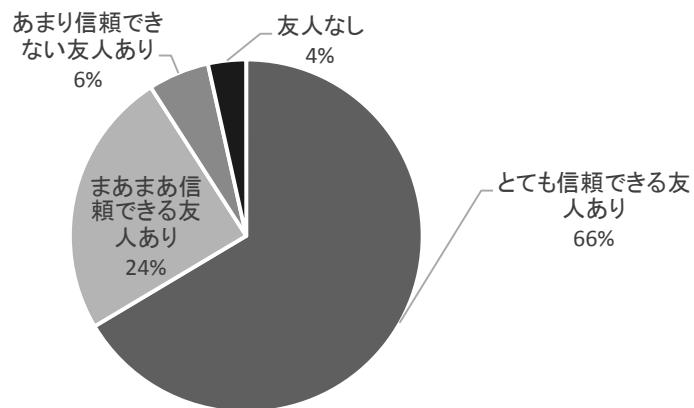
在留邦人は法律問題の量が少なく、規模も小さい傾向にある。

在留邦人を対象に実施したアンケートにおいてフィリピン生活の快適さを問うたところ、**91%**の回答者が「とても快適」又は「少し快適」と回答している。フィリピン国内における在留邦人の人間関係については、フィリピン人の友人についても日本人の友人についてもともに約**9割**が「とても信頼できる友人がいる」又は「少し信頼できる友人がいる」との回答であった。以下は在留邦人を対象としたアンケート結果及びヒアリングの結果である。

Q. フィリピン生活の快適さ <sup>109</sup>Q. 信頼できるフィリピン人の友人 <sup>110</sup>

<sup>109</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.6

<sup>110</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.4

Q. 信頼できる日本人の友人<sup>111</sup>

ストレスを感じる事項及びフィリピンで一番困った経験の問いに対して集まった回答の中には法律問題も存したが、法律問題ではない生活上の問題を挙げたものが多かった。例えば、ストレスを感じる事項としては、交通渋滞、治安、時間の感覚や対応スピード等文化の違いに起因する事項等が多く挙げられた。



(上) マニラ首都圏中心部の渋滞の様子。日常的に深刻な渋滞が発生している。金曜日、給料日、雨の日には特に悪化し、約3キロの移動に2時間を要したこともある。

企業に比べ活動規模及び範囲の小さい在留邦人は、大きい法律問題が生じにくい傾向にある。以下はアンケート及びヒアリングにおいて聴取された典型的な法律問題である。

<sup>111</sup> 別紙1「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.5

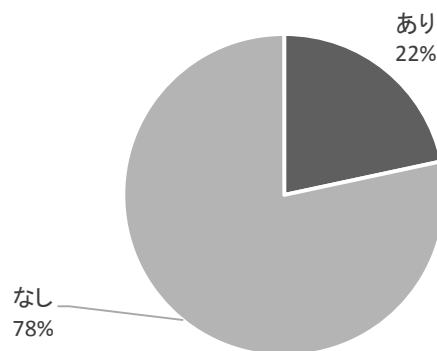
## 2. 賃貸借

比較的金額の小さい問題ではあるが、退去時にオーナーから身に覚えのない家具<sup>112</sup>の損傷等を主張され、不当に過大な金額をデポジットから差引かれたり、デポジットでは不足するとして追加の金銭の支払いを求められるといった事例が多く発生している。

## 3. 交通事故

在留邦人を対象としたアンケート上、フィリピンにおいて交通事故経験を有する回答した在留邦人は22%であった。

Q. 交通事故経験<sup>113</sup>



交通事故の経験者によると、交通事故発生時に保険会社や警察の積極的なサポートを受けることができず、被害者が自分で対応しなければならない点が多いとのことであった。例えば、交通事故の被害にあった在留邦人は、ある企業の車を運転し被害者に追突された加害者とともに警察のポリスレポートを作成し、今後の請求のために加害者の連絡先や勤務先を問うたところ、携帯電話しかないと言われ張られた。一見して企業の車であることが明らかであるため勤務先の連絡先を問いただしたが、警察も加害者も勤務先の連絡先はないとの説明に終始した。結局加害者の携帯電話番号しか得ることができず、その後加害者は被害者からの連絡に応じることはなく被害者は泣き寝入りした。

また、別の交通事故被害にあった在留邦人は、相手に非があったが、相手が現地の保険会社の社長であり、相手の有する社会的経済的影響力を考慮して、弁償を求めることをあきらめざるを得なかった。

<sup>112</sup> フィリピンでは家具付きの物件も一般的であり、在留邦人の多くが家具付き物件に住んでいる。

<sup>113</sup> 別紙1「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.13

#### 4. 使用人とのトラブル

フィリピンではメイドやドライバー<sup>114</sup>を雇うことが一般的であるところ、在留邦人も多くがメイドやドライバーを活用している。メイド又はドライバーを個人で雇う在留邦人はアンケート回答者中**53%**であった。一般的に、メイド及びドライバーは金銭的事情から教育の機会に恵まれず企業での就労がかなわなかった者が多く、高等教育を受けた者に比べて収入面で劣る傾向にある。在留邦人の家庭で就労するメイドやドライバーはフィリピン人家庭より高収入の傾向にあるが、金銭的に余裕のある者はまれであるといわれる。そのため、在留邦人がメイド又はドライバーとの間で抱える法律問題は金銭問題に起因するものが多い。前借や借金は非常に多く、中には田舎から出てくるための交通費として金銭を支払ったところ当該メイドは金銭を受領したのみで働きに来なかったという例<sup>115</sup>等、嘘をついて金銭を受領するケースも絶えない。

また、使用人による盗難も報告され、例えば、携帯電話、カメラ等の電子機器、現金、日用品等の盗難被害にあっている。概ね被害者は被害の回復は困難であることを認識しており、被害にあっても諦める傾向にある。

フィリピン人一般の傾向であるが、日本人よりも仕事への定着率が悪いと言われる。突然使用人が出勤しなくなることもさほど珍しくはない<sup>116</sup>。実際、在留邦人は、メイドの夜逃げ、突然の音信不通、突然の退職等の問題を抱えている。

#### 5. ビザ関連

外国に暮らす以上、在留邦人にとってビザは避けることのできない問題である。日本人はフィリピン入国時のビザを免除されているが、その場合であっても入国時に**30日以内**にフィリピンを出国する航空券の持参が必要とされる。実務上、フィリピン入国時に当該航空券の提示が求められる頻度が低いため具体的なトラブルに発生する数も少ない。しかし、ヒアリングにおいて入国時にフィリピン出国の航空券が必要であることを知っていると言った在留邦人はごく少数にとどまった。

<sup>114</sup> 治安面から、公共交通機関を利用する日本人は少ない。会社によっては駐在員に対し通勤用の車及び家族利用のための車として2台提供し、駐在員によるタクシーの利用を禁じている。これに対し、学生や現地採用者は、経済的問題から、ドライバーや自家用車を有する例は少なく、タクシーや公共交通機関を活用する。そのため、ホールドアップなどの犯罪被害にあったという声は学生や現地採用者から多く聞かれた。

<sup>115</sup> フィリピン人によると、メイドによる詐欺の常とう手段であるとのことである。

<sup>116</sup> 突然出勤しなくなるメイドやドライバーの中には、就労先家庭の金品を持ち去ったり借金を踏み倒すものもいる。



また、ビザ業者や法律事務所側の対応の問題でもあるが、ビザ手続きに非常に長期間を有する、ビザ手続きを依頼したら半年パスポートが手元に帰ってこなかった等の声も集まった。



(上) 移民局<sup>117</sup>の本部。ビザ取得のための面接もここで行われる。

## 6. 日本人とのトラブル

残念ながら、日本人同士のトラブルも見られる。ある在留邦人は、日本人からの借金の申し込みがあった場合、返済されない可能性が非常に高く、日本人同士のトラブルは根が深いため、トラブルに巻き込まれないよう、目立たないように気を付けて生活していると語る。

立場の弱い在留邦人に対する悪質な行動もある。近年フィリピンで現地採用として就労する若い女性が増加しているところ、以下の法律問題が報告された。

- 就労ビザが発行されず、観光ビザで働かなければならないことを入社後しばらく経ってから知った。
- 日本人の既婚者の男性から言い寄られる。既婚者であることを隠したり、又は隠さないままで、関係を求められることがある<sup>118</sup>。

<sup>117</sup> Bureau of Immigration

<sup>118</sup> このような話はほかにも聞かれる。例えば、既婚の駐在員の日本人男性が現地採用の日本人女性らを家に招き口説くなどしていたとの報告が複数ある。招かれた女性のうちの一人は、仕事の話だと思ってある駐在員の自宅を訪問したところ、不快な行為をされた。当該女性によると、他の現地採用の女性も同じ男性から同様の行為をされたことがあると聞いているとのことである。当該女性は、この一件を除いても、フィリピン在住の日本人男性は風紀が乱れているとの印象が強いと語る。

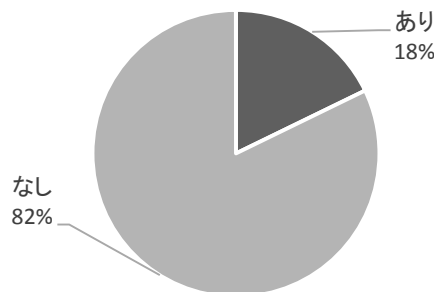
## 7. 犯罪被害

ヒアリングでは、軽犯罪の被害報告が多く集まった。頻繁に報告を受けたのは、すり、ひったくり、置き引き、ホールドアップ強盗<sup>119</sup>である。ホールドアップ強盗は車移動をすることにより容易に避けることができるが、現地採用者や学生は金銭的事情<sup>120</sup>により自家用車を有さず、そのためホールドアップ報告はこれらの者に集中する傾向にある。

## 第5 在留邦人による法律問題解決の実態

## 1. 問題発生時の対応の実態

大規模な法律問題が少ないことに伴い、訴訟に発展することは少ない傾向<sup>121</sup>にある在留邦人の法律問題であるが、裁判を起こしたいと感じた経験を有する在留邦人はアンケート回答者中**18%**であった。実際に訴訟提起した在留邦人はそのうちの**21%**であり、裁判による解決を望んだにも関わらず当該方法をとらなかった在留邦人は**79%**に上る。

Q. 裁判を起こしたいと感じた経験<sup>122</sup>

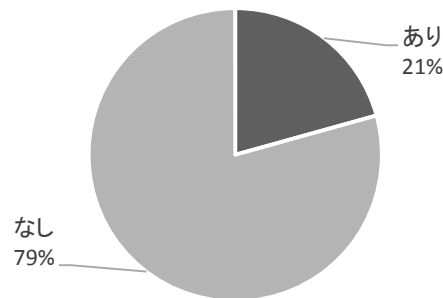
<sup>119</sup> 銃によるホールドアップに限らず、ナイフを突きつけて金銭の支払いを要求する例も多く、子供による犯罪も発生している。

<sup>120</sup> 当地の人材紹介会社（Reeracoen Philippines Inc）によると、現地採用者の給与基準は以下の通りである。

新卒日本人 80,000 ペソ前後  
 営業第二新卒 85,000 ペソから 100,000 ペソ  
 営業5年以上 90,000 ペソから 120,000 ペソ  
 事務職 85,000 ペソから 100,000 ペソ  
 通訳 85,000～100,000 ペソ

<sup>121</sup> アンケートでは、結婚無効訴訟、刑事事件及び不動産購入時トラブルにおいて訴訟を提起したとの回答があった。なお、フィリピンでは離婚が認められていないため、既婚者が別の相手との結婚を望む場合に前の結婚を無効とする裁判を行うことがある。

<sup>122</sup> 別紙1「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.17

Q. フィリピンで裁判を起こした経験<sup>123</sup>

訴訟による解決をしたいと考えたにもかかわらずそのような方法をとらなかった理由は主に費用の問題と訴訟遅延のためである。また、訴訟により身の安全に危険が及ぶことを危惧し司法による解決を断念した在留邦人も複数存する。

## 2. 事前の対策

ヒアリングにおいて、複数の在留邦人がトラブル発生を防ぐ工夫をしていることが分かった。在留邦人が実施するトラブルを避ける工夫としては、フィリピンの治安上の問題を受けた防犯上の意識、慎重な人間関係の構築、フィリピン及びフィリピン人についての理解を深めること、記録化等があり、具体的には以下の声が上がった。

## 【防犯上の意識】

- 財布、携帯を人目のつくところで持たない。
- 外を歩かないこと
- 華美な服装や目立つ行動を避けること
- お金を持っていないようふるまう。

## 【慎重に人間関係を築くこと】

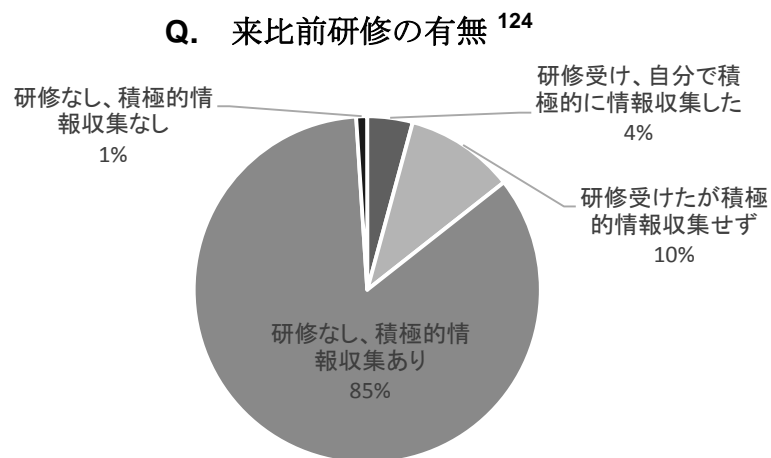
- 付き合い相手を選ぶ。信用しすぎない。同じ人と深く付き合いすぎない。
- 積極的にこれ以上の知り合いを作らない。
- 金銭問題の発生を避ける
- 親戚でもお金の貸し借りはしない。どうしても必要な場合は、少額をあげてしまう

<sup>123</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.17-2

## 【フィリピン及びフィリピン人についての理解を深めること】

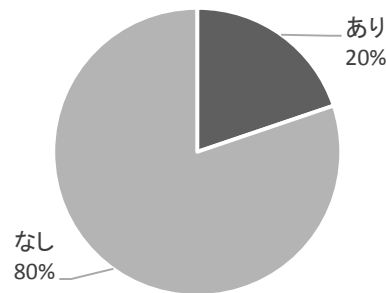
- フィリピン人の性格を理解して先回りする。
- フィリピンを理解することと言語の習得。
- 現地を勉強する。

来比前にフィリピンの基本的な知識について研修を受けた在留邦人は14%のみであった。当職も個人的にフィリピン赴任前の研修を受けた経験があるところ、安全面、防犯面、衛生面をはじめとした海外生活に際しての基本的な注意点を事前に知ることができた。このような事前研修は、大企業の駐在員に多い傾向にある。フィリピン滞在に先立つ研修はないものの積極的に情報収集した在留邦人は85%であった。



これに対し、いざ問題が起きた場合の相談先に関する情報は必ずしも十分ではない。来比前にフィリピンでトラブルが生じた場合の対応マニュアル、相談先等の情報を得ることができましたと回答した在留邦人は20%のみであった。

<sup>124</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.15

Q. 来比前のトラブル対応情報取得の有無<sup>125</sup>

## 第6 法律問題への対応の在り方

## 1. 適切な者による対応

当然ながら、フィリピンにおける法律問題は、フィリピン法弁護士により解決されるべきである。

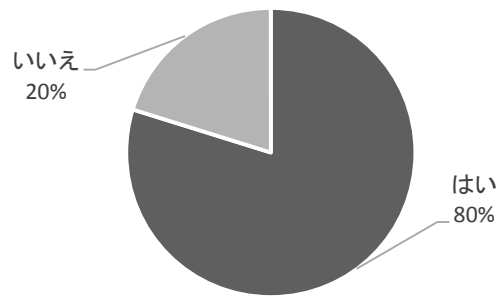
フィリピンでは、コンサルタントをうたう会社やフィクサーと呼ばれる者等、弁護士でないにも関わらず法的問題の解決サービスを行うもの存在が認められる。相談先を誤ったがために問題解決に至らないどころか、かえって事態の悪化を招くこともある。しかし、法律問題は弁護士により解決されてしかるべきである。また、残念ながら、当地では、弁護士であっても誠実な対応をするとは限らず、弁護士だからといって信頼できる相談先とは限らない。かかる状況を踏まえ、日系企業及び在留邦人の法律問題への対応としては、①信頼における弁護士へのアクセス及び②専門に応じた弁護士の選定が求められる。

## (1) 信頼における弁護士へのアクセス

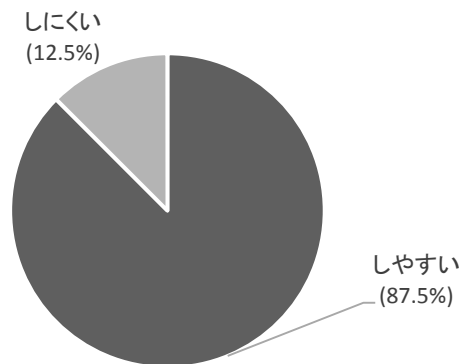
アンケートによると、**80%**の日系企業がフィリピンの顧問弁護士を有し、法律問題が発生した際の相談先としての弁護士にアクセスすることができる日系企業が多い。**2015**年に実施したアンケートでは**72%**が月**1**回以上顧問弁護士を利用しているとの結果が出た。

<sup>125</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.16

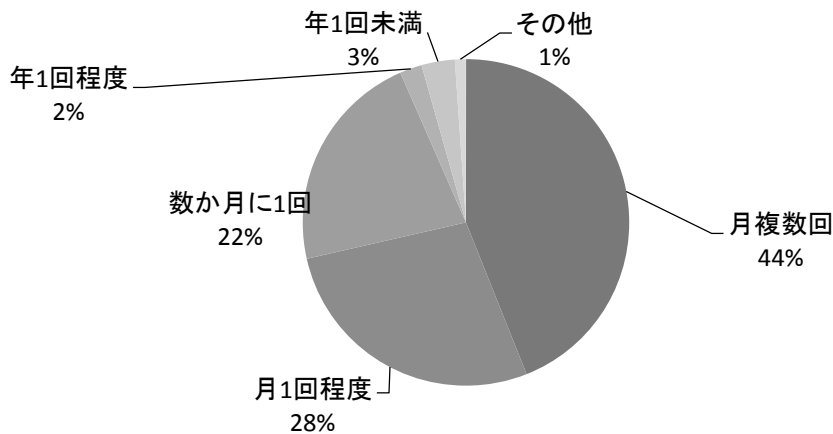
Q. 顧問弁護士はいますか<sup>126</sup>



Q. 弁護士へのアクセスのしやすさ<sup>127</sup>



Q. 顧問弁護士の利用頻度



※2015年フィリピン日本人商工会議所アンケート結果より

一方、在留邦人の場合は、別の考慮が必要である。上記の通り、多くの日系企業が弁護士との顧問契約等を有しているため、顧問弁護士と接する

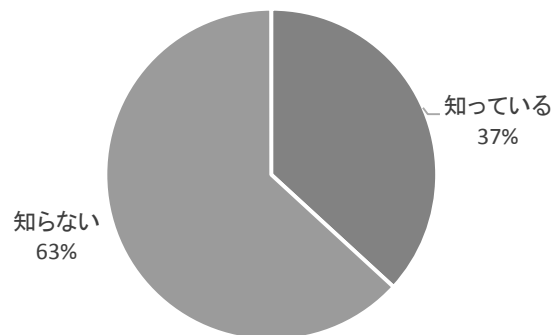
<sup>126</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.2、工業団地セミナー①後アンケート Q.3及び工業団地セミナー②後アンケート Q.2の合算結果

<sup>127</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.23

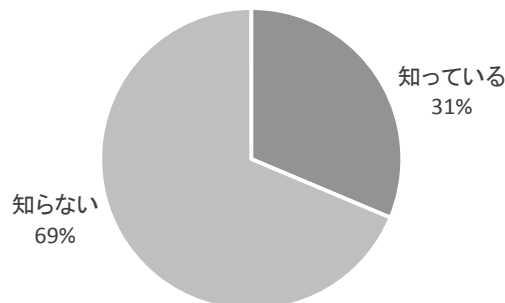
立場の在留邦人は、トラブルを抱えた場合であっても弁護士に対するアクセスは容易だと思われる。

在留邦人を対象としたアンケートでは、フィリピンで、信頼できるフィリピン人弁護士（又はその見つけ方）又は日本人弁護士を知っていると答えた在留邦人は、それぞれ 37%、31%にとどまった。

**Q. フィリピンで、信頼できるフィリピン人弁護士（又はその見つけ方）をご存知ですか**<sup>128</sup>



**Q. フィリピンで、信頼できる日本人弁護士（又はその見つけ方）をご存知ですか**<sup>129</sup>



信頼できる弁護士又はその見つけ方を知っていると回答した在留邦人の中には、紹介や仕事の延長上で知り合ったという回答が多くみられた。在留邦人ネットワークは仕事上の関係を前提として築かれている者が多く、その中に行われる情報交換の中で信頼できる弁護士に出会うことのできる在留邦人は複数存在する。しかし、考えるべきは、そうでない立場の在留邦人である。

<sup>128</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.23

<sup>129</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.24

日系企業に勤める在留邦人であっても職場に知られたくない法的問題に巻き込まれた場合には職場に弁護士の紹介を依頼することは難しい。

英語でインターネット検索すれば、様々なフィリピンの法律事務所ウェブサイトが見つかる。しかし、英語を公用語とする当地において、当然ながら当該検索において使用される言語は英語である。一般の在留邦人は多少の日常的な英会話やビジネス会話はできるかもしれないが、専門的な法分野に対する英語での情報検索にはなじみがない。それだけで気後れしてしまうであろうし、どこが信頼できる事務所かの判断に困るであろう。また、日本語でフィリピンの法律問題のサポート先を探そうとすると、フィリピン人との離婚問題のサポートをうたうコンサルティング会社等が多く出てくる。

そこで、信頼できる機関からの情報発信が、頼れるべき存在となる。現在は、在留邦人向けには、在フィリピン日本国大使館の領事班邦人援護担当者が、弁護士リストを作成している。しかし、大使館として公式に発表しているものではない。インターネットで検索しても出てこない。公的機関の場合、その性質上、特定の弁護士又は法律事務所を指定することは難しいであろうが、一定以上の評判又は実績をもとにリスト化して一般在留邦人がアクセスできるような制度作りが望まれる。

## (2) 専門性に応じた弁護士の選定

信頼できる弁護士の確保と同様に重要なのが、内容に応じてその分野を専門とする弁護士を選定することである。

日本と同様、フィリピンにも専門性に特化した弁護士の活躍が確認され、特に大規模事務所においては、その傾向は顕著となる。

フィリピンでは、法律が厳格に適用されないことや、関係当局の担当者毎に異なる対応をされることがしばしばあるため、純粹に法律及び制度を確認することのみによって結果を予測しにくい傾向にある。不確定要因が多く、その幅も大きいのがフィリピンの特徴である。

ある日系企業は、選定した弁護士が会社設立の経験がなかったために苦労したと語る。その弁護士は日系企業からの紹介で、弁護士自体は信頼のできる人物であり、中規模の事務所に所属していた。しかし、コーポレート部門の担当ではなく、会社設立やその後の手続きに非常に時間を要した。当該日系企業担当者は、当時、弁護士に専門性があることに対する認識が薄く、かつ、当該弁護士の所属する法律事務所に会社設立を得意とする弁護士が多数所属していることを知らなかった。

また、フィリピンは最高裁判決に法規範性がある。そのため、法令の記載内容の確認のみでは足りず判例の確認が欠かせない。特に法令の条文のみからでは予見可能性に乏しい労務分野等、一定の専門分野に関しては特



に 選任する弁護士が信頼のおける者であることであることと同時に相談内容に応じて弁護士を選定することも重要である。

一般の在留邦人にとっては専門性にかかる情報の取得は困難であり、上記の一定の評判又は実績を有する弁護士を掲載するリストが実現するのであれば、そこには専門性についても記載されてしかるべきである。

## 2. 適切な方法による対応

### (1) 適法な対応

正論を言えば、法規制に従って粛々と対応するべきであるが、当地では、違法な解決策も横行している。例えば賄賂による解決や、フィクサーと呼ばれる人も活動しており、違法に問題を解決する人の存在がなくなる。

ある企業は、会社が移転した際に、移転先の市役所から営業許可を取得してからでない営業を開始できないにもかかわらず、必要に迫られて営業許可取得前から営業を開始したことがあり、その発覚を避けるために賄賂を支払ったとのことである<sup>130</sup>。

このように、実務的な対応として、法に従わないこともあるのが現実である。フィリピンでは、法律が必ずしも適切に運用されているとは限らない。法規制があっても厳格に適用されていないこともある。

しかし、それは法的観点から言えば適切な解決ではない。あくまでも、法に従った対応をするべきである。弁護士の中には賄賂による解決を選ぶものもいると言われているが、フィリピンにおいても賄賂は違法である。適法な解決策を選択するためにも、日系企業及び在留邦人の基礎的な法的知識の取得が望まれる。

---

<sup>130</sup> 当該企業によると、新しいオフィスの内装工事を行ったが、内装工事を行う場合、その前後で市役所の手続きが必要で、その手続きには長期間を要し、その手続きを経ないと営業許可を申請できないという事情があった。内装工事自体が2カ月しかかからなくても、市役所の手続きに約半年かかり、その間営業できないという状況であった。内装工事をすると、市役所による火災検査が行われることになっており、その際に、営業許可を取得せずに営業していることが発覚すると罰則の対象となる。そこで、市役所の担当者に約1万5千ペソを支払って、火災検査を行わずに火災検査証を発行してもらい、営業許可なしでの営業開始の発覚を免れた。違法であるとの認識はしているが、約6か月間営業できずに新オフィスの賃料を払い続けることの負担やその間顧客が離れることによるデメリットも考慮し、リスクをとって営業許可なしの営業を行い、さらにそのリスクを軽減するために賄賂を積極的に支払うこととしたとのことである。



(上・下) フィクサーの禁止を周知する旨張り紙。各政府機関に貼られている。

(2) 問題発生の予防策及び問題深刻化の回避策の実施

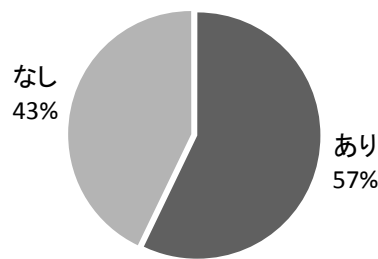
問題の発生を防ぐための予防策の実施及び問題発生後に問題の拡大を防止するための初動対応の両方が重要である。予防策として考えられるのは、問題に巻き込まれないようにすること及びアクションをとる前に専門家に相談すべきことである。

上記の通り、多くの日系企業がフィリピン法弁護士にアクセスできる環境にいる。しかし、相談したいときに相談できる弁護士が存在するということは、必ずしも、法律問題を常に弁護士に相談しているということの意味せず、実際に日系企業が潜在的な法律問題に即座に対応していることでもない。

ヒアリングでは、法定の解雇事由の存在や解雇手続きを確認することなく従業員の解雇を実施したという企業の存在も見られた。フィリピンは訴訟に長期間を要する傾向にあるところ、例えばある日系企業は従業員の不当解雇訴訟で約10年を要し今もなお問題の終結に至っていない。

日系企業を対象としたアンケートでは、問題発生前に弁護士に相談した経験を有する企業は57%であった。

### Q. 問題発生前に予防的に弁護士に相談した経験



※2015年セブ日本人商工会議所アンケートより

早期対応により問題の深刻化を避け得るにもかかわらずそれを阻む原因の一つとしては、コスト削減意識が考えられる。チャイナプラスワンの進出先として有力視され、中期的有望事業展開国・地域ランキング第8位<sup>131</sup>にランクインしたフィリピンに対する投資理由の一つは、低コストにある<sup>132</sup>。コスト削減を目的として海外進出する企業にとっては特に、弁護士コストは予想外の出費として二の足を踏みがちである。

法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社の日系企業担当者の共通の悩みとしてしばしば話題に上がるのが、無料相談ばかりを求める企業の存在である。情報に対して金銭的価値を認めない企業又は人は、場所を問わずある程度は存在する。しかし、国際展開する某事務所のフィリピンオフィス駐在員によると、フィリピンでは情報は無料で取得するものだと考える日系企業が多いとの印象であり、依頼の意思がなくとも無料で提供できる範囲でのアドバイスを求めたり、無料情報を求めて各事務所を渡り

<sup>131</sup> 2015年12月発表「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(JBIC)

<sup>132</sup> 中期的有望事業展開先国・地域にフィリピンを選んだ理由の第2位が「安価な労働力」である。

歩いたりしているとのことである。進出検討中の企業が、将来競合相手になるであろう進出済企業に対し法規制やマーケット情報等について聞きに行くという話もしばしば耳にする<sup>133</sup>。

上記は極端な例であるが、他にも、法律事務所に問い合わせを行うも、相談料が予想以上に高額であることから、法律事務所の活用を断念する企業も見受けられる。そこで、専門家への相談の代わりに、周りの日系企業の対応を参考にしたり、比較的安価な会計事務所やコンサルティング会社に対応を依頼することもある。

問題が発生するまで弁護士に相談しないようにするという心情は理解できないものではないが、内容によっては、弁護士対応が遅れたがために最終的に高額の弁護士費用を要することもある。早期相談が一番のコスト減になることを認識してもらうことが必要である。

これに対して、在留邦人は、コストの問題から行動を起こす前に弁護士に相談することはまれである。企業のようなコンプラ意識からの早期相談、というようにはいかないし、相談コストを考えると泣き寝入りするべきという判断に至ることも多々あるであろう。

ヒアリングでも、特に賃貸借契約終了時にオーナーから法外な金額を請求され敷金の返還請求をあきらめたという話は多く聞かれた。オーナーからの請求の時点で弁護士に相談するも、敷金の返還を受けられる保証がないまま決して安くない弁護士費用を支払うという判断は導かれにくい。

費用とリスクを比較考量したうえでの判断は、それが適切に行われている限り問題はない。その前提として、日系企業及び在留邦人が最低限の法的知識を有することが望ましい。

### (3) 最低限の法的知識の取得と理解

そもそも生じている事象が何の問題なのか認識できない企業又は人が存する。法律問題であることを認識しないがために、不適切な相談先にたどり着くケースもある。

周りがやっているから自分も問題ないと判断する企業、在留邦人も多く存する。他の企業、在留邦人の動向を見ることも大事ではあるが、そればかりを重視し根拠法に考えをめぐらさない企業及び在留邦人は相当程度見られる。当然ながら、国が違えば法制度は異なり、フィリピンで活動する以上はフィリピンの法制度に従わなければならない。日本の常識が通じないこと、フィリピンで活動していることを謙虚に受け止め、フィリピン法の最低限の知識の習得が必要となる。

<sup>133</sup> 後発企業が恥じもせず進出済企業に進出のための情報提供を求めることに対するネガティブな反応もある。ある日系企業は、当職のヒアリングに対し、フィリピン日本人社会は狭い世界であり、今後の人間関係の形成を考慮してのことであるとの影響に鑑み、新規進出検討中の企業からの訪問を受けた進出済企業は基本的には情報提供に応じていると語った。

日系企業の中には、法律上問題になると認識していないがために、弁護士に相談しないという例も多くみられる。企業の側で、弁護士に相談すべきものではないと判断し又は弁護士に相談すべきであるとの認識を持つことができず、弁護士に相談せずに行動する企業も少なからずみられる。

その典型的な例が、2016年7月より大統領に就任したドゥテルテ政権下の人材派遣規制である。日本の労働者派遣のような人材派遣は、フィリピンでは明確に禁じられている。それにもかかわらず、製造業をはじめとする多くの日系企業が人材派遣を活用している。

また、小さな違反ではあるが、進出直後、例えばオフィスの賃貸借契約等について印紙税の納付義務を認識せず、期限までに納付することができない企業も少なくない。

法的問題であると認識しないがために弁護士に相談しない企業は、必ずしも、積極的に違法行為を行いたいと考えているわけではない。原因は、フィリピン駐在者に法的素養を有する者が少ないこと、正しい情報取得の機会に恵まれず周りの日系企業の対応にならって行動する傾向にあると考えられる。

#### (4) 公的弁護士事務所<sup>134</sup>

司法省の管轄下の機関であり、フィリピンケソン市に事務所を構える公的弁護士事務所は、貧困者を対象とした無料の法律サービスを行っている。適用対象となる在留邦人は少数であろうが、外国人にも門戸を開いており困窮邦人の抱える法律問題解決の一助となる可能性がある。

公的弁護士事務所は、貧困者又はその直系親族を対象に、評価手続きを経て、民事訴訟、刑事訴訟、労働訴訟、行政訴訟及びその他の準司法機関の手続きに関し、無料で法律サービスを提供する。

サービス利用条件に国籍制限がないため、収入要件を満たしていれば、外国人であっても利用が可能である。通訳サービスはなく、使用言語は英語又はタガログ語である。多少英語が苦手であっても、弁護士はやり取りができるよう努力するが、もし英語又はタガログ語でのコミュニケーションができる友人や、状況について事前に英語でまとめた書類を準備できればよりよいサービスを提供できる。

##### 〈収入要件〉

マニラ首都圏	家計所得月収 14,000 ペソ以内
その他の都市	家計所得月収 13,000 ペソ以内
その他の地域	家計所得月収 12,000 ペソ以内

収入要件を満たすことを証するため、以下のいずれかの書類が必要である。

<sup>134</sup> Public Attorney's Office

- ・直近の確定申告書
- ・利用申請者の住居を管轄する社会福祉発展省発行の貧困証明書
- ・利用申請者が署名した貧困宣誓書及び利用申請者の住居を管轄するバランガイのバランガイ長が発行する貧困証明書

まずは法律相談を受けたい利用者が多いと思われるところ、訪問に際して事前の予約は不要であり、営業時間中に以下の住所に訪問すればサービスを受けることができる。

**Public Attorney's Office**  
**4th & 5th Floors DOJ Agencies Building**  
**NIA Rd. corner East Ave., Diliman, Quezon City**

2014年10月、台湾とフィリピンは覚書を締結し、両国の国民に対する法的扶助を合意している。また、各国の人材が会議を持ち、相手国を訪問し、制度政策やケーススタディ等の情報交換をはじめとしたトレーニングプログラムを実施することも合意している。現在日比間でこのような覚書は存しないが、フィリピンに進出する日系企業及び邦人が増加するとともに、フィリピンから日本に対する技能実習生、家事労働者の派遣により日本に進出するフィリピン人のますますの増加が見込まれる中、今後日比相互間の法的扶助の需要はますます高まるであろう。

## 第7 小括

以上、法律問題とその対応を整理した通り、企業の活動と比して、在留邦人が通常直面する法律問題は、大きな問題となったり、裁判に発展することが少ない傾向にあるため、在留邦人（特に企業駐在員をはじめとする長期滞在者や永住者）に対する事前の基本的知識や注意事項の普及や、いざという時の相談窓口を設置することで、通常想定される問題の大半は対処可能であると思われる。

一方で、日系企業は多様な問題に直面している。フィリピンに進出するに当たっては、まず外資規制に対応しなければならず、実際に業務が稼働し始めた後にも、常に法律問題に対処しなければならない。調査を通じて、日系企業の関心事項のうち圧倒的な比重を占めていたのが、労務問題である。非常に労働者保護色の強い労働法制であり、かつ裁判に持ち込まれた場合、企業側の主張に少しでも疑義が残る場合には労働者寄りの判決となりやすく、かつその判決にも数年～十数年かかり得る（その結果として企業側が敗訴した場合、その間の未払賃金及びその利息を全て支払う義務が生じる）ことから、大きな懸念事項となっている。企業を対象としたアンケートにおいても、労務問題に関して日比の法制を比較しながらの説明や、日本語によるサポートを求める声が多く寄せられた。

日系企業・在留邦人ともに、必ずしも遵法意識が高くないという点は、課題であると考えられる。上述のように「どうせバレない」「周りもやっている」「いざとなれば賄賂でなんとかなる」といった理由で法の規定を正確に調べようとしない、知っていてもコスト削減のために遵守しない例が散見された。もっともそのような意識が生まれる背景として、現に多くの者がそのように処理してきたという現実があり、裁判が非常に長期に亘るため裁判による解決が現実的ではない場合が多々あることについては、法的支援を実施する上で留意が必要であると考えられる。

### 第3章 法律問題への対応策の実践に当たり、日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びニーズのボリューム

#### 第1 はじめに

第1章及び第2章において、法令の規定や運用、日系企業や在留邦人が現に直面している法律問題を具体的に整理した。本章では、支援に当たる日本の法曹有資格者の視点から、当地で支援を実施する際の制約や、法的支援の在り方やそのボリュームについて、昨年度に引き続き実施した試行の結果を踏まえて記述する。

#### 第2 当地の外弁規制

昨年の報告書に述べた通り、1987年憲法上、法で定める場合を除き、全ての専門職はフィリピン国民に留保され、法律実務に関しては、法律上も、上記憲法規定の例外は定められておらず、裁判所規則<sup>135</sup>第138条第2項は、フィリピン国民であることを弁護士登録の要件としている。上記によりフィリピン法弁護士資格には国籍制限がある。

一方、外国法弁護士による外国法弁護士活動を明確に禁じる法律は存在しない。そんな中、約3年前から、外国法弁護士の活動を容認するための制度整備が進められていることが確認できた。以下では、当該制度に関する規則の準備状況に詳しい弁護士及び最高裁判所からのヒアリング内容並びに規則のドラフトに基づき、外国法弁護士の活動容認に関する議論の内容及び現状等について報告する。

##### 1. 外国法弁護士の活動整備のための制度概要

約3年前、フィリピン統一弁護士会会長及び最高裁判所の委員会からの要請を受け、某大手法律事務所の弁護士が、外国法弁護士がフィリピンで活動を行うための規則「外国法コンサルタント及び外国法コンサルタント事務所に対する限定的許認可に関する規則」<sup>136</sup>（以下「外国法コンサルタント規則」という。）に関するドラフトの作成を開始した。その背景には、アセアン統合の動き及びアジア法学会<sup>137</sup>から要望の声が高まっていたことがあげられる。

外国法コンサルタント規則ドラフト<sup>138</sup>の概要は以下の通りである。

- フィリピン法弁護士資格を有さず、フィリピン以外の地の法実務を行う資格を有し、登録要件を満たす者（以下「外国法コンサルタント」という。）及び外国法コンサルタント事務所は、フィリピン法に関する法律実務を行うことはできない。

<sup>135</sup> Rules of Court

<sup>136</sup> “Rules on Limited Licensing or Admission of Foreign Legal Consultants and Foreign Legal Consultancy Firms”

<sup>137</sup> Asian Law Association

<sup>138</sup> 規則ドラフトを別紙に添付する。



- フィリピン法弁護士活動は、引き続きフィリピン人弁護士にのみ限定される。
- 外国法コンサルタント及び外国法コンサルタント事務所は、当該法律サービスは、自国の法律、第三国の法律、国際公法及びクロスボーダー案件に関して法律実務を行うことができる。

本制度は、特定の一国の外弁制度に倣ったものではなく、各国の制度を検討の上、シンガポール及びアメリカの制度をベースとして、フィリピンに適すると思われる制度を取捨選択した形をとる。例えば、アメリカでは、ある州の弁護士が他州で業務を行うには、当該州の資格を有する弁護士と組まないといけないという制度になっている点は参考とされた。オーストラリアや日本の制度等も検討された。

## 2. 議論の経過及び現状

2016年11月1日現在、外国法コンサルタント規則は依然としてドラフト段階のままであり、施行に至っていない。

約3年前に作成されたドラフトは、当初は短期間で承認されるものと見込まれていた。しかし、ドラフトはその作成後、6つの法律事務所及び個人の弁護士らから意見を聞くことを求められ、その上で最高裁判所に提出するというプロセスを経た。その後、フィリピン統一弁護士会がダバオで開催した会議で規則ドラフトに関するプレゼンテーション及び弁護士からの意見を聴取し、再度最高裁判所にドラフトを提出した。ドラフトは意見を受けて数回修正され、最近では最高裁判所の会議においてもドラフトに対して特段のコメントはない状況である。

現在は、外国法弁護士による活動を容認する外国法コンサルタント規則に対して反対の意見は特段見られないが、当初は、実務を行う弁護士からの反対の声が上がっていた。フィリピン法弁護士らが、外国法弁護士に対して間口を開放することにより、仕事を奪われると感じていたためである。しかし、上記ダバオ会議により制度説明が行われ、外国法コンサルタント規則により仕事に影響を生ずる可能性があるのは、マカティ市やマニラ市等中心地に存しクロスボーダー案件を行う弁護士及び法律事務所に限られることが周知された。具体的には、フィリピン国内案件を扱う弁護士の関心は、主にフィリピン法案件及び公証にあるところ、これらは外国法弁護士には認められない活動であることが明確になった。これにより、フィリピン法弁護士からの反対の声は収まった。

## 3. 今後の見通し

前述の通りまだ確定した議論ではないが、現在の見込みとしては、外国法コンサルタント規則は当初はアセアン諸国のみを対象とする可能性が高い。

外国法コンサルタント規則の成立及び施行時期の見通しはつかない。規則のドラフトから施行に至るまでの手続内容及び所要期間は時々異なるためである。外国法コンサルタント規則に詳しい弁護士によると、例えば、ADRに関する規則は、ドラフト段階で約2年間を要したが、最高裁にドラフ

トを提出した後、当該規則は、最高裁判所において弁護士及び裁判官による協議を経て1年以内という比較的短い期間で承認された。一方、民事手続きに関する規則改正に関しては、改正規則ドラフトを最高裁判所に提出し、裁判所がフィリピン各地からの意見を募った後、会議が開催されて、現在はフィリピン4か所において試験運用が行われているものの、規則の承認には至っていない。また、長期を要する例としては、証拠に関する規則は、現時点でドラフト作成から6年間の経過しているが、いまだに承認されていない。

なお、フィリピンは6年毎に大統領選挙が行われ、再選禁止のため、6年毎に政治及び経済の制度が変更するリスクがあるものの、本件に関しては、これまでも今後も大統領選挙による影響は特にないと予想される。弁護士資格や法律実務の認定等に関しては最高裁判所が管轄権を有する<sup>139</sup>ためである。

#### 4. 参考

外国法コンサルタント規則に詳しい弁護士によると、当該規則がない現状において、外国法の弁護士がフィリピンにおいて外国法実務を行うことは認められない。

現在、アメリカの法律事務所Aによるフィリピン国内におけるアメリカ法実務活動及びそれに関する広告を出したことについて、最高裁判所に訴訟が係属している。

これは、外国に移住したいと考えているフィリピン人に対して、同事務所が、その法律サービスをインターネット、主要紙やフィリピンのテレビ番組において広告宣伝したものであり、ここでは、マニラ事務所の住所や電話番号が明示されている。中には、初回の相談料が200米ドルで、主要なクレジットカードで支払可能であるとすら記載しているものもあった。当該アメリカの法律事務所Aはフィリピンでは法律業務を行えないものとして、現在争われている。なお、フィリピンでは、弁護士資格に関連する争いは最高裁判所の管轄にあり、下級審の審理を経ずに最高裁に直接係属する。

### 第3 日本法の法曹資格者の活動環境

上記の通り、現状では、外国法かフィリピン法かを問わず、外国人は弁護士活動を行うことができない。そのため、日本の弁護士の活動環境は限定されている。その一方で、当職をはじめ、フィリピンで活動する日本法弁護士の存在が認められる。これまでに比べ、本年度は日本の法曹有資格者による活動が活発である。フィリピンで活動する日本の弁護士の人数の増加に伴い、フィリピン法に関する日本語セミナーの回数も増加した。

<sup>139</sup> 1987年憲法第8条第5項第5号

## 1. フィリピンで活動する日本の弁護士的人数

フィリピンの法律事務所で活動をする弁護士は、2016年11月時点で5名である。

当職が2013年9月に活動を初めて以来、常駐の日本人弁護士が1名のみという状況が続いていたが、2016年6月より、弁護士が1名ローカルの法律事務所に現地採用されたことにより、フィリピンの法律事務所に常駐する日本法弁護士は2名となった。

他には、提携先のフィリピンのローカル法律事務所にジャパンデスクを置き日本とフィリピンを往復して活動する日本法弁護士が1名、ローカルの法律事務所で短期間の研修中の弁護士が1名である。また、2016年10月からは、大手法律事務所も駐在員をフィリピンに派遣することとなった。

これらにより、当地における日本法弁護士の認知度が高まることが予想される。これまではフィリピンにおける日本法弁護士の認知度向上に努めてきたが、今後はより利用しやすいサービスの提供という段階に移行するだろう。

一方、フィリピンには、法律事務所に所属しない弁護士の存在も認められる。以下は、2012年から現在までの、フィリピンに滞在又は活動する日本法弁護士の一覧である。フィリピンの日本法弁護士には様々な滞在目的及び活動内容を有することが分かる。中には、フィリピン滞在期間が終了してもなおフィリピンの可能性及び魅力を感じてフィリピンに残る弁護士も存する。

	滞在時期	滞在目的	フィリピンの事務所
弁護士 A	2011～2013.8	配偶者の駐在帯同	該当なし
弁護士 B (1)	2012.12～ 2013.9	配偶者の駐在帯同	該当なし
弁護士未登録者 <sup>140</sup>	2013.8～2016.8	大使館	該当なし
弁護士 B (2)	2013.9～	現地採用	中規模事務所
弁護士 C	2014.2～5	研修	大規模事務所
弁護士 D	2014.11～ 2015.2	研修 <sup>141</sup>	小規模事務所
弁護士 E	2015.1～	提携先ジャパンデスク担当	中規模事務所
弁護士 F	2015.6～2016.6	国際機関 <sup>142</sup> 研修	該当なし
弁護士 G	2015.4-8	留学後研修	大規模事務所
弁護士 H	2015.3-5	留学後研修	大規模事務所
弁護士 I (1)	2015.8～2016.7	大学院留学	—

<sup>140</sup> 司法試験合格及び司法修習を経たが、官庁に所属し弁護士活動は行っていない。

<sup>141</sup> 一般財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)の研修。

<sup>142</sup> IOM (International Organization for Migration)

弁護士 J (1)	2015.7～2016.9	配偶者駐在帯同	—
弁護士 K (1)	2015.11～ 2016.2	研修 <sup>143</sup>	大規模事務所
弁護士 K (2)	2016.6～現在	現地採用	中規模事務所
弁護士 L	2016.6～8	研修	大規模事務所
弁護士 J (2)	2016.9～現在	研修	中規模事務所
弁護士 M	2016.9～現在	駐在 (大使館出向)	該当なし
弁護士 I (2)	2016.10～現在	駐在 (研修生)	大規模事務所

## 2. 日本の弁護士の活動形態

フィリピンで長期的に活動する又は活動する見込みのある日本の弁護士の活動形態は以下の通りである。

### (1) 現地採用

フィリピンにおける日本法弁護士の活動はまだ開拓段階にあり、フィリピンに常駐する日本法弁護士の存在は日系企業及び在留邦人に対する大きな支援となりうる。また、フィリピンのローカル法律事務所での現地採用は、弁護士過多による就職難を踏まえた弁護士の活動領域の拡大のための一つの選択肢になるという側面もある。しかし、当然ながら誰にでも務まる業務ではなく、英語力はもちろんのこと、フィリピン人及びフィリピン文化に対する理解が必要である。また、現地採用ならではの金銭的な問題もある。

現在フィリピンのローカル事務所に現地採用で就労する日本法弁護士に対して、売り上げ目標は設定されていない。一方、フィリピン人弁護士レベルでの収入となり、日本の弁護士収入には遠く及ばない。ただし、顧客紹介による紹介ボーナスがあるため、顧客数によっては生活レベルの改善が見込まれる。他のアセアン諸国と比べ、フィリピンは日本法弁護士の進出が進んでいないため、新規進出の日本法弁護士であっても、日系企業顧客拡大の余地は大きい。

なお、現法規制上では、外国法弁護士活動であっても認められないため、フィリピンで日本法案件を受任することができない点は注意が必要である。

現地採用者にとって関心が高いのは、生活コストである。収入が低くとも、貧富の格差が大きく治安も悪いフィリピンにおいては、安全な住居及び交通手段を確保することは必須であり、そのためのコストは削るべきではない。

参考までに、マニラ首都圏で最も商業が盛んなマカティ市中心地の比較的安全な住居で日本人が1人暮らしをする場合、1か月あたりの家賃は安くても5～6万円程度であり、電気代は日本より高額である。また、タク

<sup>143</sup> 一般財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)の研修。

シー移動を禁じる日系企業も多くみられるところ、個人でドライバーを雇う場合、1か月4～5万円程度のコストがかかる<sup>144</sup>。低賃金、低コストと思われがちなフィリピンであるが、安全をより確実なものとするためには、その生活費は日本以上になるといっても過言ではない。

また、医療費も重要である。法律事務所によっては福利厚生に一定の医療費をカバーする民間の健康保険が含まれるが、あくまで任意の福利厚生であり、その対応は法律事務所によって異なる。

マーケティング及び情報収集のために、商工会議所等の活動を行いたいと考えた場合、ここでもコストがかかる。いずれも日本の弁護士の収入基準から見れば少額であろうが、フィリピン基準の収入の場合これらは重くのしかかる。参考に、商工会議所及び日本人会の会費は以下の通りである。

	入会金	年会費
フィリピン日本人商工会議所（正会員）	1か月分の会費 <sup>145</sup> と同額（1,800ペソ～12,600ペソ）	21,600ペソ～151,200ペソ <sup>146</sup>
フィリピン日本人商工会議所（個人会員 <sup>147</sup> ）	1,800ペソ	21,600ペソ
セブ日本人商工会議所（正会員）	20,000ペソ	12,000ペソ
セブ日本人商工会議所（賛助会員）	10,000ペソ	6,000ペソ
ミンダナオ日本人商工会議所（企業正会員）	4,500ペソ	18,000ペソ
ミンダナオ日本人商工会議所（個人正会員）	2,250ペソ	9,000ペソ
ミンダナオ日本人商工会議所（賛助会員）	1,500ペソ	6,000ペソ
マニラ日本人会	1,500ペソ	6,000ペソ
セブ日本人会（個人会員）	600ペソ	3,600ペソ

①リソースの乏しさ：

また、現地採用弁護士の直面する困難の一つに、リソースのなさが挙げられる。日本企業に所属しながらの活動、すなわち駐在や出張ベ

<sup>144</sup> 日系企業の現地採用者の給料は日本円換算で約17万円～約21万円である。

<sup>145</sup> 1,800ペソ～12,600ペソであり日本人駐在員の人数により異なる。

<sup>146</sup> 金額は日本人駐在員の人数により異なる。

<sup>147</sup> 日系企業に属していない日本人

ースであれば、日本語対応において、日本の法律事務所のサポートを得られる可能性がある。フィリピンは英語圏であるがゆえに通訳を有さない日系企業が他のアセアン諸国よりも多く、そのため、契約書の翻訳や内容解説を求める企業が一定数見られる。翻訳業も一つのビジネス拡大の途ではあるが、現地採用弁護士が法律事務所に1名しか在籍しない中、キャパシティの問題が生じうる。

②マーケティングに対する理解及び協力：

当職のヒアリング結果によると、フィリピンの弁護士は、日本の弁護士に比べてマーケティングに対する理解及び協力を得にくい状況にある。あるコーポレート分野の弁護士は、「既存の顧客を相手に作業をする分には実働時間に応じてチャージされる一方、これから顧客になるかわからない企業に対してマーケティングを行うことは、既存顧客に対して請求できるはずの時間を失うことを意味する。したがって、契約前の顧客に対しては一切のアドバイスを提供しない」と語る。ここまで極端な例でなくとも、日本法弁護士が在籍しておきながら、日系企業案件の会議に出席させなかったりマーケティング方針についての会議を設けずに放置したりと、日本法弁護士が在籍することを最大限生かして顧客獲得につなげようとする意識が薄いように見受けられる。日系企業を顧客に持ちたいと考えるフィリピン法弁護士が多くいる一方で、日本法弁護士を具体的にどのように活用するのかについて方針を持たないフィリピン法弁護士又は法律事務所が少なからず存在する。

③ フィーコントロール：

中には、日本人的な発想からマーケティング戦略上多少ディスカウントしてでも取るべき案件と判断される案件もあるところ、一従業員に過ぎない現地採用者には報酬金額について決定権限がなく、上記のマーケティングに対する感覚の違いからも、重要案件であっても費用のディスカウントに応じることができない例がある。

(2) 駐在

当職の認識する限り、日本法弁護士の駐在は2016年10月まで皆無であったが、ようやく日本の大手法律事務所がフィリピン大手法律事務所と提携し、日本法弁護士を派遣させることとなった。

これまでも日本の法律事務所が研修目的でフィリピンに弁護士を送り、併せて日本の法律事務所の協力の下セミナーを行い、日系企業に日本語でフィリピン法に関する情報を発信してきた。短期の研修と異なり、日本の法律事務所からの駐在員がフィリピンに常駐することで、これまで以上に日系企業を対象としたセミナーや法改正情報の発信等が期待される。

また、駐在であれば、上記のような現地採用者が抱える生活コストの問題は基本的には生じない。必ずしも売り上げ目標は設定されないが、他のアセアン諸国において、高いコストを支払って進出することに葛藤を感じる日系法律事務所がしばしばみられるよう、フィリピンにおいてもコスト及び売り上げをどう捉えるかが重要となる。特に、日本法弁護士がフィリピン法弁護士活動も日本法弁護士活動を行えず、かつ、法律事務所に日本資本をはじめとする外国資本を一切入れることができないという状況で、取りうる手段は、ローカルの法律事務所と提携し、そこに日本法弁護士の席を設けるという形である。フィリピンに日本法弁護士が存在することにより日本側で受任できる案件は増えるであろうが、フィリピン側の作業は、フィリピン資本のローカル法律事務所の売り上げとなる。フィリピンへの大規模投資が落ち着いたといわれる今、そこにビジネスとしての可能性を見いだせるのかどうか、ドゥテルテ政権の帰趨と相まって注目すべき点である。

駐在員となる日本法弁護士の立場から見ると、近年アセアン諸国に派遣される駐在員弁護士は、当該国限りの中途採用という傾向が出始めている。今回フィリピンに派遣された駐在員弁護士も、フィリピン採用といわれる。おそらく今後も大手事務所によるフィリピン限定採用の駐在員弁護士が出てくるだろうと想像する。しかし、派遣される側の弁護士としては、英語が公用語であり発展中の国だからといって楽観的であるべきではなく、現状フィリピンではフィリピン法又は外国法を問わず日本人弁護士には弁護士活動が開放されておらず、フィリピンから日本に対しての投資がほとんど見られない中、当該国限りの中途採用弁護士が、フィリピンで経験を積むことによって将来のキャリアにどのように活かせるのかについて、検討課題となる。

### (3) 出張ベース

日本の法律事務所に所属しながら、フィリピンの提携先の法律事務所にジャパンデスクを設け、日本とフィリピンを往復しながら業務を行うという選択肢もある。日本とフィリピンに半分ずつ拠点を置くことにより、日本の案件を行うことができること、日本側でのフィリピン案件の対応が可能なことがそのメリットとなる。実際、ある日本企業は、フィリピン進出を検討した際、日本法弁護士が所属する法律事務所を複数検討し、日本法弁護士が常駐する事務所の見積もりの方が低かったが、海外進出に不慣れな企業であり、日本側経営陣による意思決定や会議を必要とする場面が多く見込まれたことから、フィリピン常駐の日本法弁護士より、日本とフィリピン半分ずつで活動する日本法弁護士の所属する法律事務所を依頼先として選択した。企業アンケート及びヒアリングによると、一見フィリピン常駐の日本法弁護士の方が好まれるかのように見えるが、顧客の状況によ

っては日比を往復する弁護士の方が利用しやすいということを示す一例である。

### 3. 日本法弁護士の活動状況

2016年度、フィリピンにおいて、日本人弁護士がスピーカーとなった又はその予定のセミナーの概要は以下の通りである。

開催月	主催	参加者	テーマ	備考
6月	商工会議所	約70名	労務（整理解雇）	商工会議所会員向け無料セミナー
6月	一流塾士会	約30名	労務（懲戒解雇）	日系企業向け無料フィリピン経済セミナー
7月	ローカル会計事務所	約50名	フィリピン法の基本	新規赴任者向けの会計及び法律の基本セミナー。当地常駐の日本人弁護士が法律パートを担当。
8月	ローカル法律事務所、ローカル会計事務所			当地の会計事務所及び法律事務所によるジョイントセミナー。法律パートについては、日本の法律事務所から現地法律事務所に短期研修中の弁護士及び日本からの出張の弁護士が対応。
8月	日系サービスオフィス	約10名	労務（人材派遣）	当地常駐の日本人弁護士による人材派遣規制セミナー
9月	フィリピン商工会議所	約110名	労務（人材派遣）	野村総合研究所による賃金調査報告とジョイントのセミナー。法律パートは、人材派遣規制をテーマとし、当地常駐の日本人弁護士が担当
9月	工業団地	約50名	労務（人材派遣）	工業団地が毎月開催する定例会議に合わせ、製造業にとって特に関心の高い人材派遣規制についてのセミナーを実施。



				当地常駐の日本人弁護士が担当。
10月	工業団地	約20名	労務（人材派遣）	工業団地が毎月開催する定例会議に合わせ、製造業にとって特に関心の高い人材派遣規制についてのセミナーを実施。 当地常駐の日本人弁護士が担当。
11月	銀行	未定	労務（人材派遣）	日本の銀行が開催するセミナー。フィリピンに常駐する日本の会計士及び弁護士がスピーカーとなりフィリピンに進出する日系企業に対し日本語でセミナーを行う。
11月	セブ商工会議所	未定	労務（人材派遣、ENDO）	フィリピンに常駐する日本の弁護士が日本語で日系企業の関心が高まる人材派遣及び ENDO を中心とした労務問題についてセミナーを行う。

#### 4. 他の外国法弁護士の活動状況との比較

日本法弁護士の活動環境はこれから拡大するであろうところ、フィリピンの法律事務所における日本以外の国の弁護士の活動環境もまた整っていない状況である<sup>148</sup>。2012年ごろに、オーストラリアからフィリピン統一弁護士会に対し、オーストラリア法弁護士の活動に関してテクニカル・ワーキング・グループを作って検討してほしいとの依頼が寄せられたが、未だ結論に至っていない。大手3事務所その他中規模事務所の弁護士へのヒアリングによると、日本法弁護士以外の外国法弁護士は在籍していないとのことであり、大規模事務所のウェブサイト調査によっても日本法弁護士以外の外国法弁護士の在籍は確認できなかった<sup>149</sup>。そもそも、日本の弁護士に比べ、以下の理由から、法律事務所における他の外国法の弁護士の需要は低い。

<sup>148</sup> ただし、アジア開発銀行には多数の外国法弁護士が在籍する。2016年8月時点で3名の日本人弁護士が在籍するがいずれもアメリカ法資格者でうち2名は帰国子女である。日本法弁護士は在籍していない。

<sup>149</sup> 外国法弁護士制度が存しないため、仮に外国法の弁護士がフィリピンで活動していても公式に確認することはできない。

## (1) 投資金額（ジェトロ世界貿易投資報告（2016年度版）より）

下記に示す通り、日本は輸出入及び対内直接投資の全ての項目において最上位を占めており、これは日本にとってのフィリピンの重要性のみならず、フィリピンにとって日本が重要な経済パートナーであることを示している。この事実は、フィリピン側にも日本企業に必要なサポートを積極的に行うインセンティブがあることを示しており、サポートの中でも重要な部分を占めるであろう法律問題に関する日本人専門家の支援についても、他国に優先して受入れる素地があると言える。

## ○主要貿易相手国（2015年、FOB、シェア順）

（輸入）中国、米国、日本、台湾、シンガポール

（輸出）日本、米国、中国、香港、シンガポール

## ○主要対内直接投資国（2015年認可ベース、シェア順）

オランダ、日本、韓国、米国、シンガポール

## (2) 言語の問題

対内直接投資上位5か国のうち、米国及びシンガポールは英語が母語又は公用語であり、オランダは母語であるオランダ語が英語と同じゲルマン系言語であるため英語を高度に習得した人材が多いと思われる。韓国はTOEIC平均点が632点（2013年）であり、日本の512点と比べると100点以上高く、駐在員の英語力は相対的に高いと思われる（ちなみに中国は716点とさらに高い）。この結果、法的素養以前に、語学力の面でサポートの需要が高いと思われる。

## (3) 文化的な違い

実務的に見逃せない点として、日本の国民性がある。日本人は分からないこと、納得がいかないことがあっても、その場ですぐに聞かないことが多い。（2）で述べた語学力の問題とも関連するが、例え不十分な語学力であっても積極的に質問や意見を発信することを躊躇する傾向があるため、特に専門的な知識が必要となる法律問題については、日本語でのサポートを求める必要性が高いのではないかとと思われる。

また、ヒアリングでも複数のフィリピン人弁護士から指摘があったが、他国と比べて日本人は自分達と違うものを受け入れることに抵抗を感じがちであり、特に（日本人が自国の方が進んでいると考えている）フィリピン等に対しては、「日本ではこうだ」「相手が日本に合わせるべき」との考え方に陥りやすく、現地に上手く適応できないばかりか、反感さえ買ってしまうこともある。諸外国と比べ、日本の常識はユニークであることが多々あり、自国の常識に従って行動するだけではフィリピンの常識に反す

ることになりうることから、現地の制度や実情をよく知り、フィリピン人と円滑なコミュニケーションをとることが可能な専門家のサポートが有用であると思われる。

## 5. 他国の日本法弁護士の活動状況との比較

現状、他のアセアン主要国と比較するとフィリピンの日本法弁護士の活動は出遅れているように見受けられる。一方で、他のアセアン諸国と比べた場合、フィリピンにおいて日本法弁護士のニーズが今後高まる要素が以下の通り挙げられる。

### (1) 言語

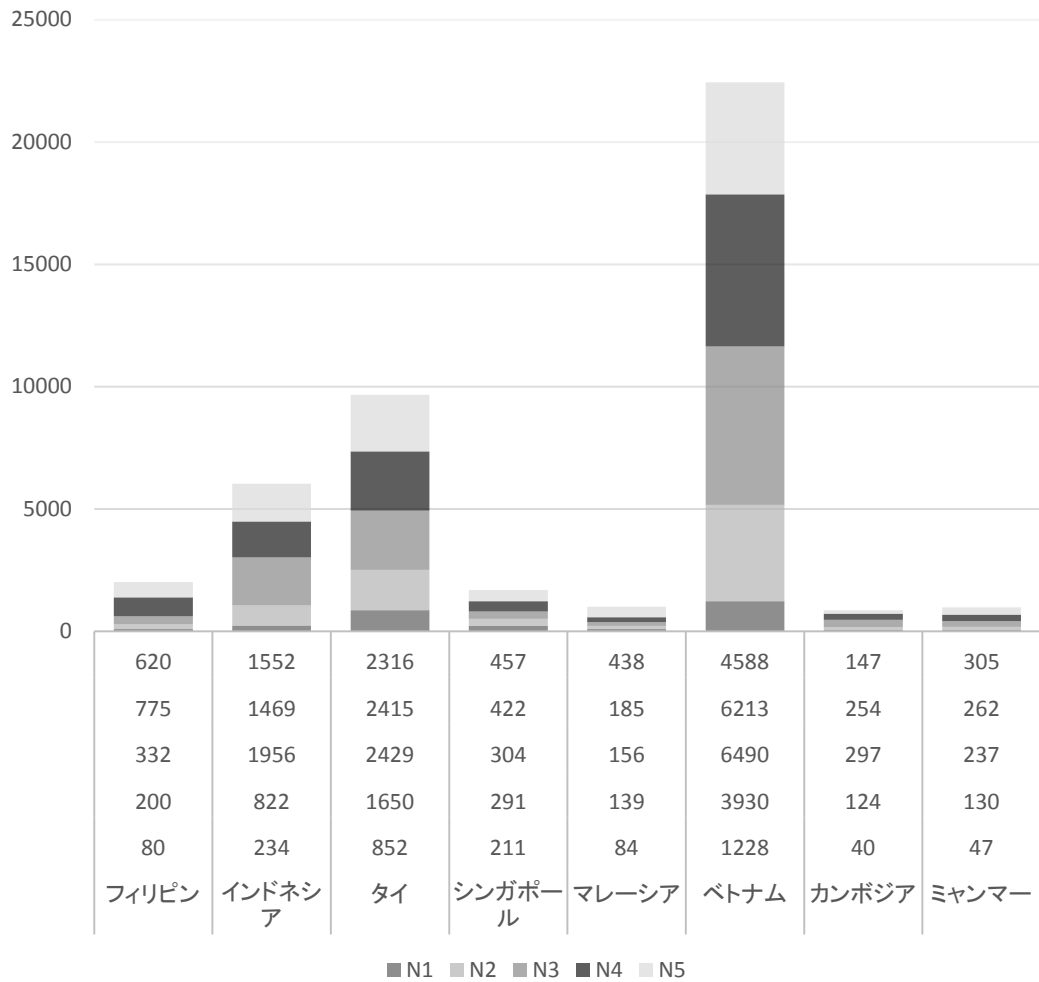
英語が憲法に定められた公用語で、英語話者人口が（統計にもよるが）世界4位とされている（フィリピンより上位は米国、インド、パキスタン）。そもそも、憲法で定められた公用語はフィリピン語（≡タガログ語）及び英語であるが、タガログ語を母語とするのは人口の約四分の一とされており、憲法をはじめとする法令等の行政文書やビジネス文書は全て英語である。また、三大紙と呼ばれる主要新聞も全て英語である等、英語が官民間問わず作業言語として確立されている。英語が通じるというだけではなく、当のフィリピン人にとっても英語が作業言語として用いられていることは、他のアセアン諸国と比しても著しい特徴と言える点であり（シンガポールは例外）、日本人弁護士がより活動しやすい環境であると言える。これは、フィリピンに進出する日系企業、在留邦人としても情報取得、現地でのコミュニケーションが比較的容易であることを意味する。言語面でのサポートの必要性は他国に比べると下がるとも考えられるが、一方で英語であれば何とかできるだろうと考えて、通訳や日本語に堪能な現地人を雇用しない傾向があるため、アンケートにおいても、日本語でのサポート（日本の本社への説明を求める意見も散見された）を求める意見が多く寄せられた。

### (2) 日本語学習者の少なさ

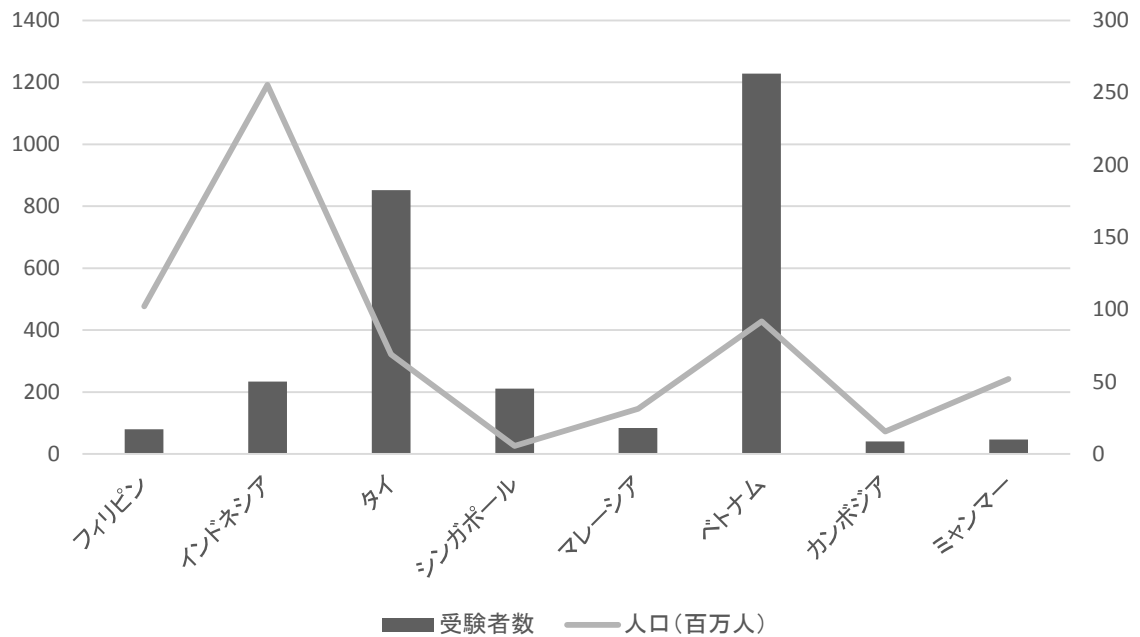
フィリピンの英語話者人口が多いこととも関連して、日本との関係の強い国で英語が公用語ではない国は日本語話者の人口が多いため、日本語による対応が可能な現地スタッフの確保がより容易であると考えられる。その証左として、アセアン諸国に対する日本の対外直接投資額は、シェア順にシンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム（以上6か国で96.4%を占める）であるが、旧英国植民地であり英語が比較的通じるシンガポール、マレーシア及び旧米国植民地であり上述の通り英語が公用語であるフィリピンは、タイ（植民地になった歴史が無い）、インドネシア（旧オランダ植民地）及びベトナム（旧フランス植民

地)の3か国と比べて日本語能力試験受験者数が顕著に少ない。さらに人口比も考え合わせると、シンガポール、マレーシアと比べても日本語習得に関するインセンティブは相当に低い現状にあると考えられる。

日本語能力試験受験者数比較<sup>150</sup>



<sup>150</sup> 2015年第1回(7月)日本語能力試験データ(国際交流基金ウェブサイト参照 [http://www.ilpt.jp/statistics/pdf/2015\\_1\\_3.pdf](http://www.ilpt.jp/statistics/pdf/2015_1_3.pdf))

日本語検定受験者数<sup>151</sup>と人口の対比

駐在員を送り出す日本側も、フィリピンに行った駐在員が英語を習得することを期待している傾向にあり、そういった企業はフィリピン人スタッフとも英語でコミュニケーションをとることを積極的に求めるため、現地スタッフも日本語が出来るようにならない。このことは、フィリピン人側から見ると、日本語を習得しても日本企業へのより良い就職の機会が増すわけではないことから、そもそも日本語を学習するメリットがないという判断につながり得る。その傾向が上述のような日本語能力試験受験者数の少なさに表れていると思われる。

その他社会文化的な要因として、フィリピン人にとっては、高度な英語を使いこなすことは、高等教育を受け、高い知的水準を有する証明のようなものであり、英語が出来ること自体に高い誇りを持っている。そのため、英語以外の言語を習得しようとしめない傾向にあるとも言われている。

かつて日本企業の現地法人に努めたフィリピン人の中には、日本が好きで日本語を勉強してその会社に入ったが、いざ入ってみると「駐在員の英語上達のために、現地職員の日本語の使用を禁止する」との指示があったため、せっかく勉強した日本語を使う機会が無く、忘れてしまったという経験があったと述べた人もいた。上述の各種事情も勘案すると、同様の傾向が進出企業全般に多少なりとも存在すると推察される。

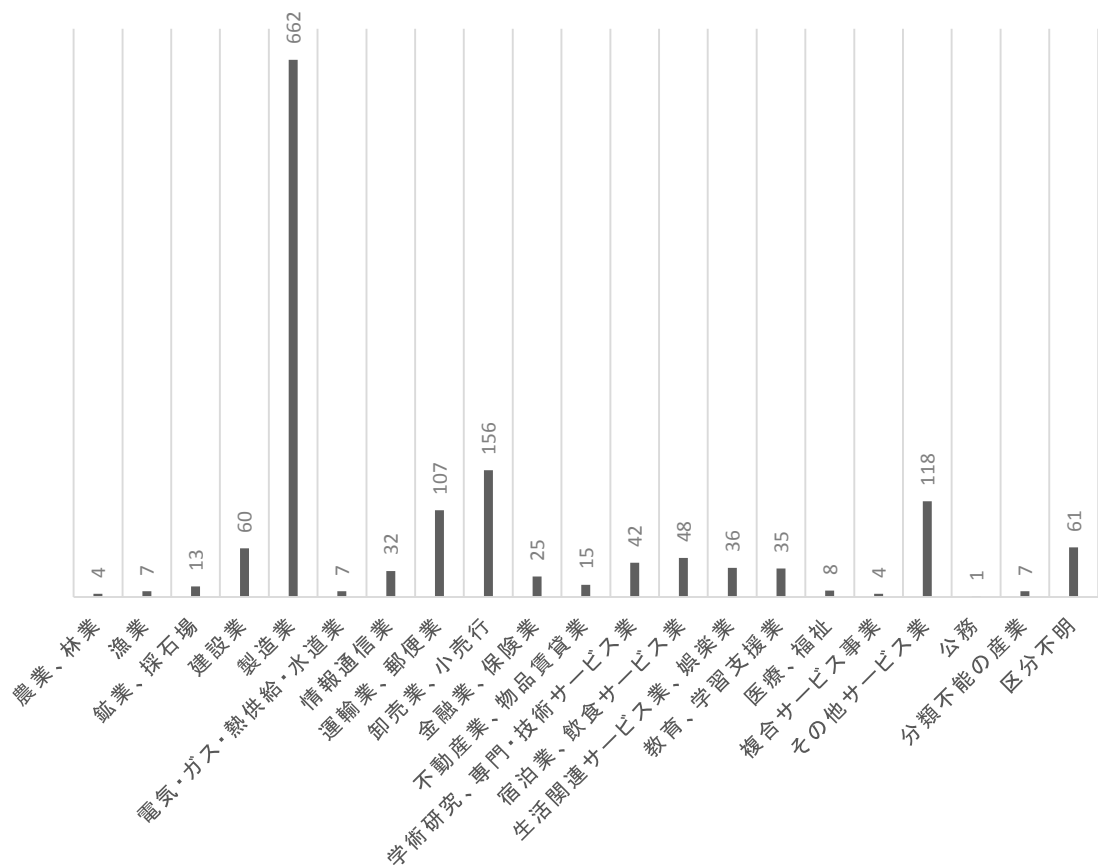
### (3) 法的素養

<sup>151</sup> 2015年第1回(7月)日本語能力試験データ(国際交流基金ウェブサイト参照 [http://www.jlpt.jp/statistics/pdf/2015\\_1\\_3.pdf](http://www.jlpt.jp/statistics/pdf/2015_1_3.pdf))

フィリピンに進出する日系企業は製造業が多い。製造業の日系企業に派遣される駐在員は品質管理等を担当する技術者となりがちである。また、サービス業において派遣される駐在員は主に営業担当者の傾向にある。そのため、フィリピンに派遣される人間には法的バックグラウンドがある者がほとんどいない。例えば、シンガポールは、商社の法務部から弁護士のシンガポール駐在がありうるのに対し、フィリピンの日系企業には法務部すらないことが多々ある。営業、技術畑の担当者のみでは、法律についての対応が難しい。契約書を読むのに苦勞するだけでなく、物事を進めるにあたって法的な枠組みをまず考える、という発想に欠けがちである。

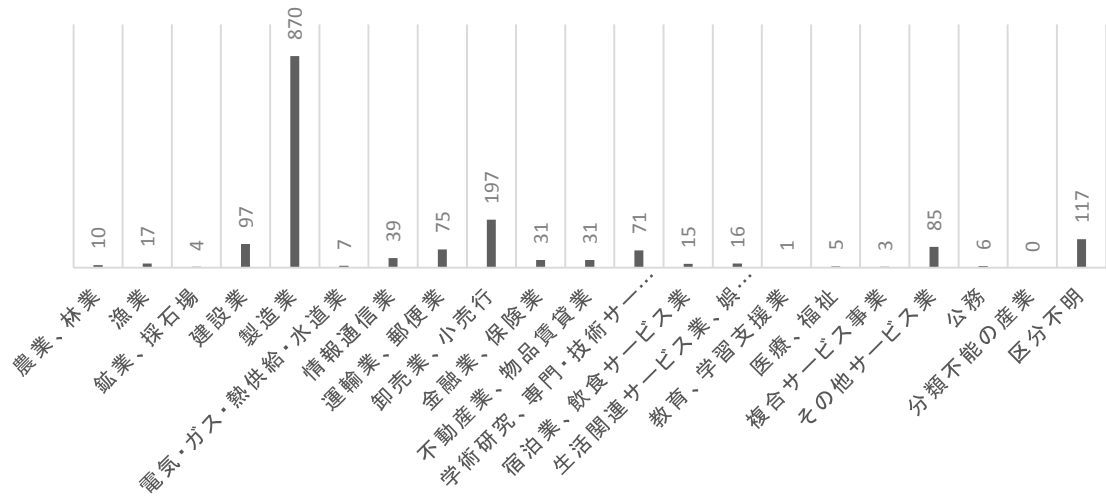
アセアン主要国進出日系企業の業種は以下の通りである<sup>152</sup>。以下のグラフによると、シンガポールを除く他のアセアン主要国も似たような状況であることが分かる。しかし、他のアセアン主要国には日系大手事務所を中心とした日本法弁護士の進出が進んでいるのに対し、フィリピンの日本法弁護士はまだ少なく、日系企業担当者の法的素養の欠如をカバーするには十分とは言えない。

## フィリピン

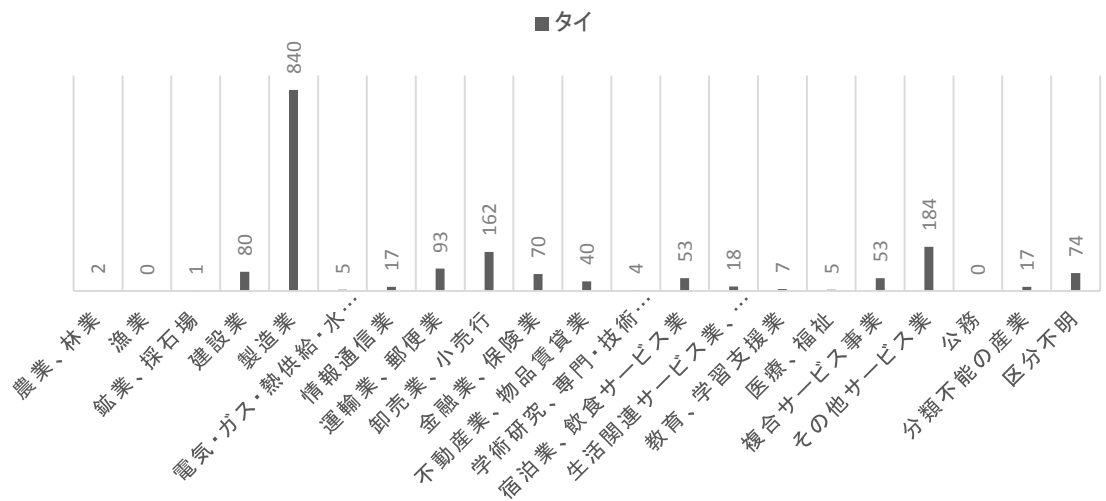


<sup>152</sup> 海外在留邦人数調査統計平成28年度要約版（外務省領事局政策課）参照

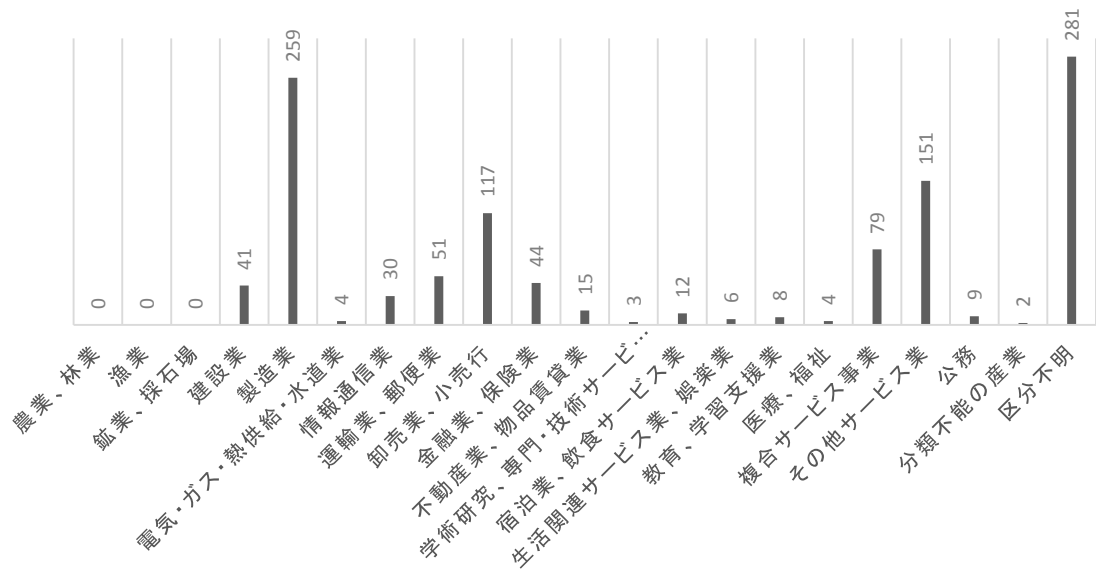
## インドネシア



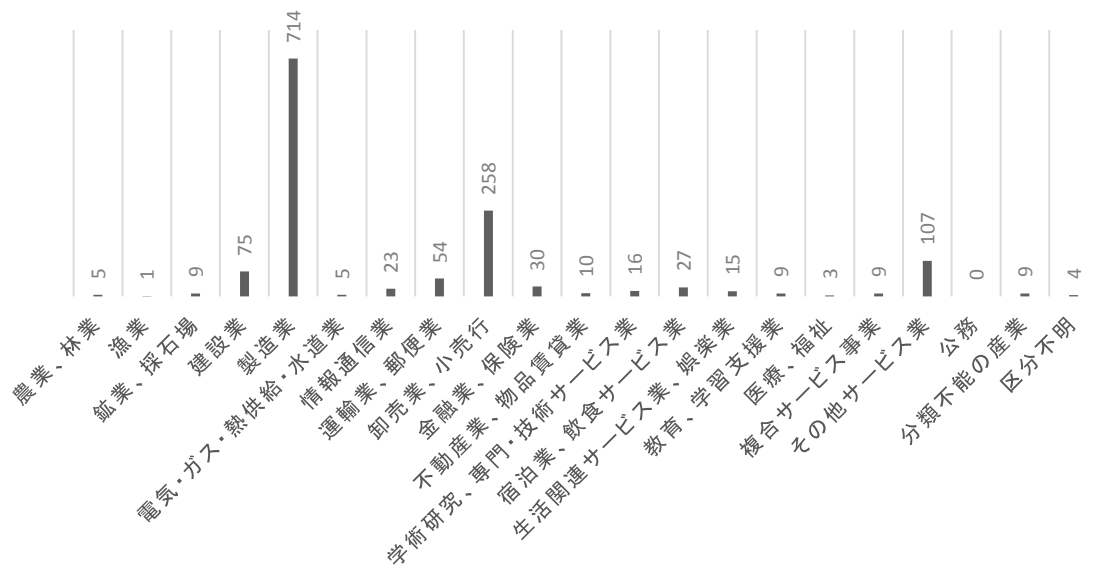
## タイ



## シンガポール



## ■ マレーシア



### 6. 現地法曹有資格者の活動環境

参考として、フィリピンの法曹有資格者の活動環境を紹介する。

フィリピンでは、弁護士となるためには、大学卒業後、4年間のロースクールを卒業し司法試験に合格の上弁護士登録をしなければならない。また、学業成績のみでは足りず、弁護士登録のためには以下の要件を満たす必要がある。

- ①フィリピン国民
- ②年齢が 21 歳以上の者
- ③道徳的人格者
- ④フィリピン居住者



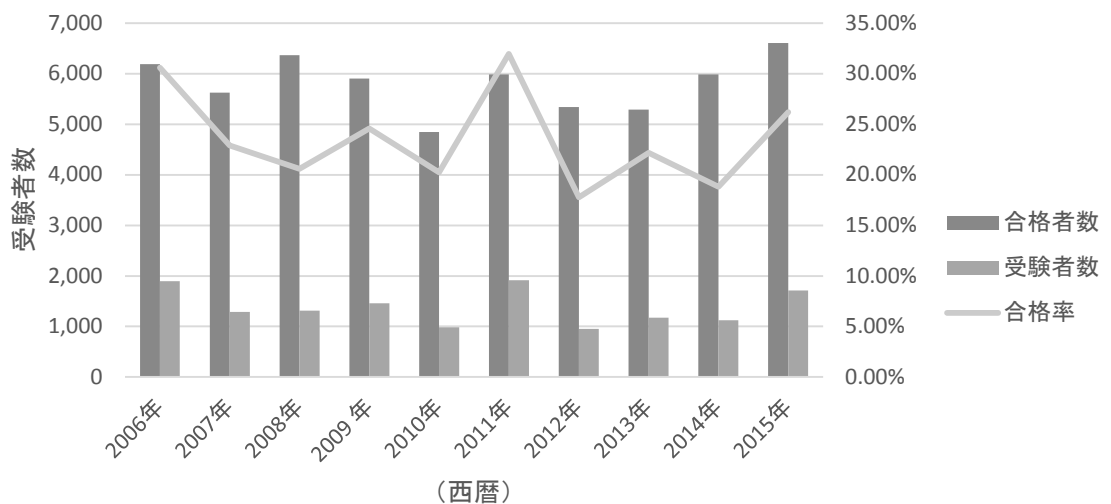
⑤道徳的人格者である証拠の最高裁判所への提出

⑥不道徳な行為について、フィリピンの裁判所に提訴され又は審理中でないこと

さらに、弁護士として活動を行うにあたっては、日常的に健全な財務状態であることも求められる。

司法試験は試験科目を8科目として毎年1回実施される。2016年は11月の日曜日に4週間かけて行われた。合格率は概ね20%~30%で推移しており、司法試験上位合格者はテレビ、新聞、インターネット上で大々的に取り上げられる。

司法試験受験者及び合格者推移



日本のような司法修習制度はなく、弁護士は司法試験合格後すぐに弁護士登録をし、弁護士活動を行うことができる。司法試験実施から合格発表まで数か月間の期間を要するため、大手法律事務所を中心に、合格発表前の司法試験受験者がリーガル・アシスタント等として勤務するという実態がある。また、多くの弁護士が大統領府、最高裁判所、中央銀行、内国歳入庁、証券取引委員会等の各種政府機関に所属しており、弁護士の活用の途が開けている。中には弁護士が数十名~100人以上所属する機関も存する。

以下はフィリピンの大手及び中規模法律事務所の所属人数概数及び所在地である。日本に比較すると規模は小さい傾向にある。また、大手事務所はマニラ首都圏の中でも特に中心地であるマカティ市に集中することが分かる。次に多いタギッグ市は開発の進む高級エリアであり、特にタギッグ市内ボンファシオ・グローバル・シティ内又はその近辺にも大手法律事務所が集まる。

事務所名	所属弁護士数	所在地
Angara, Abello, Concepcion, Regala & Cruz	約 150 名	タギッグ市ボニファシオ・グローバル・シティ、セブ、ダバオ
Syrip, Salazar, Herlnandez & Gatmaitan	約 140 名	マカティ市、セブ、ダバオ市、スービック
Romulo, Mabanta, Buenaventura, Sayoc & de los Angeles	約 90 名	マカティ市、セブ、香港
Cruz Marcelo & Tenefrancia	約 60 名	タギッグ市ボニファシオ・グローバル・シティ
Picazo Buyco Tan Fider & Santos	約 60 名	マカティ市
Castillo Laman Tan Pantaleon & San Jose.	約 50 名	マカティ市
Quisumbing Torres	約 50 名	タギッグ市
Siguion Reyna, Montecillo & Ongsiako	約 50 名	マカティ市
Villaraza & Angangco	約 50 名	タギッグ市
Puno & Puno	約 40 名	パシッグ市
Puyat Jacinto & Santos	約 40 名	マカティ市
Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio	約 30 名	マカティ市
Fortun Narvasa & Salazar	約 30 名	マカティ市
Quasha, Ancheta, Peña& Nolasco	約 30 名	マカティ市

フィリピン統一弁護士会は、①法律の専門家として守るべき規範の高度化、②司法運営の改善、及び③弁護士会の公的責任のより効率的な遂行を使命とし、1973年に設立された公式団体であり、地域ごとの支部も設けられている。弁護士会には全ての弁護士が加入しなければならないが、弁護士の資格を管轄するのは最高裁判所である。1987年憲法第8条第5項第5号は、憲法上の権利の保護及び執行、全ての法廷における訴え及び手続、法律実務の認定、弁護士会、恵まれない人への法的扶助については、最高裁判所が権限を有すると定める。最高裁判所に設けられたオフィス・オブ・バー・コンフィダン

トが司法試験、弁護士承認及び懲戒<sup>153</sup>について管轄する。懲戒事由は警告<sup>154</sup>、注意<sup>155</sup>、譴責<sup>156</sup>、懲戒<sup>157</sup>、資格停止<sup>158</sup>、暫定的資格停止<sup>159</sup>、資格剥奪<sup>160</sup>及び一部業務停止<sup>161</sup>の各段階に分かれる。日本の継続研修に類似する制度も存する。最高裁判所により、専門家倫理の維持及び法律実務基準の向上を目的とした義務的継続教育が行われている。弁護士は3年毎に、指定科目の最低36時間を履修しなければならない。ただし、義務的継続法務教育委員会により承認された活動を行うことにより振り替えることも可能である。

裁判官の資格要件は裁判所の種類によって異なる。最高裁判所及び控訴裁判所の裁判官は①生まれながらのフィリピン人であり、②40歳以上であり、③15年以上の下級審の裁判官又はフィリピン国内における法律実務経験を有することが必要である。地方初級裁判所は①生まれながらのフィリピン人であり、②35歳以上であり、③10年以上法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職についていたことが求められる。首都圏初級裁判所、ミュニシパル都市初級裁判所、ミュニシパル巡回裁判所の裁判官は、①生まれながらのフィリピン人であり、②30歳以上であり、③5年以上法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職についていたことを資格要件とする。

検察官の資格要件は、検察官の等級に応じて、それぞれ異なる裁判所の裁判官の資格要件が準用される。

#### 第4 日本法弁護士による法的支援の在り方及びニーズのボリューム

##### 1. 日本の弁護士による法的支援の在り方

###### (1) 日本法弁護士の活動に対する規制

当地の現行の規制上、日本人はフィリピン法又は日本法を問わず、フィリピンにおいて法律実務<sup>162</sup>を行うことができない。最高裁判所判例上、「法律実務」の内容は非常に広範にわたり、たとえ無償活動であっても法律に関する助言は法律実務に該当し得る。また、外資法律事務所の設立は認められていない。そのため、日本法弁護士単独による活動は認められず、フィリピン法弁護士の協力が欠かせない。

<sup>153</sup> 最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所が懲戒処分についての権限を有する。ただし、資格剥奪は最高裁判所のみが行うことができる。

<sup>154</sup> Warning

<sup>155</sup> Admonition

<sup>156</sup> Reprimand

<sup>157</sup> Censure

<sup>158</sup> Suspension

<sup>159</sup> Interim Suspension

<sup>160</sup> Disbarment

<sup>161</sup> Probation

<sup>162</sup> Practice of law

## (2) 日系企業・在留邦人アンケート及びヒアリング結果

2016年9月2日に商工会議所で実施したフィリピン法セミナー参加者を対象としたアンケートにおいて、フィリピン法弁護士に期待すること及び日本人弁護士にこそ期待する活動を問うたところ、寄せられた回答は以下の通りである。フィリピン法弁護士に対する期待は、法律アドバイス、サービスの質の向上が中心である一方、日本法弁護士に対する期待は日本語対応及び情報発信が中心となった<sup>163</sup>。

また、日本企業及び日系企業のヒアリングを通じて、フィリピン法弁護士と案件をともにしたことのある企業から、フィリピン法弁護士について以下の感想が寄せられた。ネガティブな感想は、日本とフィリピンの文化の違いや英語での意思疎通の難しさに基づくものが多いように見受けられる。具体的には、「時間を守らない」「対応がプロフェッショナルではない」「プライドが高いが、必ずしも仕事内容に満足できない」等、弁護士特有のものではなく、日本ならば社会人として当然に要求される姿勢や水準に達していないことに対する不満が多く寄せられた。一方でポジティブな意見としては、「英語が非常に上手」「英語が出来ればこちらの意図を理解してもえる」「弁護士によっては政治家とのコネが強く、そのような弁護士を活用することが重要」等の意見が寄せられており、やはり日本人側の英語力がネックとなっていることが伺われる。

## 〈フィリピン法律事務所案件での感想〉

## (ネガティブなもの)

- 時間の感覚が日本のビジネスマンと違いすぎる。
- 事前に合意した事項以外のことは（別途契約しない限り）一切見ないというスタンスなのでやりにくい。
- プライドが高いのか、多少のことでは誤らないので、お客さんとの間に立つコンサルの立場としては調整に骨を折る。
- 思考が浅い。常に次のステップを考えてほしいのだが、目の前のことにのみ取り組む人が多いように感じる。
- 日本人のように精緻な仕事をしないものの、フィリピンの弁護士費用は決して安くない。
- 対応がプロフェッショナルではないと感じる。
- 都合の悪い質問が来ると急に返事が来なくなったり、対応が著しく遅くなる。
- 最初に必要な事項やステップをまとめて教えてほしいのだが、あとからあとから必要書類が追加される。所要期間も当初聞いていた通りになかなか進まない。

<sup>163</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.5-4、Q.8

- 弁護士側の対応が予定通り進まない場合でも、弁護士側に悪びれるそぶりすらない。
- 他の東南アジア諸国に出ている日本の弁護士とも仕事をしているので、海外の弁護士の働き方はある程度知っているとは思っていたが、フィリピンの日本人弁護士のおかれる環境はほかの東南アジア諸国とは異なると感じた。フィリピン人弁護士の扱いにくさ、インターネットやコピー機、プリンター等の職場環境等からして、他の国の弁護士よりも働きにくそうに映る。
- 案件に深く入ろうとしないのか、自分たちの依頼事項のポイントはどこにあるのかをなかなか理解してもらいにくい。
- プライドが高い。フィリピンでは上流階級の一流の弁護士なのだろうが、必ずしも仕事内容に満足できない。こちらをきちんと聞かずに押し切ろうとされることもある。
- フィリピン人弁護士に会社の取締役を依頼していたが急に契約を打ち切られたことがある。引継ぎとか、そういったこちら側の事情を考えて、早めに連絡をしてほしい。
- フィリピンの弁護士に限ったことではないが、ビジネスを理解してくれる弁護士が少なく、むしろ弁護士のアドバイスはビジネスを止める方向に働きやすいので、現場を進める側とすると足が遠のきやすい存在である。

(ポジティブなもの)

- 思ったよりも意思疎通ができるし、きちんと仕事をしていてくれると思う。
- 明確に指示をすれば対応もぶれないし、フィリピン人の対応に文句を言う人は英語力の問題を抱えているのではないかと。
- 優秀な弁護士はフィリピン人であっても優秀であるし、優秀でない弁護士は日本人であっても優秀でないと思う。
- 英語が非常に上手。こちら側の英語ができれば、緊密にコミュニケーションをとって、こちらのリクエストをうまく理解してもらえようになると思う。
- フィリピンの弁護士の付き合い方、というより、フィリピン人の特性を理解していれば、フィリピン人弁護士の対応もうまくできると思う。英語ができない日本人が偉そうにしてフィリピン人弁護士の不満を言うのを聞いたことがあるが、ある意味お門違いだと思う。
- フィリピンの日系企業は、法務部出身者がほとんどいないので、それがゆえに弁護士対応がうまくいかないことがあると思う。

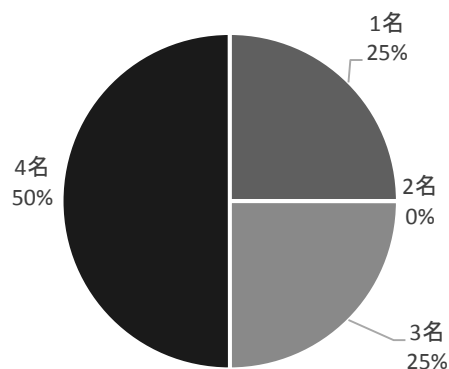
- 弁護士によっては政治家とのつながりが深く、コネクションによって物事が大きく左右されるフィリピンにおいては、そのような弁護士を活用することが重要である。

(3) 会計事務所等の状況

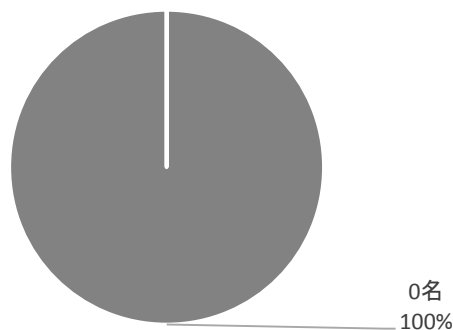
当地における日本の弁護士の活動はまだ日が浅く、その一方で、アクセスの良さ、費用面等の理由から日系企業の法律問題の一時的窓口として、ジャパンデスクを有する会計事務所や日系のコンサルティング会社も活用されている。会計事務所の活動の状況は日本の弁護士の今後の活動を考えるうえでも参考になることから、会計事務所及び日系コンサルティング会社による日系企業支援の状況を以下に紹介する。

フィリピンの会計事務所やコンサルティングファームには、複数の日本人を置く事務所も見られる。会計事務所の場合、タックス対応のためにフィリピン法弁護士も在籍している事務所も存するが、その一方で、日本その他外国の弁護士の在籍は確認できていない。

Q. 日本人のフィリピンオフィス在籍数<sup>164</sup>



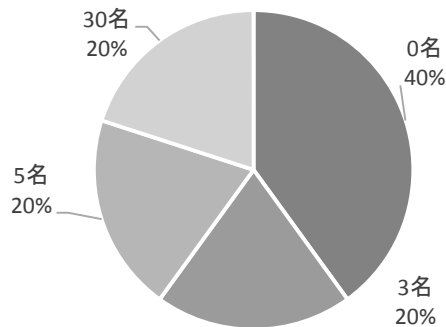
Q. 日本法弁護士資格者の人数を教えてください<sup>165</sup>



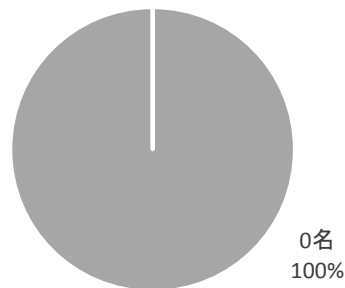
<sup>164</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q.2

<sup>165</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q.5

Q. フィリピン法弁護士資格者の人数<sup>166</sup>

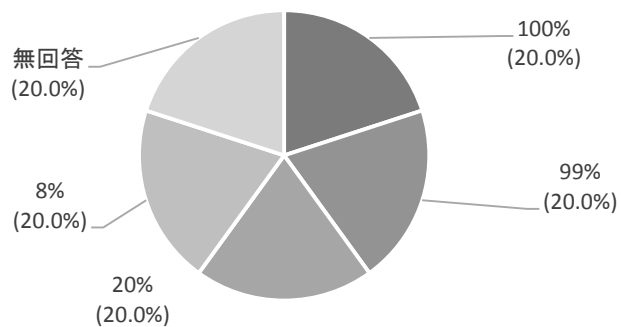


Q. 外国法（日本・フィリピンを除く）弁護士資格者の人数<sup>167</sup>



会計事務所及びコンサルティング会社の顧客のうち日系企業が占める割合は様々である。大手事務所は日系企業以外の顧客も有するため日系企業の割合は低く、日系企業にフォーカスした会計事務所やコンサルティング会社の日系企業顧客割合は非常に高い。

Q 顧客のうち日系企業が占める割合<sup>168</sup>



<sup>166</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q.6

<sup>167</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q.7

<sup>168</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q.8

日本人を置く会計事務所又はコンサルティング会社であっても、全てを日本人が対応するわけではない。メールや会議等コミュニケーションの部分と実際の作業部分で分けて問うたところ、その割合は事務所により5%程度から90%程度まで様々であった<sup>169、170</sup>。共通項としては、日本語での成果物を提出することは少ない(5%~20%程度)という点であるが、日本人が相当な時間をかけて日本語に翻訳する必要が生じることに伴うコスト面の問題でもある<sup>171</sup>。日本企業の対応で困難を感じた経験を尋ねたところ、日本の会計事務所に対するのと同じ品質を要求されることや、現地法人の担当者が英語が出来ない(そのため、全て日本人が窓口になってフィリピン人弁護士や会計士との間をつながなくてはならない)という回答が寄せられた。ここでもやはり、日本人の語学力がネックになっていると示された<sup>172</sup>。

#### (4) 支援の在り方

現行法において可能な活動は、訴訟等の弁護士としての本来的な活動ではなく、法的素養と語学力を持ち、現地事情に通じたコーディネーターのような役割に限定されざるを得ない(勿論、法律事務所等における通常の業務は別である)。フィリピン企業と日本の企業のコミュニケーションを仲立ちし、日比双方の法制度や運用の実情を理解しつつ適切な助言を行うというものであり、それは対日系企業でも対在留邦人でも同じである。特に、日本企業は、必ずしもフィリピンの弁護士に満足していないことが調査を通じて明らかになった。それは、文化の違いや働き方の違い、英語でのコミュニケーションの困難さに起因するものであり、基礎的な法律知識を持ち現地事情に精通した日本の法曹有資格者による支援が強く求められていると言える。

具体的な支援のための活動としては、まずは不特定多数の者を対象としたセミナーやコラムを通じた正確でタイムリーな情報発信が効果的であると思われる。残念ながら、現状では、コラムは認知度及びその評価は必ずしも高くない。その点については今後の課題である。

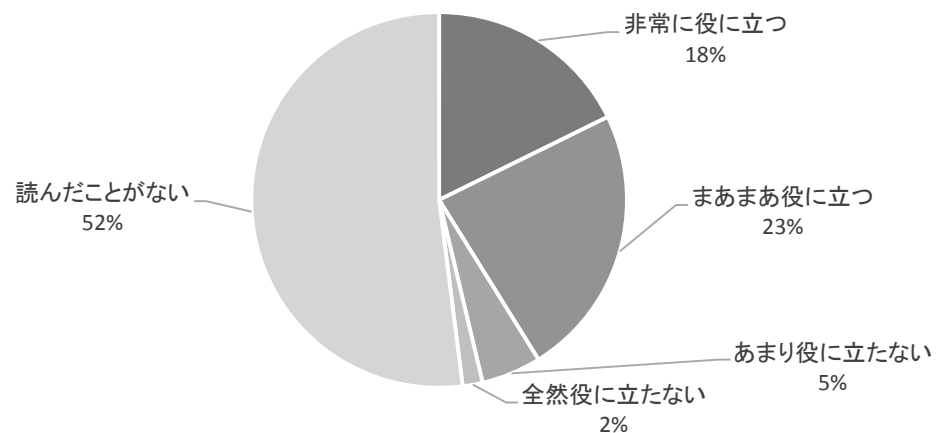
<sup>169</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q9

<sup>170</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q10

<sup>171</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q11

<sup>172</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 会計事務所アンケート Q12



Q. フィリピンの日本人弁護士コラムの評価<sup>173</sup>

加えて、個社や個人の具体的な法律問題に対処するための無料相談等を行うことも効果が高いと思われる。先述の通り、個別相談会については、ビジネスとして成り立つかという問題があるので、政府による支援も含めてどのように継続的かつ効果的に開催し、フォローしていくかは、今後の課題である。

## 2. 支援のニーズのボリューム

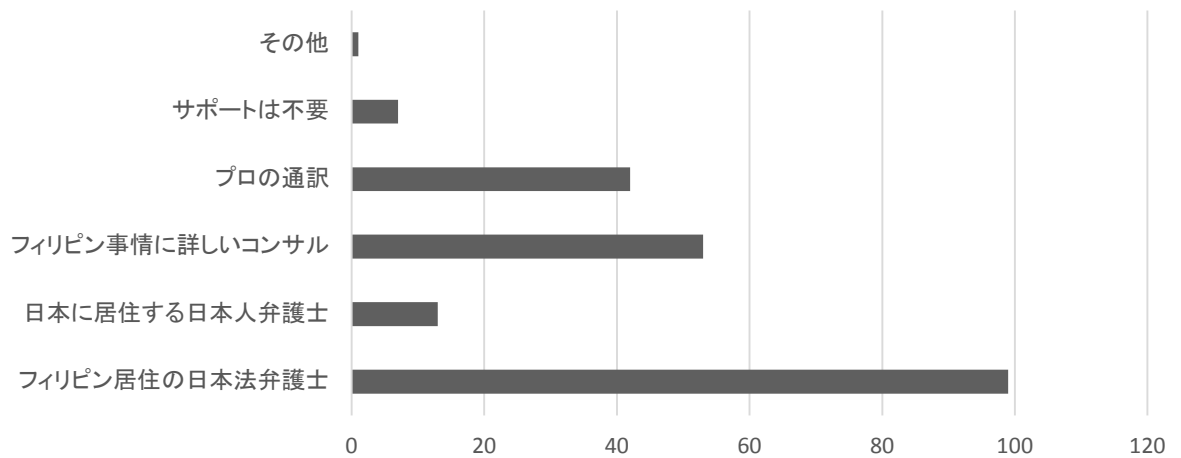
前述の通り、支援のための活動は限定される。しかし、ニーズは確実にあり、かつ今後増加していくことが予想される。限られた活動内容ではあるが、ニーズを満たすために求められる支援活動の量は多いと見込まれる。理想的には、特に日系企業はフィリピン法弁護士とのコミュニケーションが必要なあらゆる場面において、日本の弁護士が支援することが出来れば、フィリピンで活動する日系企業にとって力強い支援となることは間違いないと考えられる。

一方で、在留邦人については、一般論として事前に周知・啓発すべき内容を除けば、そもそも法律問題が生じる頻度自体が少なく、さほど大きな量となることはないのではないかと考えられる。

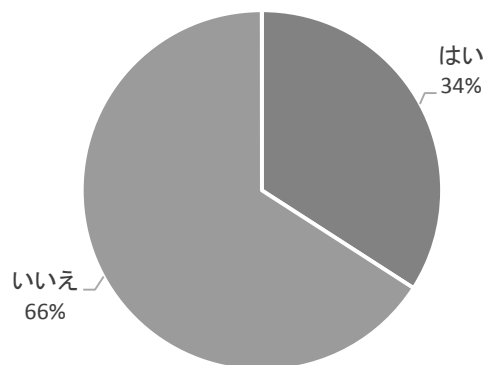
日本語での相談を望む者が多い一方で、「弁護士」である必要はないと考える者も一定程度存在する。限られた活動内容の中でいかに弁護士であることの優位性を示し、弁護士とその他業種との差別化を打ち出すことができるかも今後の課題となる。

<sup>173</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.26

Q. フィリピン法弁護士とのコミュニケーションのために日本語でのサポート役として利用したいもの（複数回答可）<sup>174</sup>



Q. 上記サポートは弁護士でなくてもよいか<sup>175</sup>



この点、弁護士としての法的素養及び経験に裏打ちされたわかりやすい説明、論理的な説明により、通訳等法的バックグラウンドを有しないものとの区別は可能である。それだけでなく、在留邦人のアンケート及びヒアリングでは、日本語サポートは弁護士でなくてもよいとの回答の前提には、当該サポート役が信頼できる限りにおいて、という条件が付されていることが分かった。残念ながらフィリピンでは日本語を話し、又は日本人であるからといって信頼できない者も存し、こういった者との間のトラブルも報告されている。必ずしも弁護士資格は必要でないものの、日本法弁護士による支援においては弁護士資格がその信頼の証としても活用され得る。

<sup>174</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.22

<sup>175</sup> 別紙1 「意識調査結果集」在留邦人アンケート Q.22-2

## 第5 支援策の試行

## 1. 日系企業支援策

## (1) 実施した支援策の内容及びそのような試行方法を企画した理由

各機関の協力のもと、日系企業を対象とするセミナーを実施した。

昨年度、フィリピンに縁のある日本人弁護士 2 名及び当職の合計 3 名で、「日本人弁護士によるフィリピン法セミナー」を行った。当セミナーは、当職の認識する限り、フィリピン日本人商工会議所が開催するセミナーの中で、初めての、日本法弁護士による日本語でのフィリピンセミナーであり、参加日系企業からは非常に高い評価を受け、今後の同様のセミナーを希望する声が多く上がった。そこで、本年度の支援策も、去年の支援策と同様、日系企業を対象としたセミナーを行うこととした。

テーマは、労務問題の中でも、2016 年 7 月のドゥテルテ大統領就任により注目の高まった人材派遣規制を選択した。2015 年度のセミナーに際して行った事前アンケート及び事後アンケートでは、解雇を中心とした労務問題に関する要望が高かった。

そこで、本年度も労務問題を含むセミナーを検討した。前記の通り、フィリピン日本人商工会議所本年度は 8 月までの時点で日本人弁護士によるセミナーが複数行われ、いずれも解雇について扱ったため、解雇をテーマとするセミナーの需要は従前よりも低いと思料した。その一方、ドゥテルテ大統領就任により一気に注目の高まった人材派遣規制は、これまで日本語のセミナーが行われたことがなく、基本的知識の欠如から日系企業の多くが人材派遣規制に違反しているという実態が見られた。加えて、商工会議所からも、人材派遣規制に対する日系企業の理解の欠如が法令違反を引き起こしているため人材派遣規制をテーマとしたセミナーを行ってほしいとの要望があった。そこで、テーマを人材派遣規制とすることとした。

## (2) 実施対象期間及び対象となった数

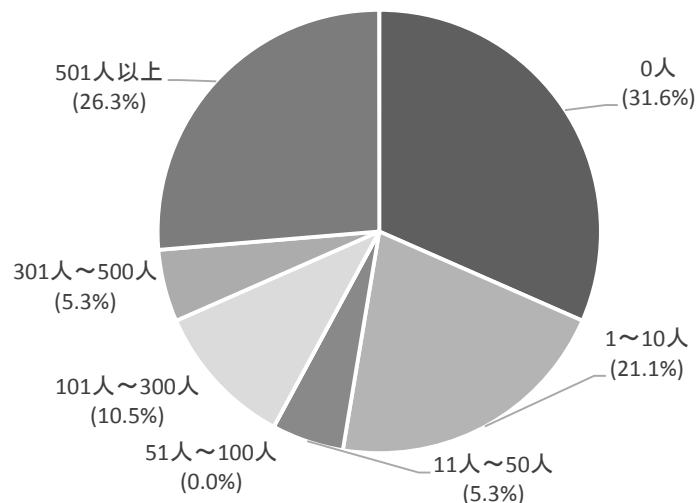
以下の通り、人材派遣規制セミナーは、各機関の協力のもと複数回開催した。

実施日	協力機関	参加者数
2016 年 8 月 25 日	日系レンタルオフィス	約 10 名
2016 年 9 月 2 日	フィリピン商工会議所	約 110 名
2016 年 9 月 21 日	工業団地	約 50 名
2016 年 10 月 19 日	工業団地日系企業グループ	約 20 名
2016 年 11 月 21 日 (予定)	銀行	

上記の通り、複数の機関において、同一テーマについてセミナーを行うこととなった。

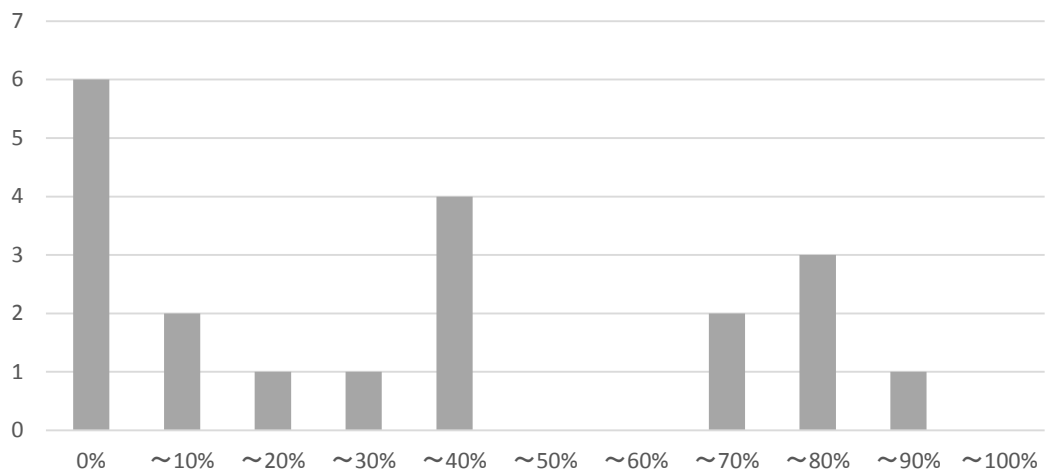
前述の通り、2016年7月のドゥテルテ新大統領が就任して以降、違法な雇用形態に対する政府の態度は厳しく、繰り返し Endo 及び違法な請負の中止を呼びかけ、時には Endo 又は違法な請負の中止か会社閉鎖かを迫るような言動も見られた。フィリピンに進出する日系企業の 1448 社中 662 社が製造業であるところ、大多数の日系企業が請負業者からワーカーを調達している。フィリピン日本人商工会議所会員企業を対象に行ったアンケートでは、請負業者を利用せず、直接雇用の従業員のみしかいない日系企業は 31.6%であった。

#### Q. 全従業員のうち人材会社従業員の数<sup>176</sup>



一方、請負業者を活用する日系企業のうち、請負業者従業員が占める割合は以下の通り様々である。

<sup>176</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所会員企業対象アンケート Q.9

Q. 派遣会社職員の占める割合<sup>177</sup>

請負にも適法な請負と違法な請負があり、上記結果は適法な請負も含めての数字であるが、大半が請負という回答も存した。これまで違法な請負形態に対して労働雇用省が厳格な対応を示さず事実上違法な請負が常態化していたため、自社が活用する請負が適法なのか違法なのかの判断をすることができない日系企業は情報収集に奔走した。その影響から、当職は、フィリピン日本人商工会議所でのセミナー決定後又は実施後から、同テーマでのセミナーの要望を頂戴し、複数の場所において人材派遣規制セミナーを実施することとなった。

## (3) 実施の状況及び結果

実施日	協力機関	参加者数
2016年8月25日	日系レンタルオフィス	約10名
2016年9月2日	フィリピン商工会議所	約110名
2016年9月21日	日系工業団地	約50名
2016年10月19日	工業団地日系企業グループ	約20名
2016年11月21日 (予定)	銀行	約50名

## ① 2016年8月25日

商業の中心地であるマニラ首都圏マカティ市に位置する日系レンタルオフィスで開催されたセミナーでスピーカーとして人材派遣規制について説明した。約1時間のセミナーであった。

小規模なセミナーであったことから、対話方式で人材派遣規制についての説明を行った。上述の通り、当該規制について特に関心が高い日系

<sup>177</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所会員企業対象アンケート Q.10

企業は製造業であるところ、本セミナー参加企業は当該レンタルオフィスの顧客が中心であり、新規進出企業やサービス業に従事する企業が大半であった。そこで、問題の所在や具体的な事例等を基本的事項を中心に質疑応答を通じて説明するという形をとった。また、日系企業を多数抱える工業団地の日系企業担当者も参加していたことから、本問題に直面する日系企業側の実情についても情報交換をすることができた。

参加企業からの反応は好調であり、セミナー後アンケート<sup>178</sup>では日系企業の最近の問題意識を反映したテーマ選定に対する高い評価が寄せられた。

## ② 2016年9月2日

マニラ首都圏マカティ市内ホテルにて、フィリピン日本人商工会議所主催のセミナーを行った。その概要は以下の通りである。

会 場： Makati Diamond Residences Legaspi 1

日 時： 2016年9月2日（金）14：30～17：00

使用言語： 日本語

参加費用： 無料

進 行（予定）：

（1）開会挨拶 (14:30～14:35)

フィリピン日本人商工会議所副会頭 藤井 伸夫氏

（2）2016年賃金及び労務調査結果報告について (14:35～15:35)

野村総合研究所シンガポール マニラ支店 支店長 高岡真紀子氏

－ 休 憩 －

(15:35～15:45)

（3）人材派遣と労働法上の規制

(15:45～16:45)

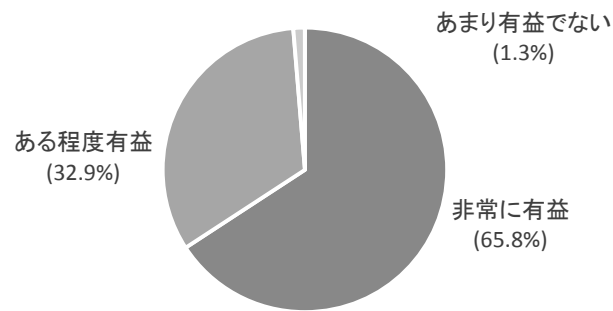
C & G 法律事務所 弁護士 岡崎友子

（4）質疑応答 (16:45～17:00)

当日は約 110 名が参加し、当職の担当箇所に対しては質問が絶えず予定時間の 2 倍の 30 分間の質疑応答時間をとることとなった。質問内容は基本的な法律及び施行規則の規定内容の理解の確認から具体的状況における適法性の確認、今後の法改正の動向等幅広く及んだ。

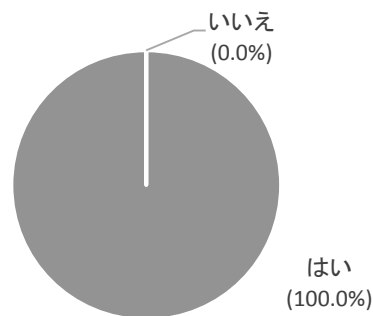
本セミナー後に実施したアンケートの結果の一部を以下に紹介する。

<sup>178</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 サービスオフィスセミナー後アンケート Q.1

Q. セミナーの評価<sup>179</sup>

概ね良い評価であったところ、その理由については「タイムリーな話題」「一番知りたい内容」「関連する法律問題が現に生じている」としてテーマ選択の妥当性に対する評価が高い一方で、より詳細な情報や実例を求める意見が複数あった<sup>180</sup>。

また、今後の動きにも関心があり、再度の開催を求める意見も寄せられた<sup>181</sup>。今後日本語でのフィリピン法セミナーに出席したいかとの質問には、全員が「出席したい」と回答したが、フィリピン人が英語で行うセミナーについては、出席したことがあるとの回答は2割弱しかなく、将来出席したいかとの質問にも半数以上が「いいえ」と答えており、日本語によるセミナーの需要が高いことが示された。

Q. 今後日本語でのフィリピン法セミナーに出席したいですか<sup>182</sup>

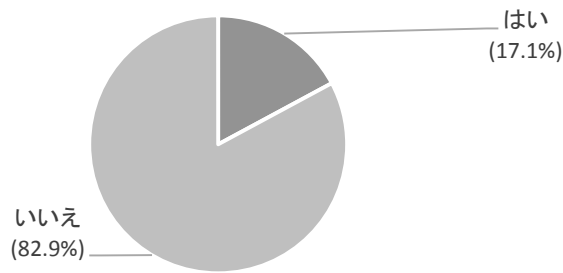
<sup>179</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所セミナー後アンケート Q.1

<sup>180</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所セミナー後アンケート Q.1-2

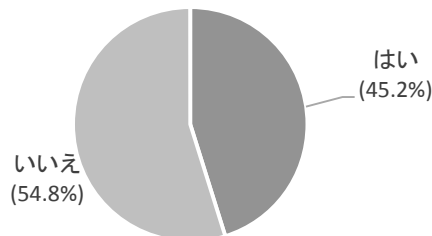
<sup>181</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所セミナー後アンケート Q.1-3

<sup>182</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 商工会議所セミナー後アンケート Q.5

Q. フィリピン人弁護士が英語で実施する法律セミナーに出席したことはありますか<sup>183</sup>



Q. 今後、フィリピン人弁護士が英語で実施する法律セミナーに出席したいですか<sup>184</sup>



### ③ 2016年9月21日

日系工業団地<sup>185</sup>の月次報告会において、前述の商工会議所セミナーと同じ内容について、当該工業団地入居企業を対象にセミナーを実施した。本調査における支援策としては商工会議所セミナーのみを予定していたが、工業団地日本人担当者より、商工会議所セミナー資料の提供を依頼されたことがきっかけで、本セミナーを実施することとなった。当該工業団地担当者によると、当該工業団地には商工会議所非会員企業が多いところ、製造業を営む工業団地入居企業にとって人材派遣規制には非常に関心が高いとのことであった。日系企業にとって重要なテーマであることから、資料を配布するよりも直接説明し質疑応答に対応することがより日系企業支援に資すると思料し、セミナー直後の月次報告会にて同内容のセミナーを行うこととした。商工会議所セミナーと同じ内容を説明する前提であったが、より充実した内容とするため、事前の質問を募集した。

当日は約50社の日系企業が参加した。事前募集した質問事項は以下の通りである。多数の質問が寄せられ、本テーマに対する関心の高さがうかがえる。

<sup>183</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.6

<sup>184</sup> 別紙1「意識調査結果集」商工会議所セミナー後アンケート Q.7

<sup>185</sup> First Philippine Industrial Park



## 事前質問事項

## 【請負：ご質問①】

1. 派遣社員ですが、例えば梱包箱の整理等は直接的な生産活動とみなされますか。
2. みなされない場合1, 2名でも派遣会社からの管理監督者が必要なのか。
3. ガードマン、運転手等も6ヶ月を超える場合は正社員にしなければならないのか。
4. 年内には派遣社員の半数、来年7月には全員 正社員にしなければならない、しない場合はPEZA認可を取り上げると聞いていますが、本当でしょうか。
5. この場合の、今年、来年に正社員にしなければならない基準はなんでしょうか。
6. 1年以上が全員の場合、年内に全て正社員にしなければならないのか。
7. 派遣社員だから、仕方なく使っていた場合でも正社員にするには問題ありとした場合は正社員にしなくてもよいのか。例えば欠勤が多い、作業態度が悪いとか。
8. 納品トラックを運転手込みで期間契約しています。運転手は契約先の正社員ですが、この場合も正社員とする必要がありますか。

## 【請負：ご質問②】

9/19 付けのまにら新聞、The Daily NNA で報道されている規定改正案によると、『請負業者による従業員の正社員化及び13ヶ月給与、有休、社会保険料の負担』を盛り込むとなっております。すでに対応済みの請負業者を使用する限りにおいては、これまでと、なんら変わりはないと考えてよいでしょうか？

もし、これまで以上にLOCに関するチェックが厳しくなった場合、具体的に最低限、どこまで整備を行ったらよいか、アドバイスをいただきたい。

## 【請負：ご質問③】

1. DO No. 18-A Section 6 (a)で労働力のみを請負になると規定している内容

①実質的な資本金を持っていない or 道具、設備、機械、作業場に投資していない場合

⇒実質的な資本金を保有し投資していればいかなる業種においても派遣社員が認められる。

②発注者の事業運営に通常必要もしくは望ましい業務に従事する場合

⇒派遣社員は事業運営に関する業務（総務、人事等の間接部門）には従事できない。

ガードマンやジャンター等事業運営に関連しない業務には従事可能。

③限定された期間、発注者の主事業に直接関連する作業従事させる場合

⇒限定された期間でなければ従事してもよい。

添付いただいた日本語訳の解説はわかりやすかったのですが、省令は英文で書かれているため英文の解釈も含め解説いただけるとより理解が深まります。

英文では① and ② or ③となっているので①の状態では②はNG、同様に①の状態では③もNGと解釈できます。

そうすると①を満たしていれば②と③によらず全ての業務で派遣社員を使用してもよいと解釈もできます。

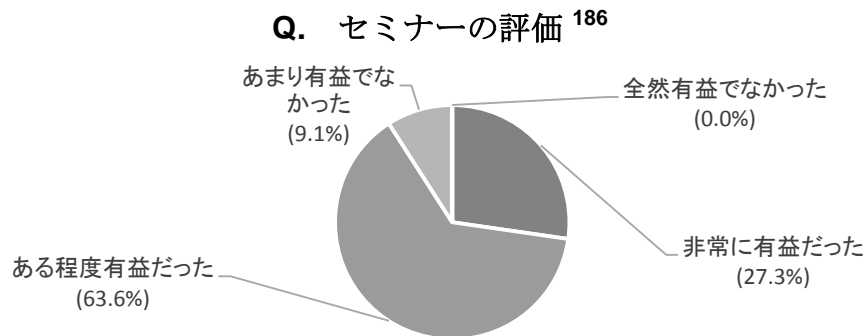
③に限って言えば限定された期間でなければ従事してもよいと解釈できます。

それとも① or ② or ③になっていて全ての条件をクリアしている業種しか派遣社員を使用できないのか。

「正当な請負」と認められるためにはどうすればよいか、  
**Section 4 Legitimate contracting or subcontracting** と合わせてご解説いただけると助かります。

当日は、商工会議所において実施したセミナーをもとに、上記事前質問に全てに対する回答をセミナー資料に盛り込んで説明した。事前に質問を募ったことにより、当日の質疑応答に対する質問は少数であったが、セミナー後には多数の前で自社の状況につき話しにくい内容の相談事項を有する日系企業から具体的状況について個別での相談を受けた。

アンケート結果は以下の通りである。



こちらのセミナーにおいてもおおむね高評価であった。その理由としては先述のセミナーと同様の意見に加え、「英文での法は解説がしにくく、分かり易く解説されていた」という指摘があった<sup>187</sup>。

また、実際の現場を見て法律的な観点からの良し悪しやアドバイスを教えてほしい旨の意見があった<sup>188</sup>。

日本企業支援のための無料イベントして何を期待するかという質問については、フィリピン法に関するセミナーという回答があり<sup>189</sup>、テーマとしては具体的に「会社法及び税制度」という意見があった<sup>190</sup>。

#### ④ 2016年10月19日

商工会議所セミナー後に資料提供の問い合わせがあったのは上記③の工業団地のみではない。同時期に、別の工業団地<sup>191</sup>の日系企業グループ(CJCA)<sup>192</sup>からも、資料を日系企業グループ間で共有したいとの連絡を受けていた。上記③のセミナー依頼の経験から、CJCAに対してもセミナーを実施することとした。事前に「CJCAの多くの会社が既にDOLEによる抜き打ちAuditを受け、派遣社員のレギュラー化等につき報告書提出を求められている有り様ですので、Practicalな質問・問い合わせ等も予想されます」との連絡を受けていたこと、商工会議所セミナー実施から1か月半が経過していることから最新情報及び今後の予想を織り込んだ資料を作成し臨んだ。当初の予定では参加者は10数名であったことから、参加者の質問を随時可能とし質問が出る都度進行を止めて議論する対話式でセミナーを実施することとした。また、上記③のセミナーと同様、事前の質問を募ったところ以下が集まった。

<sup>186</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 工業団地セミナー①後アンケート Q.1

<sup>187</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 工業団地セミナー①後アンケート Q.1-2

<sup>188</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 工業団地セミナー①後アンケート Q.2

<sup>189</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 工業団地セミナー①後アンケート Q.11

<sup>190</sup> 別紙1 「意識調査結果集」 工業団地セミナー①後アンケート Q.12

<sup>191</sup> Carmelray Industrial Park

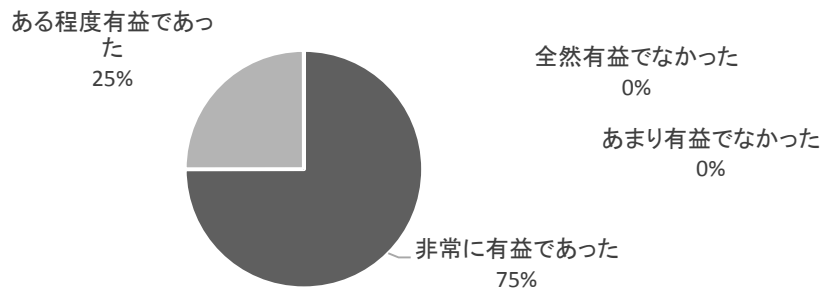
<sup>192</sup> Carmelray Japanese Copmanies Association (CJCA)

事前質問事項

- ①新大統領はいつから「既存の派遣に関する法律(DO18A)」を施行しようとしているのか？
- ②最新の、日本大使館、商工会議所の動き・対応とその結果は？
- ③他の日系企業の対応は？
- ④C&G 法律事務所の考え・アドバイスは？
- ⑤DOLE より派遣社員の 50%を年内までに正社員化しなさい という話がありますが これは Must ですか？
- ⑥フィリピン全土で足並みをそろえてできる内容ですか？
- ⑦守れない場合のペナルティーは？
- ⑧また 来年以降の動きは？
- ⑨日系企業各社は混乱し心配していると思うが、フィリピン経済界には何の動きもないのか？

当日の参加者は 20 名であり、当初の予定より多くの参加となったことに加え、参加者の積極的な参加により、質疑応答の絶えず活発な議論を盛り込んだセミナーとなった。例えば、会社の具体的な状況や、今後の改正の見通し、他の日系企業の動向、フィリピン企業の動向等について議論が行われた。参加企業のセミナー後のアンケートでも、本セミナーの満足度が高いことが分かる。

Q. セミナーの評価<sup>193</sup>



満足度が高い理由として、日本語であること、社内スタッフ以外から情報が得られていなかったのが有益であった等が挙げられていた<sup>194</sup>。

(4) 上記(3)を踏まえた更なる改善

<sup>193</sup> 別紙1 「意識調査結果集」工業団地セミナー②後アンケート Q.1

<sup>194</sup> 別紙1 「意識調査結果集」工業団地セミナー②後アンケート Q.1-2

本年調査では、様々な規模で、様々な企業を対象にセミナーを開催することができ、昨年の課題となった、支援策試行対象の拡大を実現することができた。セミナー規模、参加企業及びセミナーテーマに応じて参加企業の積極的な参加が得られるか否かが大きく異なるという印象を受けた。

これらセミナーは、いずれもルソン島におけるセミナーの実施となった。当初はルソン島内のみではなく、セブでもフィリピン日本人商工会議所及びセブ日本人商工会議所の協力を得て同様のセミナーを開催する予定であった。しかし、商工会議所側の都合によりセブは別のスピーカーをあてることとなったため、セブでのセミナー開催は実現できずに終わった。今後の改善策としては、情報の集まりやすいマニラ首都圏やその他ルソン島内のみではなく、セブやダバオ等その他日系企業の進出する地域においても日系企業支援策を実施することが考えられる。

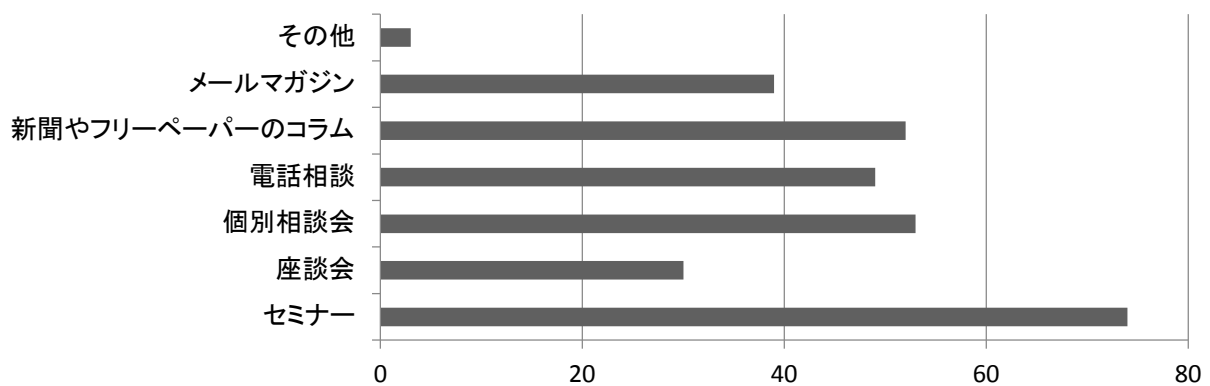
## 2. 在留邦人支援策

### (1) 実施した試行方策の内容及び当該方策を企画した理由

在留邦人を対象とした無料相談会を実施した。相談者は日本語で相談し、日本法弁護士が相談者とフィリピン法弁護士のやり取りをサポートした。

2015年度に在留邦人を対象に実施したアンケートでは、「あったらよいと思う日本の弁護士によるサポート」として、①無料セミナー、②個別相談会及び③法律コラムが上位3位を占めた。

### Q. あったらよいと思う日本人弁護士によるサポート（複数回答可）



※2015年実施フィリピン在留邦人対象アンケート結果より

そこで、本年度の支援策として、①無料セミナー、②無料相談会、③フィリピン法律コラムを検討した。フィリピンで活動する日本法弁護士とも意見交換を行い、以下のメリット及びデメリットを比較考量した結果、フィリピン法についての無料相談会のマイナス要素を全て払しょくすること

ができたことから、フィリピン法についての②無料相談会が適切であるとの結論に至った。

	プラス要素	マイナス要素
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の在留邦人に還元できる。</li> <li>・セミナー後アンケート等により、対象者から支援策試行に対するフィードバックを得やすい。</li> </ul>	<p>[フィリピン法セミナー]</p> <p>協力弁護士負担を考えると、一般の在留邦人を対象とするテーマの選定が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留邦人一般が知りたいようなセミナーのテーマはビザであるが、しかしビザは昨年の企業向けセミナーのテーマの1つとして既に行っている)。</li> <li>・結婚や離婚というテーマはキャッチーであるが、実際にはごく限られた在留邦人にしか関係がなく、大半の在留邦人にとってメリットがない。</li> <li>・メイドやドライバーに関するトラブルを抱える在留邦人は見られるものの、法規制が不十分な分野であり、かつ、法律と実務上の対応にかい離があるため、セミナーのテーマとすることが難しい。</li> <li>・交通事故をテーマとすることも検討したものの、フィリピン在留邦人の多くは歩いて移動しないので交通事故にあうこともほとんどない。</li> </ul> <p>[日本法セミナー]</p> <p>日本法セミナーは弁護士活動に該当せず日本法弁護士単独で行えるとの理解であるが、日本法に関しては需要がほとんどない。</p>

<p>無料相談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会を利用する個々の相談者の相談内容に応じて、幅広く対応できる。</li> <li>・無料相談会後のアンケート又はヒアリングにより、対象者から支援策試行に対するフィードバックを得やすい。</li> <li>・法律相談内容やその時のやり取りを通じ、在留邦人が当地で抱える法律問題の実態の把握に資する。</li> </ul>	<p>[フィリピン法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談は弁護士活動に当たるところ、弁護士活動はフィリピン人にのみ留保され、有償無償を問わず、外国人が行うことができない。そのため、日本法弁護士はフィリピン法についての法律相談に乗ることはできない。</li> </ul> <p>⇒ただし、フィリピン法弁護士と相談者のやり取りのサポート役であれば、日本法弁護士による支援が行える。</p> <p>・フィリピンで活動する日本法弁護士が所属する法律事務所が扱う案件は企業案件が多くを占める。そこで、在留邦人対象の相談会に対応できる人材が確保できるかという問題がある。</p> <p>⇒3 法律事務所及び3名の日本法弁護士より、在留邦人対象案件に対応できる弁護士の選定及び協力を得られる旨の回答を得られた。</p> <p>・対象となる在留邦人の人数が少ない。</p> <p>⇒協力弁護士から、状況によっては複数回の開催も可能との回答を得られた。複数回の開催により、対象在留邦人数を増加することが可能となる。また、あくまで支援策の試行であるので、人数の少なさ自体は問題にならないと史料した。</p> <p>[日本法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本法に関する相談の需要がほとんど見込まれない。</li> <li>・弁護士活動はフィリピン人にの</li> </ul>
--------------	---	---

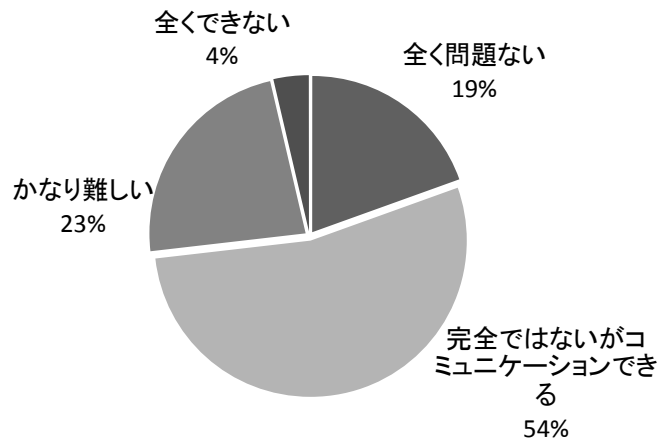
		み留保されるどころ、外国法であっても、これに含まれると解釈され、日本法弁護士は日本法に関する法律相談を行うことができない。一方、フィリピン法弁護士はあくまでフィリピン法の資格しかなく、日本法についてアドバイスを提供することができない。
フィリピン法 コラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の在留邦人に還元できる。</li> <li>・コラム発信は弁護士活動に該当しないと考えられる。</li> </ul>	<p>[フィリピン法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に、フィリピンで活動する日本法弁護士が、新聞及びフリーペーパーを通じて、フィリピン法コラムを在留邦人向けに提供しており、新たな支援策となりにくい。</li> <li>・セミナーと同様、在留邦人一般を対象とするテーマの選定が難しい。一方的な発信のため、法律と実務の乖離については触れずに対応することも可能であるが、既存コラムの中で、一般在留邦人の関心が高そうであるビザ、メイド、社会保険、銃弾事件等をテーマとして扱っており、一般在留邦人に還元できるテーマの選定が困難である。</li> </ul> <p>[日本法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンでの日本法情報についての需要が小さい。</li> <li>・コラムを通じた日本法情報は、インターネット等を通じてフィリピンからも容易にアクセスできる。</li> <li>・不特定多数へのコラム発信の場合、支援策実施後のフィードバックの取得が困難である。</li> </ul>

フィリピン法弁護士及び日本法弁護士の協力を依頼した理由は、2015年に在留邦人を対象として行ったアンケートでは、以下の通り、英語で弁護士とコミュニケーションすることに「全く問題がない」と回答した在留



邦人は 19%にとどまったことが挙げられる。「全くできない」、「かなり難しい」、「完全ではないがコミュニケーションできる」と、英語でのコミュニケーションに問題を回答感じた在留邦人は 81%である。このことから、フィリピン法について日本語でのサポートを必要とする在留邦人が多いことがうかがえる。

**Q. 英語での弁護士とのコミュニケーション**



※2015年実施フィリピン在留邦人対象アンケート結果より

しかし、残念ながら、フィリピンでは、弁護士資格はフィリピン国籍者にのみ留保されており、フィリピン法弁護士業務を行うことができる日本人は存在しない。また、無料相談であっても法律相談は弁護士業務に該当するため、日本法弁護士がこれを行うことはできない。そこで、法律相談を行うにあたり、フィリピン法弁護士と相談者の間のやり取りを日本法弁護士がサポートするという形をとることとした。

(2) 実施対象期間及び対象数

相談会を 2 日程設け、相談時間 1 回 45 分、予約制、予約先着 7 名とした。

	相談枠	利用数
第 1 回相談会 (2016 年 8 月 9 日)	3 件	2 件
第 2 回相談会 (2016 年 9 月 9 日)	4 件	2 件

対象：フィリピンに在住する日本人

担当：フィリピン法弁護士・フィリピンで活動する日本法弁護士

案内方法： ①フィリピン日本人会掲示板

②SNS

- ③個別メッセージ
- ④知人によるフィリピンに関するブログへの掲載
- ⑤知人による SNS 掲載

(3) 実施の状況及び結果

フィリピン法弁護士及び日本法弁護士の協力を得て、以下の通り、フィリピンに在住する日本人を対象に、無料法律相談会を実施した。

第1回法律相談会 (2016年8月9日実施)

相談枠3枠に対し、2件の相談があった。

協力法律事務所：ACCRA Law

担当フィリピン法弁護士：Atty. Grace Salonga

日本法弁護士：河浪潤弁護士

a. 相談者 1

(相談内容)

フィリピンで就労しながら、インターネットを通じて副業を行っている場合、フィリピンに納税するべきかどうか。

(フィリピン人弁護士の回答)

フィリピン人弁護士は、税法は専門分野でないことを前置きしたうえで、インターネットを通じて海外の会社に対してサービスを提供しているのであるから、万が一問題になった場合であっても、納税地はフィリピンではないと争うことができる旨回答し、また、そもそもなぜ納税をしたいのかを相談者に問いかけた。

相談者は、フィリピンで納税していないことが原因でフィリピンから出国できない事態が発生すると困るためこの点をはっきりさせたいとのことであった。

これを受けて、弁護士は大要以下のアドバイスをを行った。

確かに、BIR<sup>195</sup>は追跡をするので理論的には納税していないことを理由に相談者が出国を禁じられることはありうる。しかし、海外の企業に対しインターネットを通じて日本語で提供するサービスについて、日本円で日本の銀行口座に対して支払われる収入をフィリピン側が把握することは極めて困難である。し念のため、タックス弁護士にも確認はするが、その所得の源泉はフィリピンにないといえるように思われる。

(相談者の感想)

---

<sup>195</sup> 内国歳入庁

相談会の満足度としては、やや不満でした。弁護士の遅刻が理由で不完全燃焼となったためです<sup>196</sup>。ですが、気になっていただけわからないこと、ネットでフィリピン政府のサイトを読んでもよくわからないことがクリアになったので、とても助かりました。

対応してくれたフィリピン人弁護士は、いい方だと思うのですが、時間通りに開始できなかつたのが残念でした。

日本人弁護士については、労働ビザ関係のお話を伺えるとは期待していなかったのですが、お伺いできてよかったです。ありがとうございます。

今後もこのような機会があれば利用してみたいと思います。マカティ市内やBGCであっても、渋滞等により移動に非常に時間がかかりいずれにしても時間をもったいないためです。

案内についての告知はもっと早い方がいいと思いました。

フィリピン政府に対しては、お役所関係の手続きプロセスが改善することを期待しています。また、新政権になってから、麻薬の売人がたくさん殺されているというニュースを見た時に、濡れ衣を着せられて殺されたらイヤだなあと思いました。

## b. 相談者2

(相談内容) メイドについて

試用期間中の住み込みのメイドに、自分が寝ている間に財布から現金を盗まれた。盗難に気付いたのは翌朝で、その時点で持ち物を検査したが確認できなかった。他に盗む人がいないので、メイドが行ったのだと考えている。お金が帰ってくるとは思えないが、どのような対応ができるか。

他のメイドによると以前の雇い主の下でもシャンプーやアクセサリ一等を盗んでいたとのこと。また、我が家から現金がなくなった直後、そのメイドが高額のドレスをオーダーメイドしたとの話も聞いています。

メイドがいうことを簡単に信じてしまった自分も悪いですが、伝えられていたことが嘘ばかりでとても悔しいです。

(フィリピン人弁護士の回答)

警察に行き、被害届を出すことができる。メイドの身分証明書がなく、住所もわからない状況ではあるが、可能な限りのメイドの情報を持っていくこと。Facebookでメイドの写真が見つけれられるのであれ

<sup>196</sup> 当該相談者のために割り当てられた相談時間は9時～9時45分の45分間であったが、担当フィリピン人弁護士は渋滞を理由に遅れ、到着した時点ですでに9時45分であった。担当フィリピン人弁護士は予定を遅らせて45分間の法律相談を行うことを申し出たが、相談者は仕事の都合上10時には会場を出発しなければならなかったため、本相談は10分強で終了することとなった。

ば、その写真も持っていくとよい。そして、警察に何があったのかを説明すること。本件は単純な窃盗ではなく **Qualified Theft** に該当すると思われます。おそらく、本件はメイドの **NBI Clearance**（犯罪証明書）にも反映されます。告発についても、本件には相当の原因があるとされる可能性があります。正確な住所がわからないとのことですが、警察の **NBI** システムで検索することができるかもしれません。

社会保障（**SSS**）を支払っていないことが、警察に対してかえって自らの落ち度をさらすことにならないかとの懸念については、特に心配はいりません。まだ試用期間中なので、**SSS** は不要です。

今後、同様のことが起きた場合、コンドミニアムのアドミスタッフにも報告し、写真撮影を行うことをお勧めします。また、メイドを入れるにあたっては **NBI** クリアランスも求めた方がよいでしょう。

警察に行くにあたっては、日本人のみで行くのではなく、だれか信用できるフィリピン人の同行をお願いしてください。

（相談者の感想）

日本で個人的な事項について弁護士に相談したことはありました。しかし、これまでに、フィリピンで、法律問題について専門家に相談したいと思った出来事もなく、フィリピンで弁護士に相談したことはありませんでした。

無料相談会で対応してくれた弁護士は、真摯に話をきいていただき、誠実な対応をしていただきました。

ずっと泣き寝入りしないといけないのかな、ともやもやしていたのもあり、話をきいていただけただけでも救いになりました。また、日本人の弁護士の方が間に入ってくださったので、信頼感や安心感もまったく違いました。ついていてくださって、非常にありがたかったです。

対応してくれたフィリピン人弁護士は、誠実なお人柄が伝わってくる信頼できる先生で、日本人弁護士も優しい雰囲気緊張せずに話すことができました。

相談会には非常に満足しています。今後困ったことがあったら、同様の相談会があれば参加したいと思います。相談窓口は、今回のように、日本人会が入っているビル内にあると助かります。希望するイベント内容は、無料相談会です。

告知手段に限られる海外なので、ここを見ればイベント情報が得られる、という場を増やしてほしいと思います。

在フィリピンの日本人弁護士には、フィリピン特有の生活事情を踏まえた親身なご対応を希望します。また、必要な場面では、日本の公的機関のバックアップ体制があると嬉しいです。

フィリピンの公的機関に直接希望する支援はありませんが、公正さや安全を確保していただきたいです。

フィリピンでは、メイドさんやドライバーさんが定着しない。渋滞がひどく、移動だけで時間が過ぎていき、効率の悪い生活を強いられている。常に自己防衛で気をつけていないといけなく、気が休まらない環境です。弁護士の先生には、安心して暮らしていくために、困ったときにはすぐに頼れる存在でいてほしいと思います。

## 第2回法律相談会（2016年9月9日実施）

4 枠を設けていたが、申し込みは2 件のみであった。

協力法律事務所：SRMO Law

フィリピン法弁護士：Atty. Victorio H. Macasaet、Atty. E.C. Balois

日本法弁護士：野口洋高弁護士

### a. 相談者3

（相談内容）

自分の海外出張中にフィリピン人妻が急逝し、妻の親族との間で相続に関する合意がなかなか進まない。弁護士によると自分の相続分は75%で、25%が妻の親族13人に割り当てられるとのことである。そこで13人の中から代表者を1人選任してもらい、その者と交渉をしているが、不動産を売りたい自分に対し、親族側はそれを拒否し、なかなか進まない。妻名義で銀行口座が複数あるはずだが、家に残っているのは古いキャッシュカードのみで現在のカードが見つからない。自分の弁護士には銀行残高は0ペソだといわれている。また、総額200~300万ペソ程度の価値の貴金属も鍵付きのケースに入れてしまっているはずだが、鍵がこじ開けられた形跡で中身が空っぽになっている。弁護士には証明が難しいといわれている。また、相続に当たっては不動産の価格を確認するべく裁判所の手続きが必要といわれ、戸惑っている。貴金属はあきらめているが、不動産と車を売却したいと考えており、どうしたらよいかを相談したい。

（フィリピン人弁護士の回答）

弁護士から相続分は75%とのアドバイスを受けたとのことであるが、婚姻中に取得した財産であるので、100%相続することができる。子供と配偶者は50%ずつ相続するが、子供がいない相談者の場合、全てが配偶者のものとなる。例外的に、妻の財産がその親から相続した場合には異なる処理となるが、今回の相続財産は全て婚姻中に取得したものとのことなのでかかる例外には当たらない。

銀行口座の残額は、各銀行に問い合わせることによって知ることができる。25%の相続分を主張する親族の同意は不要であり、単独で行える。

また、不動産の価値についても、特に裁判所の手続きは不要である。固定資産税を支払う際にすでに不動産の価格が算出されており、それを活用できる。

相続税を支払っていないようだが、相続税は脂肪から6か月以内に支払う必要がある。すでに6か月を超えているが、遅延利息等を支払えばいいだけの話である。

現在の弁護士を解任するのであれば、契約解除の話をする前にまずは各種書類を取り戻すことをお勧めする。

また、相談者は配偶者ビザを取得して滞在しているが、配偶者ビザは配偶者の死亡により失効する。他者から現在の違法状態を告発されると最悪のケースでは強制退去処分となるが、自発的に手続きするのであれば今からでも多少のペナルティの支払いで済む。親族らと本格的にもめる前に移民局に行って、イミグレーション問題を解決しておくことである。まずは配偶者ビザから観光ビザへのダウングレードを行い、その後、適宜のビザの申請という流れになる。

(相談者の感想)

すでに本件相続は弁護士に依頼しているが、妻の死亡から9か月も経過しているのになかなか話が進まず、妻の親族との交渉も遅々として進展が見られないことから、専門家の第三者の意見を聞きたくて無料法律相談に申し込んだ。

相談している弁護士は日本人のA弁護士で、よく行く居酒屋の人から照会してもらった。この弁護士はアメリカ法の弁護士資格を有しており、フィリピン人弁護士とパートナーを組んで事務所を運営しているらしい。普段は企業対応をしており個人案件はあまり扱っていないとのことであるが、知り合いの紹介ということで対応してもらっている。

A弁護士とフィリピン人弁護士に言われてきたことが、今日の無料法律相談で教えてもらった話とあまりに違うのでとても驚いている。A弁護士らの対応が遅いことを相談していた知人からは、弁護士を変えてはどうかとのアドバイスを受けていた。実際、着手金40,000ペソ<sup>197</sup>、成功報酬10%という条件で契約を行い、すでに着手金は支払い、面談や電話、メールはしているが、状況報告書のようなものは一度も受け取ったことがない。本当に対応してくれているのかわからない。自分はメールでいつも依頼を送るのだが、A弁護士らはそれに対

<sup>197</sup> 約86,500円(2016年9月10日現在のレート)

してメールの回答をしたことがなく、常に電話での回答である。今考えてみると、下手な証拠を残さないようにしていたのかもしれない。知人から弁護士交代の助言を受けた際、今更弁護士を変えるのはどうかとか、弁護士を解任するはっきりとした理由がない中での交代ははばかれると考えていた。しかし、今日、他の弁護士の先生の話聞くことができ、気持ちがすっきりした。現在 A 弁護士は日本に出張中で来週返ってくるので、話をしてみようと思う。それにしても、私の相続分が 100%なのか、75%なのか、という基本的であろう事項において解釈の違いが生ずるのはいかなるものだろうか。

今回の相談は、Facebook を通じて知った。ちょうど A 弁護士らと打ち合わせをしてもらい埒があかないと感じ精神的に切羽詰まっていたときだったので、何か状況が代われば良いと思って無料相談に応募した。対応してくれたフィリピン人弁護士も日本人弁護士も、いずれも紳士的な方で、有意義な相談会であった。非常に満足している。英語でも対応はできるが、やはり日本語での相談は安心感が違う。場合によっては、今後も今日相談に乗ってもらった弁護士にお世話になると思う。

今抱えている問題の怖いところは、フィリピンで日本人が殺害等の被害にあう理由の一つが財産トラブルであることである。たまたま、財産トラブルをめぐって日本人がフィリピン人の妻又はその親族から殺害されたという話を聞く。自分もとてもじゃないが恐ろしいので、身の安全のため、これまで住んでいた妻名義の家ではなく、別のところに一時的に居所を構えている。こういったフィリピン特有の事情に対する慎重な対応も必要であり、弁護士 A 及びフィリピン人には期待をしていたが、期待に添わない仕事ぶりであり、そもそも親族側にこちらがサインしてほしいと言っている書面を送ってくれているのかすらもはやわからない状況である。事情を理解しつつもきちんと仕事してくれる弁護士にお願いしたい。

(所感)

日本人弁護士 A の存在については、不明確な点が多い。後日相談者から提供された弁護士 A の名刺によると、弁護士 A は事業会社に役員として所属している旨の記載がある。一方、相談者は、弁護士としての名刺又は法律事務所に勤務している旨の名刺の交付は受けていない。弁護士 A と組んで対応しているフィリピン人弁護士のフィリピン法弁護士登録については確認ができたものの、米国弁護士資格の有無は確認できていない。なお、日本での弁護士登録が行われていないことは確認済みである。自称弁護士の A 氏が真に弁護士資格を有するか否かは断定できないものの、相談者は居酒屋から「弁護士」として紹介された日本人男性と聞いて信用し、その結果満足のいかない対応を受け

ている。もしその時点でほかのフィリピンに進出する日本人弁護士の存在を認識していれば、比較検討し得たといえる。1例にしかすぎないが、フィリピンでの日本人弁護士の活動がまだまだ浸透しきっていないことが分かる。抱える法律問題の少なさと、万が一問題が起きた際に相談できる先としての認知度の向上をどのように実現するかバランスが課題となると思料する。

#### b. 相談者4

(相談内容)

賃貸トラブルである。2年前に退去したコンドミニアムのオーナーに、高額の請求をされている。賃貸借契約自体は会社契約なので、自分たちではなく会社がオーナーと交渉をしている。オーナーには、契約開始時に敷金21万ペソを支払っている。これに対して、修繕費として約21万7000ペソがかかったと主張されている。会社がオーナーと交渉して修繕費の7割をオーナー、3割を会社が負担するという事になったそうだが、会社は我が家にもいくらか負担させる方針と聞き不安になっている。本当にこれらを支払わなければならないのだろうか。

(フィリピン人弁護士の回答)

契約書の記載ぶり次第ではあるが、一般的には、通常損耗に関してはオーナーが負担することになっている。ただ、本件で難しいのは、オーナー側にデポジット21万ペソがあるということである。法律上は支払う義務はなくとも、実際にオーナー側に現金があるため、なかなか強く出にくいというのも事実である。

例えば、デポジットの返還を求める旨の **Demand letter** をオーナーに送ることは可能であるが、これによってオーナーが態度を強固にする可能性がある。現在はオーナーと会社の負担割合が7対3なので、このまま話が進めば約7万ペソがオーナーから会社に対し返還されるはずである。しかし、**Demand Letter** を送ることにより、オーナーが翻意して7対3の割合ではなく100%の負担を求める可能性もあり、その場合、デポジット21万ペソは帰らなくなる可能性が高い。訴訟をするにしても、フィリピンの場合、10年程度かかる。このことから、**Demand Letter** を送ることは本件では賢明ではない。

ブローカーを巻き込むというのも一つの案ではある。ブローカーは評判、紹介が命であるので、レピュテーションの低下を嫌ってある程度金銭的な負担をするブローカーも存在する。

相談者は直接の契約者ではなく、オーナーとの交渉も行っていないとのことであるので、これまでの経緯からすると、オーナーと交渉す



るのではなく、会社側に、自己の負担割合を減らすよう交渉することをお勧めする。

(相談者の感想)

今回は、相談をさせて頂いてありがとうございました。弁護士さんに相談するのは初めてで少し緊張しましたが、分かりやすく相談に答えて頂けて良かったです。特に、日本語で相談できたことと、実際のケースと比べて現実的なアドバイスを頂けて良かったです。非常に満足の無料相談会でした。

日本でもフィリピンでも、弁護士に相談をしたのはこれが初めてです。そのため、弁護士費用の相場観も分からないし、正直言って弁護士には近寄りがたいイメージがあり、誰がよい弁護士なのか、どうやって相談すればよいのかもよくわかりませんでした。しかも、フィリピンでは言葉の壁があるので、英語が上手でない自分には利用できないと思っていました。ただ、これまでに特に相談したいようなトラブルがあったわけでもなく、今回の相談事項が初めてです。今回の問題は、さほど大きい問題でないことと、相談をしていること自体を主人の職場に知られたくないことから、他の機関にも特に相談はしていませんでした。今回は無料相談で、しかも日本の弁護士さんが間に入ってくれるということだったので利用させてもらいました。もし日本人弁護士さん無しで直接フィリピン人弁護士さんに相談するのは難しかったと思います。英語での相談となると、ちゃんと説明できる自信がありません。

今回の問題は、費用面を考えると、引き続き弁護士さんに相談するようなことではなさそうですが、フィリピンでは日本よりトラブルが多いので、気軽に相談できる場所があると助かります。自分のように英語が苦手な人にとっては日本語のサービスは本当に助かります。弁護士に依頼したことがないので、費用感についてはイメージがありません。日本語の対応をしてくれるのは、信頼性があって法律の専門家である日本人弁護士の方がいいとは思いますが、場合によっては弁護士ではなく通訳の人でもいいと思います。例えば、フィリピン人の弁護士と通訳に相談する金額が、フィリピン人の弁護士と日本の弁護士に相談する金額の3分の1であれば、とりあえずは通訳にお願いするかなと思います。あと、コンドミニアムは持っていませんが、例えば、トラブルが大きくて所有のコンドミニアムの件とか、ビザ等絶対に失敗したくないようなものは日本人弁護士さんで安心したいです。私みたいな普通の人には弁護士さんに相談するとすごく敷居が高いので、今回みたいな無料相談とか、話聞くだけ1回〇〇ペソとかだと気軽に相談できそうです。日本でも相談したことないから相場が分かりませんが、できたら初回30分1000ペソくらいまでが利用しやすいような

感じがします。全く法律や弁護士に縁のない自分の感覚的な数字なので1000ペソは安すぎるかもしれませんが、値段がはっきりしていると相談しやすいです。

#### (4) 実施の状況及び結果を踏まえたさらなる改善案

今後の改善案を検討するに、まず着目すべきは、当職及び協力者が告知を行った範囲においては、法律問題を抱え法律相談会を利用できる在留邦人が少なかったことである。上記の通り、2日程合計7枠の無料相談に対し、予約が入ったのは4枠のみである。

第1回に関しては告知期間が短かったとはいえ、1か月以上の告知期間を設けた第2回相談会においても予約は4枠中2枠しか埋まらなかった。

告知媒体として活用した日本人会掲示板は、駐在員を中心として2,600世帯<sup>198</sup>が加入する、フィリピン最大規模の在留邦人の団体である。ガレージセールやメイド紹介等日常生活に関する告知も頻繁に行われ、例えばガレージセールにおいては通常数十名～100名程度が参加し、日本人会掲示板自体の告知力に問題はないと思料する。

また、これに加え、個人としても約200名に個別に告知を行うとともに、知人の協力を得て、フィリピンブログ<sup>199</sup>及びSNSでの告知も行った。知人の協力及びブログ告知の効果もあり、当職の関知していないSNSグループ内においても本相談会の情報は展開された<sup>200</sup>。

告知力一般論としては問題がないと思料される今回の告知方法にも関わらず、相談枠7枠に対しての4件のみの相談という結果から、今後の対応策を検討する前提として、以下の仮説を検討する。

#### ①仮説1：フィリピン在留邦人全体として、法律問題を抱える人数が少ない。

2015年に在留邦人を対象として行ったアンケートで、フィリピンにおける弁護士利用経験を問うたところ、個人的な問題についてフィリピン法弁護士への相談経験を有する者は回答者の14%、日本人弁護士への相談<sup>201</sup>の経験を有する者は3%という結果であった。

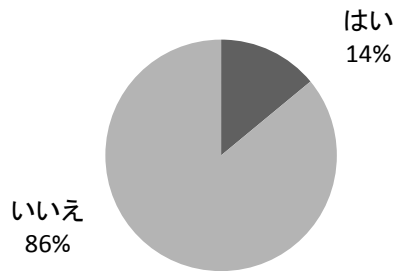
<sup>198</sup> 2016年1月時点

<sup>199</sup> ブログ作成者によると当ブログの読者は延べ10万人である。

<sup>200</sup> 相談会参加者によると、本相談会の情報は当職の関知しないSNSグループ内で共有されていたとのことである。

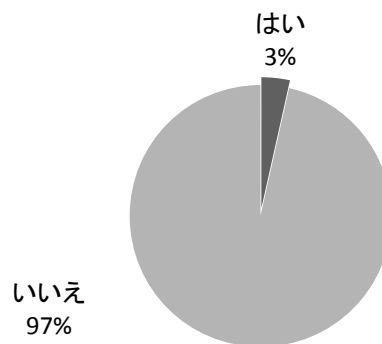
<sup>201</sup> 当地は、弁護士の国籍制限のため、日本法弁護士が直接のアドバイスをすることはできないため、日本法弁護士に相談をした場合であっても、直接のアドバイスはフィリピン人のフィリピン法弁護士が行い、それを日本法弁護士がサポートする形をとる。

Q. 個人的な問題のフィリピン法弁護士への相談経験はありますか



※2015年実施フィリピン在留邦人対象アンケート結果より

Q. 個人的な問題について、日本人弁護士に相談したことがありますか？



※2015年実施フィリピン在留邦人対象アンケート結果より

上記アンケートの回答者数は約 200 人であるところ、回答者中、フィリピン人弁護士への相談経験者は約 28 名、日本人弁護士への相談経験者は約 6 名となる。当該回答結果を単純にフィリピン日本人社会全体の状況に引き直すことはできず、また、他国との比較ができないため結論を急ぐことはできないが、約 15%の在留邦人がフィリピンで弁護士に相談した経験があるとの上記結果から、フィリピン在留邦人全体として、法律問題を抱える人数が少ないという結論を出すことはできない。

また、在フィリピン日本国大使館は、世界的に見ても邦人援護案件数が多い。2015年発表の海外法人援護統計によると、在フィリピン日本国大使館は在タイ日本国大使館、在上海日本国総領事館に次いで世界第3位の邦人援護件数である。在フィリピン日本国大使館員ヒアリングによると、フィリピン大使館の邦人援護案件の特徴は、1件1件の案件の重さにある。困窮邦人をはじめ、単純には解決できない案件が多いのがフィリピンである。

これらを踏まえると、フィリピン在留邦人全体として、法律問題を抱える人数が少ないという仮説は、取ることができない。

②仮説2：告知対象の中心を占めた駐在員コミュニティにおいて、法律問題を抱える人数が少ない。

今回の法律相談利用者の半分は駐在員家族であった。利用者割合のみを見ると、駐在員が特に多く問題を抱えるかのように映るかもしれない。駐在員を中心とする日本人コミュニティでの告知が行われたことから必然的に駐在員の利用率が高まったにすぎないと思料する。むしろ、駐在中心の日本人コミュニティでの告知では、7 枠中 4 枠しか埋まらなかったという点に注目したい。

フィリピン日本人会ヒアリングによると、一般論として、駐在員会員は法律トラブルに巻き込まれない傾向にあるとのことである。多少人間関係が浅くなるうとも駐在期間を問題なく平穩に過ごそうとすること、相対的に社会的地位や収入の高い人間が多く通常の行動範囲にトラブルが少ない上会社等の指示によりトラブルに巻き込まれないように注意していること、社用車またや自家用車での移動が多いこと等の行動傾向もその原因の一つである。そのため、大きなトラブルが起きにくい傾向にある。人によっては、経済的余裕があることから問題が大きくなる前に早期に金銭的な解決をする人もいると聞く。

在フィリピン日本国大使館員ヒアリングによると、フィリピンで邦人殺害案件の被害者の特徴は主に 2 つで、フィリピン人女性の恋人又は妻がいる日本人男性、又は反社会的勢力の関係又はトラブルを有する者である。軽微な刑事事件の被害にあう日本人は旅行者に多い。当地で事業を行う日本人や永住者は、フィリピン人とも日本人とも密なかかわりがあるため、トラブルに巻き込まれやすい傾向にある。退職者ビザ保有者が集まる PRA 日本人倶楽部からヒアリングを行った際には、各会員から様々なトラブルの話が挙がった。一方、日本人会ヒアリングでは、トラブルの話はほとんど聞こえてこない。

これらのことから、告知対象の中心を占めた駐在員コミュニティにおいて、法律問題を抱える人数が少ない可能性が高いと言える。

③仮説3：利用希望者の都合が合わず、設定日時に利用できなかった。

無料相談告知に対し、当職の知人 2 名から、無料相談に興味があるが設定された日程では都合が悪いため利用できないという連絡を受けた。また、別の在留邦人からは、フィリピンで就労している者、特に職場が会場となったマカティ市から離れたところにある者にとっては平日営業時間内のみの開催では利用できないという意見も頂戴した。当然ながら、全ての在留邦人が平日に時間をとりマカティ市を訪れることができるとは限らない。

相談会は8月及び9月に開催されたところ、偶然ではあるが、この時期は、日本の夏休みに合わせて一時帰国をする日本人が比較的多い時期でもある。

さらに、相談会終了数か月後になって、相談会に対する複数の問い合わせも生じている。在留邦人が相談会実施時にタイミングよく相談事項を抱えているとは限らず、また、その後に法律問題に直面する可能性もある。

これらのことから、無料法律相談会利用希望者のタイミングが合わず、設定日時に相談会を利用できなかったという仮説は成り立ちうるといえる。

#### (5) 今後の課題

上記を踏まえ、今後は①告知対象の拡大、②柔軟な利用方法、及び③告知期間の拡大の検討が必要になると考える。

具体的には、①告知対象の拡大のためには、例えば告知媒体を複数利用すること、フィリピン日本人会のみでなく、PRA 日本人倶楽部等の他の団体、大学の同窓会、県人会や同好会、交流会といった各種の団体、集まりをも対象として告知を行うことで、漏れを減らすことができる。

なお、最も効率よく在留邦人に対して情報発信をできる手段は、在フィリピン日本国大使館に在留届を提出する際に記載したメールアドレスを活用すること、又は、当該情報に基づき在フィリピン日本国大使館が発信する海外安全情報メールにて告知することである。かかる方法によれば、在留届提出済みの日本人に対して確実に情報発信を行うことができる。しかし、これらは、メールアドレスの取得は個人情報の目的外利用にあたり、認められない可能性が高い。

告知対象の拡大の前提として、フィリピンにおける日本法弁護士の認知度の向上も求められる。

次に、②柔軟な利用方法について検討する。本支援策の試行に当たっては、協力弁護士の予定の確保、会場の確保の都合から、予め設定した日時のみでの対応、かつ平日のみでの対応とせざるを得なかった。さらなる在留邦人支援の観点からは、利用者の便宜のため、以下のような対応が考えられる。

- 特定日に開催する法律相談会としてではなく、随時相談を受け付ける。
- 相談場所を、事前予約不要な場所、例えば協力弁護士の所属法律事務所等にする。
- 遠方からの相談者対応として、電話、メール、スカイプを通じた相談を受け付ける。

また、③告知期間の拡大も効果があると考えられる。告知時点では相談事項を有しないものであっても、告知期間を拡大させることで認知度を向上させ、告知時点では問題を抱えなくともその後に問題に直面した在留邦人の相談口となることができる。

その一方で、協力弁護士側の立場も忘れてはならない。本支援策の試行は、本調査を目的として、協力弁護士にはボランティアでご協力いただいた。支援策実施による何らかのメリットを協力弁護士に示せることが今後の支援策の継続及び柔軟な利用方法の実現に欠かせない。当職の認識する限り、本相談会の利用者4人とも、協力弁護士に対して依頼するに至っていない。在留邦人支援策は、短期的には今回のように協力弁護士による力添えにより行うことができた。しかし、個人の善意のみに頼っては長期的な支援策の実現には遠い。特に、フィリピンは日本法弁護士による活動が開始されたばかりであり、活動する弁護士の数も少ないことから、今後このような支援策を打ち出すにあたっては一人一人の負担も大きい。日本法弁護士によるフィリピン在留邦人の支援を充実させるには、日本政府機関による支援が望まれる。

## 第6 小括

当地における支援を提供する側の現状として特筆すべきは、外弁規制が策定されつつある点と、当地で実際に法的業務に従事する日本人弁護士が着実に増加していることである。当職の当地における業務経験や支援策の試行等を通じて、ニーズはあるもののサービスの供給体制が整っていなかったものが、制度・実態両面において改善しつつあるという実感が得られた。即ち、フィリピンの制度及び実情に通じた日本人弁護士が増え、その存在が認知されていくに従い、支援を求める側のオプションとして日本人弁護士が比重を増していると考えられる。

支援の在り方については、日系企業に対する場合と、在留邦人に対する場合は区別して考えることが肝要である。両者の最も大きな違いは、費用の問題で、現実的にビジネスベースで支援を行うことが出来るか否かという点にある。企業に対する支援は、日系企業の進出がさらに進むにつれて、また、外弁規制が整備されるに伴って、自ずから供給側が質量ともに充実していくものと思われる。その一方で、在留邦人が抱える問題は、持続的にサービスを提供する法曹有資格者をビジネスベースで支えるには不十分にならざるを得ないと考えられ、公的な補助金や現地大使館の積極的協力等の供給側に対する支援が必要であると考えられる。

## おわりに

約2年間に亘る調査を通じて、フィリピンにおける日系企業や在留法人が直面する法律問題の相談・対処・解決に際して、日本の法曹有資格者、つまり高い語学力や一般論としての現地事情への精通のみならず、深い法的素養と日比双方の法律に対する理解を備えた者の支援が強く求められており、今後益々その重要性を増し続けるであろうと確信した。制度的には未だ極めて限定された活動しか行えないものの、その活動のための制度整備が少しずつではあるが進められていることも、需要や期待の証左であると考えている。

一方で、自助による支援の限界も考えさせられる点であった。自己の意思及び判断によりフィリピンに進出する企業及び在留邦人は、本来的には法律問題の対応も自己責任で行うべきであるものの、適切な相談先にアクセスできないことが原因で問題を放置又は悪化させてしまう例も多々見られる。そういった日系企業及び在留邦人の中には真に支援が必要な事例もあると思われるところ、現在は支援のための環境づくりが十分とは言えない。継続的な支援のためには、やはり公助・共助が不可欠であり、中でも現地で最も信頼できる機関である日本大使館による支援や協力は、今後の支援の拡充が求められる。また、状況は日々刻々と変化しており、何らかの形で本件調査をフォローアップする調査・情報収集・周知活動を行うことも、支援の重要な一部である。

最後に、意義深い本件調査の機会を与えていただいたことに対し篤く御礼を申し上げるとともに、本件調査結果が関係者により活用され、日比関係の更なる発展に寄与することを期待する次第である。